

「国際社会の主な動向」関係資料

- ・「人権教育のための世界計画」第1フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第2フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第3フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第4フェーズ
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ
- ・児童の権利に関する条約
- ・「ビジネスと人権」に関する行動計画（概要）

人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005－2007）行動計画

I. イントロダクション

「世界人権会議は、人権に関する教育、訓練及び広報が、コミュニティ間の安定的かつ調和的な関係を促進及び達成し、相互理解、寛容及び平和を促進するために不可欠であると考える。」（ウィーン宣言及び行動計画第2部第78段落）

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスを益々表明してきている。人権教育は、すべてのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権委員会決議 2004/71 で述べられているように、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。

2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言（26条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、児童の権利に関する条約（29条）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、ウィーン宣言及び行動計画（第1部第33－34段落、第2部第78－82段落）並びに2001年に南アフリカ共和国ダーバンで開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に対する世界会議の宣言及び行動計画（宣言第95－97段落、行動計画第129－139段落）を含む、多くの国際文書に盛り込まれている。

3. 国際社会によって合意された、人権教育の定義の諸要素を提供するこれらの文書に従い、人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報であると定義され、以下を目指す。

（a）人権及び基本的自由の尊重の強化。

（b）人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達。

（c）すべての国民、先住民並びに人種的、民族的、種族的、宗教的並びに言語的集団の間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進。

（d）すべての個人の、法の支配に統治された、自由で民主的な社会への効率的な参加の実現。

（e）平和の構築及び維持。

（f）人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。

4. 人権教育は以下の事項を含む。

- (a) 知識及び技術—人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身につける。
- (b) 価値、姿勢及び行動—価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化する。
- (c) 行動—人権を保護し促進する行動をとる。

5. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995-2004)及び行動計画、並びに「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001-2010)など、加盟国は様々な、明確かつ国際的な行動枠組を採択した。

6. 2004年、経済社会理事会は、人権委員会決議2004/71を歓迎し、人権委員会が定期的に特定する分野又は問題に関する国家レベルでの人権教育の取組みに更なる焦点を当てるため、総会に対して、人権教育のための世界計画を2005年1月1日から開始し、連続したフェーズとすることを、第59回会合で宣言するよう要請した。

B. 人権教育のための世界計画の目的

7. 人権教育のための世界計画の目的は以下のものとする。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進する。
- (f) 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。

C. 人権教育活動の理念¹

8. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに開発の権利を含む、人権の相互依存性、不可分性及び普遍性を促進する。

¹ 人権教育活動の理念についての節は、1994年から2004年までの「人権教育のための国連10年」で作成された、人権教育のための国内行動計画指針に基づいている。

(b) 差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対を促進する。

(c) 人権の基準に一致した、慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）の、解決を導く分析を奨励する。

(d) 人権のニーズを特定し、履行を確保するため、コミュニティと個人を強化する。

(e) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。

(f) 地方、国家、地域及び国際的な人権文書及び人権保護の仕組みを用いる知識及び技術を促進する。

(g) 人権推進行動のために、知識、批判的分析及び技術を含む参加型の教育法を活用する。

(h) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導及び学習環境を促進する。

(i) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

11. 第一フェーズ（2005－2007）：初等中等教育における人権教育行動計画

「世界人権会議は、教育が人権及び基本的自由の尊重を強化することを目的とするよう国が確保する義務を負うことを再確認し、これは国家の、また、国際的な教育政策に組み入れられるべきである。（ウィーン宣言及び行動計画第1部第33段落）」

9. 人権委員会決議 2004/71 に従い、人権教育のための世界計画の第一フェーズ（2005－2007年）は初等中等教育に焦点を当てる。

A. 背景

10. この行動計画は、世界人権宣言、児童の権利条約及び児童の権利委員会により採択された関連ガイドライン（とりわけ 2001 年の、教育の目的に関する一般意見）、1993 年ウィーン宣言及び行動計画、並びに平和、人権、民主主義のための教育に関する宣言及び総合的行動要綱といった、国際的な人権文書によって定められた原則及び枠組を基にしている。また、教育に関する国際的な諸宣言と諸プログラムも基にしている。

11. 2000 年の世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育に関するダカール行

動枠組²」は、「万人のための教育（EFA）」の目標及び目的の達成における主要な国際的な基盤かつ共同コミットメントであるが、世界人権宣言及び児童の権利条約によって支持される教育ビジョンを再確認しており、共生することの学習を目指している。ダカール枠組では、教育は、社会的団結を促進し、人々を社会的変革への活発な参加者とさせるため個人を強化するゆえに「持続可能な開発、平和及び安定」（第6段落）における鍵であると考えられている。ダカール枠組の第6目標は、特に読み書き能力、計算能力及び基本的な生活技術において、認められ、かつ測定可能な学習成果が全ての人に達成されるような卓越性を確保することで、教育の質の全ての側面を改善させることにある³。この目標は、読み書き計算を超え、かつ、必然的にダイナミックであるとはいえ、強固に人権に基づいた重要な成果として、民主的な市民権、価値及び連帯を課す、良質な教育の概念の根拠を提供している。

12. 人権に基づいた良質な教育は、持続可能な開発のためのサミットの実施計画にも含まれる、持続可能な開発のための教育の概念を含んでいる。教育は、農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV/AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識、及び人間の価値と人権のような、より広範な倫理的課題といった重要な問題に対処するプロセスとして捉えられている。さらには、持続可能な開発に対する闘いにおける成功のために「他の価値—とりわけ正義及び公正—を擁護するわれわれの取組及びわれわれが他者と運命共同体であることに気づくこと⁴」の強化という教育へのアプローチが必要だと述べられている。人権教育のための世界計画は、共通する懸念に対し、双方の努力を連結することで「持続可能な開発のための教育10年」（2005–2014）と相乗効果を生み出す。

13. 2000年の国連ミレニアムサミットの際に国際社会により採択されたミレニアム開発目標の一つは、初等教育への普遍的なアクセスの促進であり、それは依然として大きな課題である。複数の地域では就学率は増加しているものの、多くの地域では教育の質は低いままである。例えば、ジェンダーについての偏見、女兒の身体的情緒的安全への脅威、及びジェンダーに無神経なカリキュラムは全て、教育の権利の実現を阻むものである（A/56/326、第94段落）。この行動計画は、人権に基づいた良質な教育を促進することにより、このミレニアム開発目標の達成に寄与することを目的としている。

14. 読み書き能力は教育の権利の達成における主要な学習ツールであり、行動計画はまた、とりわけ国連識字の10年（2003–2012）の枠組において、識字に関する普遍的な権

² ユネスコ「2000年4月26–28日世界教育フォーラム（セネガル、ダカール）についての最終報告書」、パリ、2000年、参照。

³ 児童の権利委員会的一般意見第1号（2001年）によると、生きる力とは「バランスのとれた決定を下し、非暴力的方法で問題を解決し、健康な生活スタイル、優良な社会的関係及び責任、批判的施行、創造的才能、並びに人生において選択肢を追求するのに必要なツールを子どもたちに与える能力」である。（第57回国連総会公式議事録、補足書第41号）

⁴ ユネスコ「持続可能性のための教育：リオからヨハネスブルグへ—10年の経験から学んだこと」、パリ、2002年。

利を促進するという締約国又はその他の主体の行動の文脈にも位置づけられるものである。

B. 学校システムにおける人権教育

15. 人権教育は、教育の権利における欠くことのできない一部分として広く考えられている。児童の権利委員会が一般意見第1号で述べているように、「全ての児童が権利を保持する教育とは、児童に生活の技術を与え、全ての範囲の人権を享受する児童の能力を強化し、適切な人権の価値が注ぎ込まれた文化を促進することを意図するものである（第2段落）」。このような教育は、「全ての児童にとって、人生の過程において、グローバリゼーション、新しいテクノロジー、及び関係する現象がもたらす根本的な変化の時代に付随する挑戦に対して、バランスのとれた、人権と親和的な反応を達成する努力のための不可欠なツールである（第3段落）」。

16. 児童の権利条約は、教育が促進されるプロセスにとりわけ重点を置いており、一般意見でも「他の権利の享受を促進する努力は、教育のプロセスにより与えられた価値によって損なわれてはならず、強められるべきである。これはカリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境も含む⁵」と強調されている。従って、人権は、内容の伝達及び経験の双方を通じて学ばなければならない、また、学校システムのあらゆるレベルで実践されなければならない。

17. この意味において、人権教育は、権利に基づいた教育へのアプローチを促進し、また以下の事項を含んだプロセスとして理解されなければならない。

(a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む学習の全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。

(b) 「教育における人権」：教育システムにおいて、全ての主体による人権の尊重及び権利の実践を確保する。

18. 従って、初等中等教育における人権教育は以下の事項を含む。

(a) 政策—参加型の方法で開発し、カリキュラムの向上並びに教員及びその他の教育関係者に対する研修政策を含む、人権に基づいた一貫した教育政策、法律及び戦略を採用する。

(b) 政策の実施—適切な組織の手段を採り、全ての関係者の関与を促進することで、上記の教育政策の実施を計画する。

(c) 学習環境—学校環境それ自体が、人権教育と基本的自由を尊重し促進する。学校環

⁵ 一般意見第1号において、児童の権利委員会はまた「競争を刺激し、子どもに過大な作業をもたらす、知識の蓄積に一義的に偏った指導方法は、子どもの能力や才能の潜在性の最大限の調和的な発達を深刻に妨げる点を強調しなくてはならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

境は、全ての学校関係者（生徒、教員、職員、経営者及び保護者）に、実際の生活行動において人権の実践機会を提供する。学校環境は、児童が自由に意見を述べ、学校生活に参加することを可能にする⁶。

（d）指導及び学習—すべての指導及び学習のプロセス及びツールは、人権に基づいたものとする（例えば、カリキュラムの内容及び目的、参加型かつ民主的な実践及び方法論、並びに既存の教科書の見直し及び改訂を含む適切な教材等）。

（e）教員及びその他関係者の教育及び専門能力の開発—着任前及び着任中の研修を通じ、教職者及び学校の指導部に、学校における人権の学習及び実践を促進するために必要な知識、理解、技術及び技能を、適切な労働環境及び地位と共に提供する。

5つの要素及び関連行動方針についての詳細な記述は、参照ツールとして別添で提示されている。

19. 人権に基づく教育アプローチを促進することで、人権教育は、教育システムがすべての個人に質の高い教育を保証するために本質的な使命を果たすことを可能にする。従って、人権教育は、国内の教育システム全体の有効性を向上させるのに貢献し、ひいては各国の経済的、社会的及び政治的発展において本質的な役割を果たす。人権教育は、何よりも、以下の利益をもたらす。

（a）教職の新たな役割と共に、子どもを中心にした参加型の指導を行い、学習実践及びプロセスを促進することで、学習到達の質を向上する。

（b）包括的かつ歓迎され、普遍的価値、機会均等、多様性及び非差別を促進する、人権に基づいた学習環境を創造することで、学校へのアクセス及び参加を増進する。

（c）児童の社会性及び情緒性の発達を支援し、民主的な市民権及び価値を取り入れることで、社会的一体性及び紛争予防に貢献する。

20. 平和教育、市民意識及び価値の教育、多文化教育、国際教育若しくは持続可能な開発に関する教育に向けて、学校システムで行われている全ての努力は、その内容及び方法論において人権の理念を含んでいる。そのすべての努力が、この行動計画を参照しながら、指導及び学習の範囲を超えて、国内の教育改革の文脈で学校分野の組織的改善の基盤を提供することを目的とし、人権に基づいた教育へのアプローチを促進することが重要である。

⁶一般意見第1号はまた「子どもの学校生活への参加、学校コミュニティ及び生徒会の創設、同級生同士の教育やカウンセリング、並びに学校の規則処分への子どもたちの参画は、権利の実現の学習及び経験の過程の一部として促進されなければならない」とも述べている。（第57回国連総会公式議事録、補足書第41号）

C. 行動計画の個別目標

2 1. 人権教育のための世界計画の全体的な目的を考慮し（上記第 1 章参照）、この計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- （a）初等中等教育において、人権の包含及び実践を促進する。
- （b）学校システムにおける包括的、効果的及び持続可能な国家人権教育戦略の開発、採用及び実施を支援すること及び／又は既存のイニシアチブの見直し及び改善を支援する。
- （c）学校システムにおける人権教育の主要な要素に関する指針を提供する。
- （d）国際的、地域的、国家的及び地方的な組織による締約国への支援提供を促進する。
- （e）地方的、国家的、地域的、及び国際機関間のネットワーク構築及び協力を支援する。

2 2. この計画は以下の事項を提供する。

- （a）国際的に合意された原則に基づく、学校システムにおける人権教育の定義。
- （b）国家レベルでの具体的な行動の実施の提示による学校システムにおける人権教育の開発及び／又は向上のための利用者志向的な指針。
- （c）異なる背景及び状況並びに異なる種類の教育システムにおいて採用されうる柔軟な指針。

III. 国家レベルでの実施戦略

A. イントロダクション

2 3. この計画は、国家レベルでの初等中等教育における人権教育を開発及び強化するためのインセンティブ及び手段である。この計画の前提は、変化及び向上のプロセスとは、異なる分野で複数の同時行動をとることで発生するという点である（別添参照）。効果的であるためには、このようなプロセスは、発展サイクルの広く認められた段階に沿って組織されるべきである。行動のための現実的な目標及び手段は、国の背景、優先順位及び能力に従い、また、（人権教育のための国連 10 年（1995–2004）の枠組で実行されたような）国の従来取組に基づく必要がある。

2 4. この計画及び実施戦略は、学校システムにおける人権教育の状況は国によって異なることを認識している。例えば、人権教育は、いくつかの国ではほとんど存在しないかもしれないし、他の国では国家政策と行動計画は存在するものの殆ど実施されていないかもしれない。また、他のケースでは、しばしば国際組織の支援により、学校において草の根のイニシアチブ及びプロジェクトが存在するが、必ずしも国家政策の一部をなしていないかもしれないし、他の国では十分に開発された国家政策及び行動により人権教育に対し非常に積極的かもしれない。状況及び教育システムの種類がいかなるものであれ、人権教育の発展又は向上は、各国の教育アジェンダに載せるべきである。

25. 実施戦略は、国家レベルで初等中等教育に主たる責任を負っている教育省に、一義的に向けられている。従って教育省は、主たるリーダーであり主体である。実施戦略はまた、計画及び実施のすべての段階に関与すべきその他の関係機関（第28-30段落参照）にも向けられている。

B. 実施戦略の段階

26. 本章は、学校システムにおける人権教育の計画、実施及び評価のプロセスを促進する4つの段階を提案している。これらは、この行動計画の実施に際して、締約国を支援する指針である。

第1段階：学校システムにおける人権教育の現状の分析

行動

- ・ 「我々はどこにいるのか？」と問う。
- ・ 以下の項目について情報収集及び分析を行う。
 - －学校における人権状況を含む初等中等教育の現状。
 - －学校システムの中の人権教育に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。
 - －初等中等教育における、もしあれば、人権教育へのイニシアチブ。
 - －人権教育のための国連10年（1995-2004）において採られたイニシアチブの達成、不十分な点及び障害。
 - －学校システムにおける政府機関、国内の人権機関、大学、研究機関及びNGOといった様々な関係者の人権教育への関与。
 - －国家及び地域レベルに存在する人権教育の良い実践例。
 - －国内に存在する同種の教育（持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育及び市民意識及び価値の教育）の役割。
- ・ 別添の参照ツールに基づき、いずれの人権教育の手段及び要素が既に存在しているか決定する。分析のためのその他の要素は、国連条約体への政府報告書並びに国家及び国際レベルにおける人権教育のための「10年」の枠組において作成された報告書となるだろう。
- ・ 学校システムにおける人権教育の利点、不利な点並びに機会及び制約を分析し決定することで、主要な特徴及び分野を特定する。
- ・ 人権教育の在り方及び実施状況について結論を導く。
- ・ 判明した利点及び教訓に基づいていかに構築するか並びに機会をいかに用いるか熟考する。
- ・ 不利な点及び制約に対処するために必要な変化及び手段について熟考する。

アウトプット

- ・ 初等中等教育における人権教育に関する国の研究。
- ・ 学校システムにおける人権教育のための国内実施戦略の方向性を推敲するため、出版、会議又は公開討論等を通じた、国家レベルでの研究成果の広範な普及。

第2段階：優先順位の設定と国内実施戦略の作成

行動

- ・ 「我々はどこに、どのように行こうとしているのか？」と問う。
- ・ 任務についてのステートメント、すなわち学校システムにおける人権教育実施のための基本的な目標を定める。
- ・ 別添を参照しつつ目標を定める。
- ・ 国の研究成果を基に優先順位を設定する。これらの優先順位は、最も危急なニーズ及び／又は、利用機会を考慮に入れたものになるだろう。
- ・ 効果をもたらす可能性のある課題に焦点を合わせる：我々は実際に何ができるか？
- ・ アド・ホックな活動よりも、持続可能な変化を保証する手段を優先する。
- ・ 以下のものを特定することで、国内実施戦略の方向を設定し、利用可能な資源及び目標を結びつける。
 - －インプット：利用可能な資源の分担（人的、財政的、時間的）
 - －活動（任務、責任、時間軸、指標）
 - －アウトプット：具体的な成果（新法、研究、能力開発セミナー、教材、教科書改訂等）
 - －成果：達成された結果

アウトプット

2005年から2007年までの期間における目的及び優先順位を特定し、少なくともいくつかの実施行動を見越した、初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略。

第3段階：実施とモニタリング

行動

- ・ 指針となる理念は「そこへ到達する」ことであるべきである。
- ・ 国内実施戦略を普及させる。
- ・ 国内実施戦略で計画された活動の実施に着手する。
- ・ 設定した指標を用いて実施についてモニタリングする。

アウトプット

国内実施戦略の優先順位によって、アウトプットは、例えば、立法、国内実施戦略の調整のためのメカニズム、新規又は改訂された教科書及び教材、トレーニングコース、参加型

の指導並びに／若しくは学習の方法論又は学校地域のすべてのメンバーを保護する非差別政策となろう。

第4段階：評価

行動

- ・ 「我々はそこへ、いかなる成果とともに到達したか？」と問う。
- ・ 説明責任の方法、及び学習し、次期フェーズの実施可能な活動を改善させる手段として、評価を採用する。
- ・ 実施について再検討するため、独立した外部評価と共に自己評価を用いる。
- ・ 設定目標の達成をチェックし、実施プロセスを検証する。
- ・ 結果の達成を、認め、普及し、祝う。

アウトプット

- ・ 初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略の成果に関する政府報告書。
- ・ 実施プロセスを通じて学んだ課題に基づく、今後の行動についての勧告。

C. 最低限の行動

27. 締約国は、世界計画の第1フェーズ（2005－2007）の期間中、最低限の行動として、以下の事項を行うよう奨励される。

- （a）学校システムにおける人権教育の現状の分析（第1段階）。
- （b）優先順位の設定及び国内実施戦略の作成（第2段階）。
- （c）計画された活動の最初の実施。

D. 主体

28. この行動計画の実施について、主たる責任は教育省にあり、関係機関を通じて、以下のものを扱う。

- （a）教育政策。
- （b）計画立案。
- （c）カリキュラムの策定。
- （d）指導及び学習教材の開発。
- （e）着任前及び着任中の、教員及びその他の教育関係者の研修。
- （f）指導及び学習の方法論。
- （g）統合教育。
- （h）地方レベルの行政。
- （i）研究。

(j) 情報の普及。

29. この行動計画の実施は、その他の機関との緊密な連携を必要とする。すなわち、

(a) 教員養成大学及び大学の教育学部。

(b) 教員団体、専門家団体及び認定機関。

(c) 教育、開発及び人権についての議会の委員会を含む国家、連邦、地方及び州の立法機関。

(d) オンブズマンや人権委員会のような国内人権機関。

(e) ユネスコ国内委員会。

(f) 例えば、ユニセフ国内委員会及びその他のコミュニティレベルの組織を含む国家／地方の団体／組織。

(g) 国際NGOの国内支部。

(h) 保護者会。

(i) 生徒会。

(j) 教育研究機関。

(k) 国家及び地方の人権資料及び研修センター。

30. この国内行動計画の実施はまた、以下のような関係者の支援を必要とする。

(a) 関係省庁（福祉、労働、司法、女性、青少年）。

(b) 青少年組織。

(c) メディア代表者。

(d) 宗教団体。

(e) 文化、社会及びコミュニティリーダー。

(f) 先住民及び少数民族。

(g) 経済界。

E. 財政援助

31. 上記の第二章で述べられているように、国の教育システムにおける人権教育は、システム自体の有効性の向上に役立つことができる。人権教育は、教育改革を支援するための一連の指針を提供し、教育へのアクセス及び機会の均等、社会的統合及び団結への教育の貢献、教員の役割及び地位、生徒及び社会にとっての教育の関連性、生徒の達成度の向上、並びに教育行政といった、世界中の教育システムが直面する課題に対処するのに役立つ。

32. このことに留意すれば、人権教育への財政援助は、国の教育システムへ一般的に分担される資金の範囲内でも実現可能であるだろうし、とりわけ以下の手段によって可能である。

- (a) この計画を実施するため、質の高い教育のために既に約束された国の財源を最適化する。
- (b) この計画において策定された行動に基づいて、外部資金との間で資金分担を調整する。
- (c) 公共部門と民間部門の間にパートナーシップを構築する。

IV. 行動計画実施の調整

A. 国家レベル

33. 行動計画実施の主たる責任は各国の教育省にある。教育省は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングの調整に責任を負う関連部局を指定又は強化する。

34. 調整部局は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングにおいて、教育省の関連部局、他省庁及び国内機関に従事させる。この点において、これらの機関の人権教育連合の設立を促進することもできる。

35. 調整部局は、国連の調整委員会に、この分野の進捗状況について最新かつ詳細な情報を提供するよう要請される。

36. さらに、調整部局は、人権教育の進捗状況が政府報告に含まれることを確保するため、条約体へ政府報告を提出する国内関連機関と緊密に協力する。

37. 各国は、国家レベルの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景並びに国のもとでの良い実践例、教材及び行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援することが奨励される。

B. 国際レベル

38. 国連人権高等弁務官事務所、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国連児童基金（ユニセフ）、国連開発計画（UNDP）、及び世界銀行を含むその他の関係国際機関から成る国連の調整委員会が設立され、この行動計画における活動の国際的な調整に責任を負う。この委員会の事務局は国連人権高等弁務官事務所が提供する。

39. 委員会は、この行動計画の実施をフォローアップし、資源を動員し、国レベルの行動を支援するために、定期的に会合する。この点につき、委員会は、その他の関係する国際的及び地域的機関並びに国連条約体のメンバー又は教育の権利に関する人権委員会特別報告者等の専門家及び関係者を、臨時にその会合に招くこともある。

40. 委員会は、国家レベルの人権保護体制を支援する調整された国連の行動を提供する事務総長の改革計画に沿って、行動計画のフォローアップ及び国内実施戦略への国連組織全体の支援を保証するために、国連加盟国チーム又は国際機関の各国での事務所と連携する責任を負う。(A/57/387 及び Corr.1, action2)

41. 国連条約体は、締約国の報告書を審査する際に、締約国の学校システムにおける人権教育の実施義務に重点を置き、最終勧告にその点を反映することを要求される。

42. さらに、人権委員会のあらゆるテーマ的な又は国別の関連メカニズム（特別報告者又は代表者、とりわけ教育の権利に関する特別報告者、若しくは作業部会を含む）は、それぞれの権限に応じて、学校システムにおける人権教育の進捗状況をその報告書に体系的に含めるよう要求される。

43. 委員会は、行動計画実施をより効果的にモニタリングするために、地域的又は準地域的な機関及び組織への援助要請を検討することができる。

V. 国際協力と支援

44. 行動計画実施に関する国際協力と支援は、以下の主体により提供される。

- (a) 国連システム。
- (b) その他の国際的政府間組織。
- (c) 地域的政府間組織。
- (d) 教育大臣の地域的組織。
- (e) 教育大臣の国際的及び地域的フォーラム。
- (f) 国際的及び地域的NGO。
- (g) 地域的人権資料及び文書センター。
- (h) 国際的及び地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）並びに二国間財政機関。

45. 行動計画実施のためには、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するため、関係者の緊密な協調が不可欠である。

46. 国際協力と支援の目的は、この行動計画の第三章で扱われている国内実施戦略の枠組内で、初等中等教育における人権教育に対する国家及び地方の能力を強化することである。

47. 上記の組織及び機関は、特に以下の行動を検討することができる。

- (a) 関連する特定のツールの開発を含む、国内実施戦略の作成、実施及びモニタリング

において、教育省を支援する。

(b) とりわけ全国的及び地方のNGO、専門団体及びその他の市民社会組織といった、その他の国内関係者への支援を提供する。

(c) 従来型及び電子型手段を通じて、良い実践例、利用可能な教材、機関、及びプログラムについての情報を特定、収集及び普及することで、国家、地方及び国際的レベルでの関係者間の情報共有を促進する。

(d) 国家、地方及び国際的レベルで、人権教育における既存の関係者ネットワークを支援し、新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 教員、教員指導者、教育行政官及びNGO職員のための、効果的な人権研修（参加型の指導及び学習方法論に関する研修を含む）を支援する。

(f) 人権教育向上のための実用的な手段に関する研究を含む、学校における国内の人権教育の実施に関する研究を支援する。

48. 行動計画実施を支援する資源を動員するために、国際的及び地域的金融機関並びに二国間財政機関は、教育に関する資金援助計画を本行動計画及び人権教育一般に関連させる方法を探究することが求められる。

VI. 評価

49. 世界計画第1フェーズ（2005-2007）の終了にあたり、各国は、この行動計画の下で実施された行動の評価を行う。評価は、法的枠組及び政策、カリキュラム、指導及び学習のプロセス及びツール、教科書の改訂、教員研修、並びに学校環境の改善等、様々な分野における進歩を考慮に入れる。締約国は、最終的な政府評価レポートを国連の調整委員会に提出するよう求められる。

50. この目的のために、国際的及び地域的組織は、評価についての国の能力を構築又は強化するための支援を提供する。

51. 調整委員会は、関係する国際的及び地域的機関並びにNGOと協力し、政府評価レポートに基づいて最終評価レポートを作成する。当レポートは、第63回国連総会（2008年）に提出される

別添

初等中等教育における人権教育の構成要素

1. 各国の事情は、学校システムにおける人権教育の導入及び実践を促進する可能性及び戦略に著しい影響を及ぼす。しかしながら、その結果である多様性を超えて、人権教育を発展させるための共通の傾向とアプローチは特定されることができる。この別添で包括的な形で定められている5つの要素は、既存の世界的な成功の経験と共に、本行動計画の準備段階における協議と、1995-2004年の「人権教育のための国連10年」の中間（2002年）及び最終（2004年）評価を含む、研究及び調査に基づいている。これらの要素には良い実践例が集められており、行動計画の主要な主体はそこに向けて漸次邁進することが求められている。この要素は示唆的なものであって、規定的なものではない。選択肢を提案し、行動の可能な方向を推奨し、参照手段として用いられるべきものである。これらの要素は、行動計画の国内実施戦略に沿って、各国の文脈及び国家の教育制度に適合される必要がある。

A. 政策

2. 教育政策は、コミットメントについての明確かつ一貫した声明として理解される。主に国家レベルではあるが、地域や市町村レベルも関係する政府レベルで準備され、すべての関係者との協力の下で、教育政策は、原則、定義及び目的を含み、また学校組織を通じ、すべての教育関係者のために、規準となる参照として役立つものである。

3. 人権教育は、人権に基づいた教育へのアプローチを促進するものであり、教育政策の発展及び改革の目的の中に、また教育の質的水準において、明確に述べられるべきものである。

4. 人権に基づいた教育へのアプローチは、学校システムが人権及び基本的自由を意識することを意味する。人権は、学校システム全体及びすべての学習環境に、注ぎ込まれ、実行されるものである。人権は、教育目的にのみならず、憲法、教育政策の枠組、教育関係法規、並びに国のカリキュラム及びプログラム等の重要な関連文書における教育の質の基準としても含まれる。

5. この目的のため、以下の手段は学校システムにおける人権教育の政策決定における重要な特色に対応している。

(a) 教育政策に関する文書の作成において、NGO、教員協会及び団体、専門家団体及び研究団体、市民社会団体、並びにその他の関係者を関係させることにより、政策開発に参加型のアプローチを採用する。

- (b) 人権教育に関する国際的義務を達成する¹。
 - (i) 教育の権利に関する国際文書の批准を促進する。
 - (ii) 児童の権利委員会、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国連委員会を含む、関係する国際的なモニタリング機関への国の報告書に、人権教育に関する情報を含める。
 - (iii) 上記報告書の準備において、NGO、その他の市民社会セクター、及び人権教育専門家と協力する。
 - (iv) 国際的なモニタリング機関による勧告を公表し、これに応じる
- (c) 教育への権利に基づいたアプローチ並びに人権教育に関する政策及び法律を策定する。
 - (i) 教育法に人権教育を含める。
 - (ii) すべての法規が人権教育の原則と足並みを揃えることを確保し、法規の矛盾を監視する。
 - (iii) 人権教育に関する特別法を制定する。
 - (iv) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくものであることを確保する。
 - (v) 意思決定及び刷新における自立性を行使できるよう学校及び学校の指導部を強化する。
 - (vi) 教育実施報告（説明責任）の政策と、人権の原則との一致を確保し、人権教育における特別の説明責任政策を確立する。
 - (vii) 地方当局に対し、人権教育を実施及び支援するにあたっての役割及び責任についての指針を提供する。
- (d) 政策策定において一貫性を確保する
 - (i) 人権教育を、初等中等教育の分野別国内計画、すなわち「万人のための教育（EFA）」の国内計画、及び「国連持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）の国内政策の枠組に含める。
 - (ii) 人権教育を、国内人権計画、人種主義、人種差別、外国人排斥及びそれらに関連する不寛容に対する国内行動計画、並びに国内貧困削減戦略に含める。
 - (iii) 人権教育に関する異なる計画とそれぞれの分野との間の、一貫性、関連性、及び相互作用性を確保する。
 - (iv) 人権教育政策と他分野の政策（司法、社会、青少年、保健等）を関連させる
- (e) 人権教育をカリキュラムに含める。
 - (i) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくよう確保する。
 - (ii) 国家のカリキュラム及び教育基準全般において、人権の価値、知識、及び態度を、読み書き及び計算スキル及び技能を補完する基礎的技術及び技能として認める。
 - (iii) 概念、目標、並びに指導及び学習の目的及びアプローチを設定した、人権教育

¹ 経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、教育における差別待遇の防止に関する条約に由来する諸義務。

- のための国家カリキュラムを特別に作成する。
- (iv) 必須科目又は選択科目として、教科に基づき、及び／又は、カリキュラム横断の形で、カリキュラムにおける人権教育の位置づけを学校のレベルに応じて定義付ける（これにより、人権は、すべてのカリキュラムの教科に含まれることになる）。
 - (v) 人権の指導及び学習を、とりわけ市民教育、社会科、及び歴史科の正式かつ明確な要素とする。
 - (vi) 人権の指導及び学習を、学校におけるカリキュラム（学校によって決定される指導及び学習プログラム）の、正式かつ明確な要素とする。
 - (vii) 人権教育を職業教育及び研修に含む。
 - (viii) 人権教育のための特別な教科書を作成すると共に、人権の原則と一致するよう教科書を改訂するための指針を策定する。
 - (ix) 学校の統治、運営、懲戒処分手続き、統合方針、並びにその他の学校文化及び教育へのアクセスに影響を及ぼす規制や実践への、人権に基づいたアプローチを促進する。
 - (x) 人権の価値、知識、及び姿勢についての生徒の達成に関する評価及びフィードバックの適切な手法を開発する。
- (f) 以下の事項を含む、人権教育に関する包括的な研修政策を採用する。
- (i) 指導者に対する研修、並びに校長、着任前及び着任中の教員への研修及びその他の教育関係者への研修。
 - (ii) すべての着任前及び着任中の教員研修方針及び計画における、生徒及び教員の権利、責任、並びに参加に関する情報。
 - (iii) 人権教育の研修活動を行っているNGO及びその他の市民社会セクターを認識、認定、及び支援する。
 - (iv) 人権教育を、教育関係者の資格、認可、及びキャリア向上、並びにNGOの研修活動の認可の基準とみなす。

B. 政策実施計画

6. 効果的な教育政策の開発及び改革には、明確に規定された手段、メカニズム、責任、及び資源を含む、明白な政策声明及び一貫した実施戦略の双方が求められる。このような実施戦略は、政策の一貫性、モニタリング、及び責任を確保する手段である。これは、政策と実施及びレトリックと現実のギャップ、並びに分散的又は矛盾した方法、場当たりの、若しくは自発的に、実践がなされる状況を回避するのに役立つ。

7. 人権教育は、教育システム全体における変化を意味する。しかし、政策声明やコミットメントそれ自体は、このような教育における変化を確実にするには不十分である。政策実施計画の立案が、効果的な人権教育における重要な特色である。

8. 人権教育政策の実施は、分権、民主的な統治、学校の自立性、及び教育システムにお

ける権利及び責任の共有といった、教育行政における現在の傾向と一致している必要がある。地方自治体や学区；校長、教員及びその他の教育関係職員並びに教員の組織又は団体；生徒及び保護者；調査団体及び研修機関；NGO、その他の市民社会セクター、及びコミュニティというように、関係者が多様にわたることから、教育システムについての責任は教育省のみにあるとすることはできず、そうするべきでもない。

9. 国の当局と地方／学校レベルの双方が教育の行政、向上、及び革新について責任を負っているという事実は、それぞれのレベルが特定の役割をもつことを意味する。中央政府の役割は、共通の政策枠組並びに実施及び責任のメカニズムを定めることである。地方／学校レベルの役割は、地域の多様性及びニーズを考慮に入れ取組む道を探すとともに、人権面を含む学校の特色を発達させることにある。さらに、教育上の目標と、教員、その他の教育関係者、並びに保護者及び生徒による指導及び学習の実践の発展のオーナーシップが確保されなければならない。

10. この文脈において、以下の要素が国家当局による政策実施の組織化及び重要な実施手段のための良い実践例を示している。

(a) 政策実施の組織化。

- (i) 手段の種類、関連教育機関の間での任務の分担及び責任の特定、機関間の意思疎通及び協力方法、具体的な指標を伴う政策実行の日程等を含む、人権教育の分野における国内実施戦略を準備する（行動計画内の国内実施戦略第2段階を参照）。
- (ii) 国内実施戦略の調整の責任を負う教育省内の部局の指定あるいは強化。
- (iii) 社会及び法的問題、青少年、ジェンダー等を含む、人権及び人権教育に関する異なるセクターや部門の間の協力を確保する。
- (iv) 実施の一貫性を確保するため、この分野に関係するあらゆる関係主体の人権教育における連合の創設を促進する。

(b) 政策実施手段。

- (i) 人権教育のため十分な資源（財政的、人的、時間的）を分担する。
- (ii) 関係者が十分かつ効果的に政策の開発及び実施に参加できるよう、適切なメカニズムを設立する。
- (iii) 上記の国内実施戦略を公表及び普及させ、関係者、受益者及び広く一般に議論及び支持されることを確保する。
- (iv) 上記セクションAの第5段落（d）で示された様々な計画に責任をもつ関係者間の意思疎通及び協力を体系化する。
- (v) 人権教育アプローチを、教育システム全体に広げる前に、選択した学校で先行して実施することを考慮する。
- (vi) 国家レベルでの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景及び国々からの良い実践例、教材、行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援する。
- (vii) 例えば、人権の知識、学校における人権教育の実践、生徒の学習成果、及び人

権教育の効果に関する調査を支援及び推進する。

- (viii) 学校、研究機関及び大学間での協力と同様に、人権教育に特に力を注いでいる学術機関による人権教育に関する研究を推奨する。
- (ix) 国際調査及び比較研究に参加する。
- (x) 教育全般に人権に基づいた質を確保するシステム（学校の自己評価、改善計画、及び学校査察等を含む）を創設し、人権教育のための質を確保する特定のメカニズムを作る。
- (xi) 学習者及び教育者をモニタリング及び評価のプロセスの実行に直接関与させ、自己啓発及び自己評価を促進させる。

C. 学習環境²

1 1. 人権教育は、認識学習の範囲を越え、学習及び指導過程に関わるすべての者の社会的及び情緒的発達を含む。人権教育は、学校地域の中で、また、より広範囲な周辺地域との相互作用を通して、人権が実践され、実感されているような、人権文化を発展させることを目的としている。

1 2. この目的のため、人権の指導及び学習が人権に基づいた学習環境の中で行われることを確保することが不可欠である。教育目標、実践、及び学校組織が、人権の価値及び原則と一致することを確保することが不可欠である。同様に、学校内外における文化及び地域がこれらの原則を受け入れていることが重要である。

1 3. 人権に基づいた学校は、相互理解、尊重及び責任により特徴づけられる。この学校は、学校地域のすべての構成員に、平等な機会、帰属意識、自立性、尊厳、及び自尊心を促進する。この学校は、子供を中心とし、適切かつ重要な学校であり、そこでは、学習目標及び学校倫理として、すべての者にとって明白かつ区別的に人権が特定される。

1 4. 人権に基づいた学校は、学校地域のすべての構成員の責任であり、学校の指導部は、これらの目的への到達を有利かつ可能にする状況を作る等一義的な責任を負っている。

1 5. 人権に基づいた学校は、以下の要素の存在及び効果を確保する。

- (a) 学校における人権の政策声明及び実施規定は、明白かつ共有され、以下の事項を含む。
 - (i) 役割及び業務の明確な配分に基づく、生徒及び教員の権利及び責任に関する憲章。
 - (ii) 争いを解決し、暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、ハラスメント、及び体罰から自由な学校のための行動基準。

² 本章は「学習環境」という語を用いているのは、学校のガバナンスとマネージメントに関する論点に取り組むためである。学校の必需品や衛生、健康、衛生的な水、食料といった、他の学習環境の側面を含んでいない。

- (iii) 入学、奨学金、進級、昇格、特別プログラム、適性、及び機会についての、学校地域におけるすべての構成員を保護する非差別政策。
- (iv) 祭典又は賞を通じた、人権達成の表彰及び称賛。
- (b) 人権に基づいた学校における教員は、以下の事項を有する。
 - (i) 学校の指導部による、人権教育に関する明確な委任。
 - (ii) 人権教育の内容及び方法論における教育並びに継続的及び専門的な開発。
 - (iii) 人権教育における、新しく革新的な良い実践例の開発及び実践の機会。
 - (iv) 地方的、国家的、国際的レベルでの人権教育者のネットワーク構築を含む、良い実践例の共有メカニズム。
 - (v) 人権の原則を反映した教員の採用、雇用継続、及び昇格の政策。
- (c) 人権に基づいた学校における生徒は、以下の事項を有する。
 - (i) 年齢及び発達能力に応じた、自己表現、責任、及び意思決定への参加機会。
 - (ii) 関心を表明、仲介、及び主張するための、活動を組織する機会。
- (d) 学校、地方政府、及びより広いコミュニティとの間に、以下の事項を含む相互作用が存在する。
 - (i) 児童の権利及び人権教育の重要な原則についての保護者及び家族の意識向上。
 - (ii) 人権教育のイニシアチブと事業への保護者の関与。
 - (iii) 保護者の代表者組織を通じた学校的意思決定への保護者の参加。
 - (iv) とりわけ人権問題に関し、コミュニティにおける生徒の課外事業及び貢献。
 - (v) 意識向上及び生徒支援の機会のための青少年グループ、市民社会、及び地方自治体との連携。
 - (vi) 国際交流。

D. 指導及び学習

16. 学校システムにおいて、指導及び学習は人権教育における重要なプロセスである。

17. これらのプロセスが初等中等教育において、何をもたらし、いかに組織されるかという、法的及び政治的根拠が、人権教育政策並びに教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発を通じて、提供される必要がある。

18. 学校システムへの人権教育の導入及び改善は、プログラムの目的及び内容、資源、方法論、並びに査定及び評価の統合、教室を越えた視座、及び学校地域の異なる構成員間のパートナーシップの構築により、指導及び学習への全体的視野からのアプローチの採用を要求する。

19. 以下の要素は良質な人権の指導及び学習を達成するために必要である。これらは、国家及び学校レベルにおける政策立案者、教員、及びその他の学校関係者に向けられている。

- (a) 指導及び学習の内容及び目的について。
- (i) 獲得されるべき基本的な人権の技術及び技能を明確にする。
 - (ii) 初等教育の出来る限り早い段階で始まるカリキュラムのすべての側面に、人権教育を含ませる。
 - (iii) 人権教育の学習内容及び目的を、生徒の年齢及び発達能力に適合させる。
 - (iv) 認知的（知識及び技術）学習成果及び社会的／感情的（価値、態度、及び行動）学習成果を同等に重視する。
 - (v) 人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。
- (b) 指導及び学習の実践及び方法論について。
- (i) 人権に関して首尾一貫した指導方法を採用し、個々の生徒の尊厳を尊重し、生徒に平等な機会を与える。
 - (ii) 教室及び学校地域に、子供に優しく、信頼でき、安全かつ民主的な環境を作り出す。
 - (iii) 生徒の能力を開発し、活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す、学習者を中心にした方法及びアプローチを採用する。
 - (iv) 生徒の発達段階、能力、及び学習スタイルに適切な方法を採用する。
 - (v) 生徒が実践を通じて学び、人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。
 - (vi) 世話役、学習指導者、又は助言者として行動する教員により、経験的な指導方法を採用する。
 - (vii) NGO又はコミュニティで利用できる、関連する非公的かつ私的な学習活動、資料、及び方法の良い実践例にアクセスする。
- (c) 指導及び学習の教材について。
- (i) 人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。
 - (ii) 人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。
 - (iii) 人権の原則に合致するよう、カリキュラム全体の教科書及び教材の見直し及び改訂を行う。
 - (iv) 上記の指導及び学習のアプローチにおける活発な参加を奨励する、教員用指針、手引き、教科書、漫画並びに映像及び創造的な芸術的補助教材のような様々な教材や資料が人権に合致するよう開発を支援する。
 - (v) 十分な量及び適切な言語で（多言語国家では教材が広く理解される言語で開発されるように、学校における言語多様性の徹底的な調査が行われなければならない）人権教材を普及させ、その使用に関係する職員を研修する。
 - (vi) 公表に先立ち特別な国内のチームが吟味することで、これらの資料が人権の原則に合致し、現実生活の状況に関連することを確保する。
 - (vii) NGOが作成する、種々の教育資料の出版、広範な普及及びアクセスを認める。
- (d) 指導及び学習の支援について。

- (i) 人権教育における指導及び学習の良い実践例を収集及び普及する。
 - (ii) 人権教育における指導及び学習に関する、図書館やデータベースを含む、アクセスしやすい情報センターを確立する。
 - (iii) 教育者及び生徒内のネットワーク構築及び人権教育の実践についての交換を促進する。
 - (iv) 人権教育の指導及び学習への調査を促進する。
- (e) 新たな情報技術の利用について。
- (i) 人権教育に関係するウェブサイトを立ち上げ、又は活用する。
 - (ii) 学校と連携した遠隔学習プログラムを開発する。
 - (iii) 生徒及び教員に対し、人権教育のための新たな情報技術の利用を可能にする。
 - (iv) 地方、国内、及び国際的に他校の生徒及び教員との間で人権問題に関するオンライン討論グループを奨励する。
- (f) 評価及び査定について。
- (i) 人権教育のプロセス、成果、及び効果について吟味、評価、及び測定するための指標を開発し、適切な方法を特定し、適切なツールを設計する。
 - (ii) 教員及び生徒同士の観察及び報告、生徒の体験、個人作業並びに得られた技術及び技能（生徒のポートフォリオ）の記録、並びに生徒の自己評価といった、人権教育に適切な評価及び査定の方法を用いる。
 - (iii) 透明性（成績の基準及び理由の説明、生徒及び保護者の情報）、平等性（すべての教員がすべての生徒へ同一の基準を用いる）、及び公正性（評価の濫用の回避）といった、すべてのカリキュラムにおける生徒の達成度の評価及び査定に人権の原則を適用する。

E. 教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発

20. 初等中等教育に人権教育を導入することは、学校が、人権の学習及び実践のモデルとなることを意味している。学校地域において、カリキュラムの主たる管理人である教員が、この目的に到達するために重要な役割を担っている。

21. 教員がこの重要な責任を効果的に達成するためには、多くの要因が考慮に入れられる必要がある。第一に、教員自身が権利の保持者である。彼らの専門的地位を認識及び尊重し、彼らの自尊心を支持することは、彼らが人権教育を促進するための必須条件である。一方で学校の運営者及び指導部は、もう一方で教育政策策定者は、教員が指導及び学習の実践において新しいものを導入していくよう支持し、また能力を開発していかなければならない。教員及びその他の教育関係者に対する適切な教育及び専門的な開発が確保されなければならない。

22. 学校地域において、人権についての意識向上及び人権教育の研修の機会は、教員のみでなく、校長、学校経営陣、学校監査人、学校の事務職員、地方及び国家当局の教育関

係者及び立案者、並びに保護者のためにもあるべきである。

23. 適切な教育及び専門的な開発の設計及び組織化は、複合的な研修システムや様々な背景のために、教育省、教育学部並びに人権機関及びユネスコの人権教育議長を含むその他の学部を通じた大学、教員研修機関、教員及びその他の関係者の団体及び専門家団体、国内の人権機関、NGO、国際的及び地域的政府間組織といった多様な関係者の間で共有される。

24. 政策及び法的指針が、研修活動実施の枠組を提供し、人権文化を促進及び育成するために、研修カリキュラム、指導及び学習の内容及び実践、並びに教育政策は、一貫していなければならない。

25. 教員は手本という機能を伴うことから、効果的な人権教育は、関係する価値、知識、技能、態度、及び実践を、教員が習得し、伝達することを意味する。教育及び専門的能力の開発は、教員の人権に関する知識、コミットメント及び動機を促進しなければならない。同様に、人権の原則は、専門的实施及び他の教育関係者の行動の本質的な基準である必要がある。

26. 教員及びその他の職員の研修及び専門的能力の開発は、個々の背景に沿ったニーズ及び対象とする集団に合わせて、調整されなければならない。これは、教員及びその他の教育専門家の主張及び意識向上、指導者の研修、初期／着任前研修、着任中の研修を通じた定期的かつ継続的な開発、人権教育専門の教員の研修、並びにすべての初等中等学校の教員の研修カリキュラムへの人権の原則の導入を含む。

27. 教員及びその他の職員の教育及び専門的な開発の政策及び実践は、以下の要素とアプローチを考慮したものでなければならない。

- (a) 以下の要素を含んだ人権教育に関する研修カリキュラムの開発。
 - (i) 人権、人権の普遍性、不可分性、及び相互依存性への知識、及びその保護メカニズム。
 - (ii) 公的教育、非公的教育及び私的教育間の連携を含む、人権教育に基づいた教育理論³。
 - (iii) 人権教育と、他の同種の教育（例えば持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育、市民権及び価値の教育）の連携。
 - (iv) 人権教育の目的、とりわけ、人権に関する技術及び技能の学習。
 - (v) 人権教育の指導及び学習の方法論並びに人権教育における教員の役割。
 - (vi) 人権について民主的かつ一貫した教員及びその他の教育職員の社会的スキ

³ 一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは、成人教育や、地域的あるいは課外活動といった、「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とはNGOの実施によるものなど、教育システムの外部で展開される活動を意味する。

- ルとリーダーシップ。
- (vii) 教員及び生徒の権利及び責任並びに彼らの学校生活への参加。学校における人権侵害の特定及び対処。
 - (viii) 人権に基づいたコミュニティとしての学校。
 - (ix) クラス内及びクラス間、学校及びより広いコミュニティとの関係。
 - (x) クラス内及び学校内の協力的な方法及びチームワーク。
 - (xi) 人権教育における評価及び査定。
 - (xii) 既存の人権教育教材に関する情報並びにそれらを見直し及び選択する又は新教材を開発する能力。
 - (xiii) 人権の原則に基づいた学校の自己評価及び計画作成。
- (b) 適切な研修方法論の開発及び利用。
- (i) 成人学習者への適切な研修方法、とりわけ学習者を中心にしたアプローチ並びに価値及び行動についての意識向上へと導くモチベーション、自尊心、及び情緒面での発達への取組⁴。
 - (ii) 参加型、双方向的、協力的かつ経験及び実践に基づいた方法、理論と実践の連携、並びに職場、とりわけ教室における学習した技術の検証といった、人権教育における研修の適切な方法。
- (c) 適切な研修の資料及び教材の開発及び普及。
- (i) 人権教育研修における良い実践例の収集、普及、及び交換。
 - (ii) N G O 及び他の市民社会のセクターにより開発された研修の方法論の評価及び普及。
 - (iii) 着任中研修の一環としての教材開発。
 - (iv) オンライン教材及び資料の開発。
- (d) 様々な教育及び指導の提供者間のネットワーク構築及び協力。
- (e) 国際的な教育、並びに研修活動及び意見交換の促進及び参加。
- (f) 研修活動の妥当性、実用性、及び効果に関する研修生の自己評価及び認識を含む研修活動の評価。

⁴ 成人教育についての基本的な方法論については、国連人権高等弁務官事務所出版の「人権トレーニング」を参照すること。

人権教育のための世界計画
第2フェーズ（2010－2014）行動計画

目次

I イントロダクション

- A. 人権教育の背景と定義
- B. 人権教育のための世界計画の目的
- C. 人権教育活動の理念

II 世界計画第2フェーズ（2010年－2014年）：高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修のための行動計画

- A. 範囲
- B. 個別目標
- C. 高等教育において人権教育を促進する行動
- D. 公務員、法執行者及び軍隊の人権研修を促進する行動
- E. 国内実施のプロセス
- F. 国際協力と支援
- G. 調整及び評価

I イントロダクション

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスを益々表明してきている。人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。¹

2. 人権教育に関する規定は、1948年の世界人権宣言（26条）、1965年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、1966年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、1984年の拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（10条）、1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、1989年の児童の権利に関する条約（29条）、1990年のすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（33条）、2006年の障害者の権利に関する条約（4条及び8条）、ウィーン宣言及び行動計画（第1部第33-34段落、第2部第78-82段落）並びに2001年に開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に対する世界会議の宣言及び行動計画（宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落）、2009年に開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議の成果文書（第22段落及び第107段落）及び2005年に開催された世界サミットの成果文書（第131段落）を含む、多くの国際規約及び文書に盛り込まれている。

3. 国際社会によって合意された、人権教育の定義の諸要素を提供するこれらの文書に従い、人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する努力であると定義され、以下が含まれる。

- (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
- (b) 人格及び人格の尊厳の十分な発達。
- (c) 全ての国民、先住民及び少数者間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進。
- (d) 全ての個人の、法の支配に統治された、自由で民主的な社会への効率的な参加の実現。
- (e) 平和の構築及び維持。
- (f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。

4. 人権教育は以下の事項を含む。

¹ 人権委員会決議2004/71（2004年4月21日）、前文4段落

- (a) 知識及び技術—人権及び人権の仕組みを学び、日常生活で実践的に用いる技術を身につける。
- (b) 価値観、姿勢及び言動—人権尊重の価値観を進展させ、姿勢及び言動を強化する。
- (c) 行動—人権を擁護し、その普及を促進する行動をとる。

5. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」(1988年—現在)、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995—2004)及び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001—2010)、「持続可能な開発のための教育の10年」(2005—2014)、「人権学習の国際年」(2008—2009)及び「文化の和解のための国際年」(2010年)など、加盟国は様々な、明確かつ国際的な行動枠組を採択した²。

6. 人権理事会の枠組み内において関連国際活動を支援する地域を越えた非公式な国家グループである人権教育及び研修プラットフォームは、国連人権教育・研修宣言の発展を推進してきた。人権理事会諮問委員会により起草された第1草案は、2010年3月に人権理事会に提示された。2010年3月25日の人権理事会決議13/15において、人権理事会は、宣言草案の交渉を行い、まとめ、2011年3月までに人権理事会に提出することをマニフェストとするオープンエンド政府間作業部会を設立することを決定した。

7. 2004年12月10日、人権委員会及び経済社会理事会の勧告により、国連総会は、あらゆる分野における人権教育計画の実施を促進するため、人権教育のための世界計画を2005年1月1日から開始することを宣言した³。世界計画は、特定する分野又は問題に関する国家レベルでの人権教育の取組みに更なる焦点を当てるため、連続したフェーズから構成される。

B. 人権教育のための世界計画の目的

8. 人権教育のための世界計画の目的は以下のものとする。
- (a) 人権文化の発展を促進する。
 - (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
 - (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
 - (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
 - (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
 - (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は

² 国連総会決議62/90

³ 国連総会決議59/113A

拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。

C. 人権教育活動の理念

9. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利を含む、人権の相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性を促進する。
- (b) 差異の尊重及び認識、並びに人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的又は社会的出自、身体的又は精神的状態、性的指向及びその他に基づく差別への反対を促進する。
- (c) 政治、社会、経済、技術、環境分野における急変する進展を踏まえ、人権の基準に一致した解答及び解決を導く、慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）の分析を奨励する。
- (d) 人権のニーズを特定し、効果的に要請を行えるよう、コミュニティと個人を強化する。
- (e) 管轄下にある者の人権を尊重し、保護し、履行する義務のある義務履行者（特に政府官僚）の能力を、その義務に見合うよう開発する。
- (f) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
- (g) 地方、国家、地域及び国際的な人権文書及び人権保護の仕組みを用いる知識及び技術を促進する。
- (h) 人権推進行動のために、知識、批判的分析及び技術を含む参加型の教育法を活用する。
- (i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導及び学習環境を促進する。
- (j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II 世界計画第2フェーズ（2010-2014）：

高等教育における人権教育及び公務員，法執行者，軍隊への人権研修のための行動計画

A. 範囲

10. 世界計画第1フェーズ（2005-2009）は初等中等教育への人権教育の統合に専念していた。関連する行動計画は2005年7月に国連総会において採択された⁴。

11. 国連人権理事会決議12/4によると，世界計画第2フェーズ（2010-2014）は，「各国は初等中等教育制度における人権教育の実施を継続させ」つつ，「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者，公務員，法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点をあてることとなっている。

12. この行動計画は，2つの広義セクター，すなわち高等教育における人権教育及び公務員，法執行者，軍隊における人権研修に焦点をあてている。

13. 教員の研修に関しては⁵，初等中等教育の教員に対する戦略は，世界計画行動計画第1フェーズに既に含まれている。高等教育の指導者も⁶，時々「教員」として定義されるが，この行動計画の高等教育部門において取り扱われる。

14. 「教育者」は公的・私的・非公的な人権教育活動及びプログラムを計画，開発，実施，評価する人々を指す広範な定義である。この行動計画にはこのような広義の教育者のための人権研修の特有の部門はないが，高等教育の指導者に関する原則及び戦略が類推適用される。

B. 個別目標

15. 人権教育のための世界計画の全体的な目的から見れば（上記第I章B参照），この行動計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- (a) 高等教育並びに公務員，法執行者及び軍隊に対する研修プログラムへの人権教育の包含を促進する。
- (b) 関連する持続可能な国内戦略の開発，採用及び実施を支援する。
- (c) 高等教育並びに公務員，法執行者及び軍隊に対する研修プログラムにおける人権教

⁴ 国連総会 A/59/525/Rev.1, 「人権教育のための世界計画行動計画第1フェーズ改訂版」,
<http://www2.ohchr.org/english/issues/education/training/planaction.htm>

⁵ 『『教員』とは，学校において生徒の教育に責任を有するすべての者をいう。』—教員の地位に関するユネスコ勧告（1966年），第I章，定義，パラ1（a）。

⁶ 『『高等教育教員』とは，高等教育機関又は高等教育の過程において，教授，学問，研究又は学生若しくは地域社会全体に対する教育上の役務の提供に従事するすべての者をいう。』—高等教育教員の地位に関するユネスコ勧告（1997年），第I章，定義，パラ1（f）。

育の主要な要素に関する指針を提供する。

- (d) 国際的, 地域的, 国家的及び地方的な組織による高等教育機関及び締約国への支援提供を促進する。
- (e) 地方的, 国家的, 地域的, 及び国際的な政府及び非政府機関・組織間のネットワーク構築及び協力を支援する。

C. 高等教育において人権教育を促進する行動

16. 「高等教育」とは「国家所轄官庁に高等教育機関であると承認された, 大学やその他の教育組織において提供される, 中等後教育段階の全ての学習, 研修, 研究のための研修」と定義される⁷。高等教育部門には, あらゆるレベルの教員, ソーシャルワーカーの他に医療専門家及び法律専門家の研修及び検定のための機関が含まれる。

17. 人権教育の公的教育制度への統合は, 初等, 中等又は高等教育のいずれにおいても共通の原則・戦略であり, これら全ての部門は教育の権利という範囲に含まれるため, セクションCは世界計画第1フェーズ行動計画から多く引用している。

1. 背景

18. 高等教育との関連で, この行動計画は以下を含む国際人権・教育規約・文書に規定されている原則及び枠組みを利用している。

- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約及び児童の権利委員会で採択された関連ガイドライン (特に教育を目的とした一般意見 (2001年))
- ・経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約及び経済的・社会的及び文化的権利委員会で採択された関連ガイドライン (特に教育の権利に関する一般意見13 (1999年))
- ・ウィーン宣言及び行動計画
- ・ユネスコ国際理解, 国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告
- ・ユネスコ平和, 人権, 民主主義のための教育に関する宣言・総合行動枠組み
- ・ユネスコ教育における差別待遇の防止に関する条約
- ・ユネスコ高等教育における修学及び資格証書の承認に関する勧告及び関連する地域的な条約
- ・ユネスコ高等教育教員の地位に関する勧告
- ・ユネスコ21世紀の高等教育の世界計画: ビジョンと行動及び2009年ユネスコ高等教育世界会議最終文書「社会変革・開発のための高等教育及び研究の新しい力学」

⁷ 高等教育における研究, 資格の認識についてのユネスコ勧告 (1993年), 第1章, 第1段落

19. 2000年の世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育に関するダカール行動枠組」⁸は、「万人のための教育（EFA）」の目標及び目的の達成における主要な国際的な基盤かつ共同コミットメントであるが、世界人権宣言によって支持される教育ビジョンを再確認しており、共生することの学習を目指している。ダカール枠組では、教育は、社会的団結を促進し、人々を社会的変革への活発な参加者とさせるため個人を強化するゆえに「持続可能な開発、平和及び安定」（第6段落）における鍵であると考えられている。ダカール枠組の第6目標は、特に読み書き能力、計算能力及び基本的な生活技術において、認められ、かつ測定可能な学習成果が全ての人に達成されるような卓越性を確保することで、教育の質の全ての側面を改善させることにある⁹。この目標は、重要な成果として、読み書き計算を超え、民主的な市民権、連帯を促進する態度を伴う、良質な教育の概念の根拠を提供している。

20. 持続可能な開発のための世界首脳会議¹⁰の実実施計画において、教育とは、学習者に、農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV/AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識及び人権等の重要な議論への参加を可能にする知識、技術、態度を提供するプロセスであると捉えられている。さらには、持続可能な開発の成功のために、「他の価値—とりわけ正義及び公平—を擁護するわれわれの取組及びわれわれが他者と運命共同体であることに気づくこと」の強化という教育へのアプローチが必要だと述べられている¹¹。その結果、世界計画は、共通する懸念に対し、双方の努力を連結することで「国連持続可能な開発のための教育の10年」（2005－2014）と相乗効果を生み出す¹²。

2. 戦略

21. 学問の自由の享受においては、高等教育機関の自律が必要である一方で、公共財としての高等教育は政府全体の責任と経済支援の問題でなければならない¹³。高等教育機関は、その主要な機能（研究、指導及び地域社会への貢献）を通じて、平和の構築、人権・民主

⁸ <http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001211/121147e.pdf> 参照。

⁹教育に関する児童の権利に関する条約委員会的一般意見のNo.1（2001年）によると、生活能力とは「バランスのとれた判断；非暴力的方法による紛争の解決；健康的な生活スタイル、良好な社会関係及び責任、批判的思考、創造的な能力、その他児童にとって彼らの人生の目的を達成する上で必要な能力の開発を指す」（第9段落）。

¹⁰ 持続可能な開発のための世界首脳会議報告（A/CONF.199/20）

¹¹ ユネスコ、「教育のための持続可能性：リオからヨハネスブルクへ：コミットメントの10年の教訓」（2002年）。

¹² 国連持続可能な開発のための教育の10年の後半5年のためのユネスコ戦略（2010/ED/UNP/DESD/PI/1, P9）。

¹³ 経済的、社会的及び文化的国際規約委員会、一般意見No.13（1999）、第40段落、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/comments.htm> 参照。2009年高等教育に関するユネスコ世界会議最終文書「社会変革と開発のための高等教育及び研究の新しい力学」p2「公共財としての高等教育は、全ての関係者、特に政府の義務である」も参照。

主義の価値の擁護に取り組む倫理的市民の教育だけでなく、貧困撲滅、差別、紛争後の復興、持続可能な開発及び多文化理解などの、現在の人権課題に対するグローバルな知識の形成にも社会的責任がある¹⁴。

22. 従って、高等教育における人権教育の役割は根本的なものである。教育に「カリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境」¹⁵が影響するため、高等教育における人権教育は以下の事項を含んだプロセスとして認識されなければならない。

- (a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。
- (b) 「教育における人権」：高等教育システムにおいて、全ての主体の人権及び権利の行使を尊重することを確保する。

23. 多くの要素が寄与しうるが、高等教育へのこのアプローチの統合は少なくとも以下の5つの分野における行動を含む。

(a) 政策及び関係する実施手段¹⁶

24. 人権教育政策の開発、採用、実施及び教育政策における人権の導入は、各国の教育制度に従い、機関自治、学問の自由と一貫し、教育制度における権利と責任を共有するものでなければならない。

25. 政策開発は、指導者の組織、その他関係者を巻き込んだ、一般参加型のものでなければならない。

26. 高等教育システムにおける人権教育政策決定の主要な特徴には以下が含まれる。

- (a) 人権、特に人権教育を高等教育システムに包含することを確保するための政策及び法制度の策定。
 - (i) 人権教育の教育法への包含及び人権教育に関する特別法の制定。
 - (ii) 全ての法規が人権教育の原則と足並みを揃えることの確保及び法規の矛盾のモニタリング。
 - (iii) 政策が、人権教育に関する研究に基づくものであることの確保。
 - (iv) 人権の原則と整合した大学の文化、学生の生活に影響を与える全ての要素を含む。

¹⁴ 2009年高等教育に関するユネスコ世界会議最終文書「社会変革と開発のための高等教育及び研究の新しい力学」前文及び第2-4段落参照。

¹⁵ 児童の権利に関する委員会、教育を目的とした一般意見 No. 1 (2001年) 第8段落。

¹⁶ 政策はコミットメントの明白で一貫した声明として定義されている。政府の異なるレベルにおいて、全ての関係者と協力して行っているため、高等教育システム及び全ての主体を通して、原則・定義・目的を含み、基準となる言及を提供する。

大学管理・運営に関する政策及び法律の策定。

- (v) 平等，無差別，尊重，尊厳，公平性，透明性という人権教育の原則を尊重する指導者の採用，評価，補償，規律，促進のための政策及び実践の確立。
- (vi) 妊娠，又は出産に基づくものを含めた性差別及びセクシュアル・ハラスメントを禁止する政策の採用。採用，雇用，研修及び昇進に関する政策を見直し，ジェンダー差別を取り除く。
- (vii) 能力¹⁷，障害者¹⁸を含む弱者のアクセスの確保，差別¹⁹を回避しつつ，高等教育を万人に等しくアクセス可能にする政策の策定。
- (viii) 人権研修を，関連する専門職の，国家の許認可条件，検定の基準とすること。
- (b) 関係する政策との一貫性，関連性，相乗効果の確保。
 - (i) 高等教育のための分野別国内計画，すなわち，万人のための教育（EFA）の国内計画，国連持続可能な開発のための教育の10年（2005－2014）の一部としての国内政策枠組み，及び包摂する教育政策への人権教育の統合。
 - (ii) 国内人権計画，人種主義，人種差別，外国人排斥及びそれらに関連する不寛容に対する国内行動計画，国内貧困削減戦略，並びにその他の開発枠組みへの人権教育の包含。
- (c) 以下の事項を含む，指導者のための包括的な人権研修政策の採用。
 - (i) 指導者に対する研修，並びに着任前及び着任中の指導者への研修。
 - (ii) 全ての着任前及び着任中の教員研修方針及び計画における，学生及び指導者の権利，義務並びに参加に関する情報。
 - (iii) 人権教育の研修活動を行っているNGO及びその他の市民社会セクターの認識，認定及び支援。
 - (iv) 教育関係者の資格，認可，及びキャリア向上並びにNGOの研修活動の認可の基準としての人権教育の認識。
 - (v) 人権研修プログラム及びその実施を評価する基準・スタンダードの開発。
- (d) 人権教育に関する国際的義務の達成。
 - (i) 教育の権利及び人権教育に関する国際文書の批准の促進。
 - (ii) 国連条約体（特に，児童の権利に関する条約，及び，経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約），国連特別手続き（特に，教育の権利に関する特別報告者）及び普遍的・定期的レビュー（UPR）等の，関係する国際的なモニタリング機関への政府報告に，人権教育に関する情報を含めること。
 - (iii) 上記政府報告の準備において，NGO，その他の市民社会セクター，及び人権教育専門家と協力すること。

¹⁷ 経済的，社会的及び文化的権利の国際規約第13条；児童の権利条約第28条。

¹⁸ 障害者の権利に関する条約第9条。

¹⁹ 例えば，人種，肌の色，家系，国民，種族的出身の観点から非市民に適用される異なる処遇基準一人種差別撤廃委員会一般勧告 No. 30（2004）「非市民の差別」第31段落参照。

(iv) 国際的なモニタリング機関による勧告の公表及び実施。

(v) 関連する政策実施方法の策定及び採用。効果的な教育政策の発展及び改正のためには、明示的な政策宣言のみでなく、明確な方策、仕組み、責任及びリソースを含む首尾一貫した実施戦略が必要である。全ての関係者を巻き込んだそのような実施戦略は、首尾一貫し、モニタリング及び説明責任を伴う政策を確保することができる。

(b) 指導及び学習のプロセス及びツール

27. 高等教育システムへの人権教育の導入及び改善は、プログラムの目的及び内容、資源、方法論、並びに査定及び評価の統合；教室、高等教育機関の先にある社会への視座；及び学術社会の異なる構成員間のパートナーシップの構築により、指導及び学習への全体的視野からのアプローチを採用することを求める。

28. 以下の要素が良質な人権の指導及び学習を達成するために必要である。これらは国家及び高等教育機関レベルにおける政策立案者及び場合によっては、あるいは指導者に向けられている。

(a) 指導及び学習のプログラム及びコースについて

(i) 人権を、法律、社会研究、歴史だけではなく、技術的・科学的分野（例えば、開発に関係する建築とエンジニアリング、環境、住居；児童の養育、公共衛生、女性のリプロダクティブライツ、HIV/AIDS及び障害に関係する薬学；食料、住居、環境に関係する生物工学、建築学等）においても、全ての高等教育課程における分野横断的な問題として統合する戦略を策定する。

(ii) 全ての学科の学生のための初級人権コースの提供を検討する。

(iii) 各々の研究に特に関係する上級人権コースの導入を検討する。

(iv) 様々な学科及び課題領域における特別な人権の修士課程、博士課程を策定する。

(v) 多学科及び学科間の人権学プログラムを策定する。²⁰

(b) 指導及び学習の教材について

(i) 教科書、手引きが人権原則に適合したものとなるよう見直し及び改訂を行い、指導・学習プロセスへの積極的参加を促す、バランスがとれかつ適切な人権教育・研修教材の開発を支援する。

(ii) 人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。

(iii) 人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。

(iv) 国連関連団体により発行された、人権／人権教育の教材を国や地域において、指導・学習教材や研究文書として活用する。

²⁰ 「多学科」プログラムには 哲学、心理学、言語学、国際及び国内法学等の多様な学科の視点からの学習、研究及び人権への関与を含んでいる。学科間プログラムは、学科間の境界を越え、新たな統合された視点をもって学習、研究及び人権への関与を行うためのアプローチ及び方法の蓄積を伴う。

- (c) 指導及び学習の実践及び方法論について
 - (i) 人権に関して首尾一貫した指導方法を採用する（文化を配慮に入れ、各学習者の人権、尊厳及び自尊心を尊重する）。
 - (ii) 学生の能力を開発し、双方向的参加を促す、学習者を中心にした方法及びアプローチ、並びに代替的視点や批判的評価の探求を促す活動を採用する。
 - (iii) 学習者が人権の概念を理解し、それらを生活及び実践に適用することを可能にする、地域社会研究及び/あるいは、サービスを含む実践的学習方法を採用する。
 - (iv) 人権指導の計画策定に際し、人権の技術及び技能を後天的なものと定義し、認知的（知識及び技術）及び社会的／情緒的（価値、態度及び行動）学習成果を同等に重視する。
 - (v) 人権原則に一致した高等教育の質を確保するシステムを設立し、人権教育のための質を確保する特定のメカニズムを作る。
- (d) 指導、学習の支援、資源について
 - (i) 高等教育機関において、持続可能な人権研修プログラム及びコースの設立、あるいは強化、それらの質の確保、及び人権学習及び研究の施設を提供するために、人権研修、資料センターを設立、開発する。(ii) ネットワーク構築、人権に関する情報交換及び議論のための新しい情報技術へのアクセスの促進。ウェブ資料の開発、Eラーニング、オンライン学習プログラム、Eフォーラム、ウェブ会議、遠隔学習プログラムを開発及び促進する。
 - (iii) 人権教育・研修の促進手段として奨学金を推奨する。

(c) 研究

29. 人権分野において、新しい知識を開発し、批判的考察を発展させる高等教育の役割は本質的なものである。高等教育は、研究により、とりわけ以下のような戦略を通じて、人権教育の政策および実践に関し、情報を提供する必要がある。

- (a) 既存の実践、教訓、評価の分析及び査定、研究結果の広域への普及にも基づいた人権教育のための革新的、効果的な方法と手段の開発に貢献する研究の推奨及び投資。
- (b) 人権原則及び具体的人権条約の具体的な形態（政府の政策及び計画、商慣行、地域社会イニシアチブ、社会文化規範等）への組み替えを一般的課題とする研究の推奨及び投資。
- (c) 高等教育及びその他の段階における人権教育の良い実践例の査定、収集及び普及。
- (d) 様々な高等教育機関、NGO、その他市民社会組織、国内人権機関、国際機関における研究者間の協力・情報交換、及び、人権教育研究プロジェクトの共同開発を促進する連携、パートナーシップ、ネットワークの構築。
- (e) 人権学習・研究のため、施設を提供し能力開発の役割を果たすとともに、それらに対するより良い支援を確保する、人権資料センター及び図書館の設立及び開発。

- (f) 人権関係の研究を促進する手段としての奨学金及びフェローシップの推奨。
- (g) 国際的な調査及び比較研究への参加。

(d) 学習環境

30. 高等教育においては、学術社会のメンバーが、個人であろうと集団であろうと、研究・指導・学習・議論・文書化・制作・創設・執筆等を通じて、知識及びアイデアの追求・発展・伝達を自由に行うことができることを強調することが重要である。学問の自由は、各個人の、職場に対する意見を自由に表現する自由、差別や国家・その他の主体による抑圧の恐れなく自らの機能を果たす自由、専門的・代表的学術体に参加する自由及び同じ管轄下にある他の個人に適応可能な国際的に認識された人権を完全に享受する自由を含む²¹。

31. 人権教育を高等教育機関に導入することは、それらの機関において人権が存在し実践される場所になるよう努めることを含む。この目的のため、とりわけ以下の戦略を通じて、高等教育機関の教育目標、教育実践及び組織が人権原則に一致していることを確保することが不可欠である。

- (a) 学生と指導者の権利及び責任に関する憲章；紛争解決、暴力対処の手続きを含む、暴力・性的虐待・ハラスメント及び体罰から自由な高等教育機関のための行動基準；入学・奨学金・進級・昇級・特別プログラム・適性及び機会についての非差別政策など、明示的かつ共有された政策声明の開発。
- (b) 指導者が、指導部による人権教育に関する明確な委任を有するだけでなく、人権教育における革新的な良い実践例の開発及び実践の機会を持つことの確保。
- (c) 高等教育機関で指導する全ての人とこれらの機関のサポートスタッフ（司書、公文書保管係、研究助手、事務員等）の人権を保護、尊重する政策の採用。
- (d) 関心を代表、仲介、主張するための活動を組織し、学生の、自己表現及び意思決定への参加の自由の確保。
- (e) 青少年グループ、市民社会、及び地方自治体等との連携努力として、フェスティバル、会議、展示会等の特別イベントの組織をも通じた、人権について公共の意識向上における高等教育機関のより広い役割の強化。
- (f) 法的助言を無料で提供する相談所の設立、人権NGO・市民社会関係団体の下でのインターン制度の活用等、地域社会におけるカリキュラム外での人権問題に関する学生プロジェクトやサービスの実施の促進。

(e) 高等教育の指導者の教育及び専門的能力の開発

32. 指導者は、専門における活動及びロールモデル機能の双方において、人権の価値・技術・態度・動機・実践を伝達する主要義務がある。この目的のため、彼らの専門的立場

²¹ 経済的社会的及び文化的権利委員会、一般意見 No. 13 (1999)、第39段落。

の認識・尊重，及び適切な人権研修の提供が不可欠である。

3.3. 高等教育指導者の教育及び専門開発において，人権教育に取り組む戦略には，以下が含まれる。

- (a) 以下のような人権教育の着任前及び着任中の研修カリキュラムの開発。
 - (i) 人権，人権の普遍性・個人性・独立性，人権保護メカニズムの知識及び理解。
 - (ii) 人権視点の多領域性及び学際性。
 - (iii) 公的教育，非公的教育及び私的教育間の連携を含む，人権教育に基づいた教育理論。
 - (iv) 人権教育の指導及び学習の方法論並びに指導者の役割。
 - (v) 民主的かつ人権原則に一貫した，指導者の社会能力及びリーダーシップ
 - (vi) 機関における人権問題を扱う際を含む，指導者及び学生の権利及び責任。
 - (vii) 高等教育指導者が教材を見直し，選択し，新教材を開発する能力を開発するための，既存の人権教育教材に関する情報。
- (b) 適切な研修方法論の開発及び利用。
 - (i) 成人学習者への適切な研修方法，とりわけ学習者を中心にしたアプローチ並びに価値及び行動についての意識向上へと導く動機，自尊心，及び情緒面での発達への取組。
 - (ii) 文化的考慮も配慮に入れた，参加型，双方向的，協力的かつ経験及び実践に基づいた方法，理論と実践の連携，並びに職場，とりわけ教室における学習した技術の検証といった，人権教育における研修の適切な方法。
- (c) 適切な研修の資料及び教材の開発及び普及。
 - (i) 人権教育研修における良い実践例の収集，普及及び交換。
 - (ii) NGOその他の市民社会のセクターにより開発された研修の方法論の評価及び普及。
 - (iii) 着任中研修の一環としての教材開発。
 - (iv) オンライン教材及び資料の開発。
- (d) 様々な教育及び指導の提供者間のネットワーク構築及び協力。
- (e) 国際的な教育，並びに研修活動，及び意見交換の促進及び参加。
- (f) 研修活動の妥当性，実用性，及び効果に関する研修生の自己評価及び認識を含む研修活動の評価。

3. 主体

3.4. 行動計画の本章の実施における主たる責任は，各々管轄権に応じて様々なレベルの責任を負う，関係政府機関（例えば財務省），高等教育機関，関連研修単科大学と協働する，教育省あるいは高等教育省にある。

3.5. 上記の主体は以下を含む多数の国内機関・組織と緊密に取り組む必要がある。

- (a) 高等教育指導者組合。
- (b) 学生組合・組織。
- (c) 教育・開発・人権／教育議会委員会・諮問グループを含む立法機関。
- (d) オンブズマン及び人権委員会等の国内人権機関。
- (e) UNITWINネットワーク及びUNESCO議長プログラム²²に参加する関連高等教育機関。
- (f) 国内単課大学及び総合大学のネットワーク。
- (g) UNESCO国内委員会。
- (h) 教育研究機関。
- (i) 高等教育機関内にあるものも含めた国及び地方の人権研修及び資料センター・機関。
- (j) 高等教育指導者のための研修単科大学（存在する場合）。
- (k) NGO。

36. その他の関係者には以下が含まれる。

- (a) メディア。
- (b) 宗教団体。
- (c) コミュニティリーダー及び地方社会機関。
- (d) 先住民及び少数民族。
- (e) 法人組織。

D. 公務員、法執行者及び軍隊の人権研修を促進する行動

37. 本行動計画のセクションDは、国家主体として管轄権下にある人々の人権の尊重、保護、実現に具体的責任を負う、広範囲の成人専門家の人権研修に焦点をあてている。これらは以下を含む。

- (a) 公務員²³。国内法や政府の構成によるが、役人、政府官庁の政策立案者、外交官、地方自治体や市町村、金融経済機関の職員、教員、公共健康専門家、ソーシャルワーカーが含まれる。

²² UNITWIN/UNESCO 議長プロジェクトは研修・研究活動を扱い、教育・人権・文化的発展・環境等のユネスコ内の知識の主要分野を担っている。このプログラムの主要な受益者は、途上国及び移行期にある国の高等教育機関である。

²³ 何が「公務員」を構成するのかということについて国際的に合意された定義はない（世界銀行の「公務員法&雇用体制」2001年4月26日、<http://www1.worldbank.org/publicector/civilservice1aw.htm> 参照）。「公務」及び「公務員」の概念及び定義は、国内法及び政府の構成により国によって大きく異なる。ILO 百科事典第6版、2008年、(<http://www.ilo.org/public/1iodoc/ILO-Thesaurus/english/index.htm>) では、「公務員」は「軍隊・司法部門・選挙により選出された政治家を除く、国家の行政に関する恒久的及び専門的部門」、「公務員」は「公共行政職員」とされている。現行の用法においては、最も一般的には、民間中央政府又は地方政府で働く役人を指している（上記世界銀行文献参照）。研究によれば、国家政府官庁・幹部機関・外交・地方政府・市議会・地方自治体・金融経済機関・歳入収集機関の職員；場合により、公的教育制度において雇用されている教員及び国公立病院の職員が含まれている（限定的リストではない）。

(b) 法執行者²⁴，すなわち警察，刑務所職員，国境警備隊，また警察権を与えられている場合は治安部隊及び軍隊。

(c) 軍隊

38. 上記専門家グループは，様々な役割，責任，機関・組織文化及びそれぞれに適用される具体的国際人権基準を有している。このように範囲が広いため，本章では具体例も提供しつつ，これら専門家に対し一般的な戦略を提示するに留める。

1. 背景

39. 公務員，法執行者，軍隊に関しては，行動計画は，世界人権宣言及び自由権規約，社会権規約，人種差別撤廃条約，拷問等禁止条約，女子差別撤廃条約，児童の権利条約，移住労働者権利条約，障害者権利条約を含む主要人権条約を基にしている。

40. 加えて，国連は，特定の専門家集団が人権基準に則って職務を履行するためのより詳細な手引きを提供する，勧告，基本原則，行動規範等の一連の国際文書を展開してきた。

41. 例えば，法執行者の場合では，以下の文書が含まれている。

- ・ 法執行官のための行動綱領（法執行官行動綱領）。
- ・ 法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則。
- ・ 犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則に関する宣言。
- ・ 強制失踪からの全ての個人の保護に関する宣言。
- ・ 超法規的・恣意的・即決処刑の調査及び効果的予防に関する原則。
- ・ 拷問及びその他の残虐な，非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰についての効果的な調査とその記録化に関する原則。
- ・ 非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）。
- ・ 抑留者，被拘禁者の取扱いに関する文書（被拘禁者取扱いのための標準最低規則（被拘禁者取扱い最低規則），被拘禁者取扱いのための基本原則，あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則（被拘禁者保護原則））。
- ・ 少年司法に関する文書（少年非行の防止に関する国際連合指針（リヤド・ガイドライン），少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京ルールズ），自由を奪われた少年の保護のための国際連合規則（少年保護規則），刑事司法制度における少年についての行動に関する指針。）

42. 同様に，具体的国際人権基準は，公務員，軍隊にも当てはまる。

²⁴ 法執行者の定義については，法執行者の行動規範，注釈第1条（a）及び（b），（<http://www2.ohchr.org/english/law/codeofconduct.htm>）参照。

2. 戦略

(a) 研修政策及び関連する政策

43. 研修が行動及び専門職としての職務の遂行に望ましい効果を与えるべきであれば、研修者の組織・機関における対応した政策及び規則に明確に支援され、連携している必要がある。公務員、法執行者、軍隊に関して、以下の戦略がとられうる。

(a) 着任前研修及び着任中の研修において、人権研修が含まれることを確保し、かつ、対象者個別の人権コースを着任前研修の必須とするよう、これらの研修方針を見直すこと。

25

(b) 資格認定及び昇進の義務的基準としての、着任前及び着任中の研修に関する包括的人権研修政策の採用の推奨。

(c) 児童・女性・少数者・障害者・先住民等の、専門家に扱われるべき社会的弱者の扱いに適した職員を採用し、特別に訓練する政策の採用。

(d) 人権研修の制度化に関し、

(i) 公務員、法執行者、軍隊に対する人権研修への関与は、選別された職員のための偶発的研修コースとして理解されるのではなく、当該部門及び奉仕することとされている社会部門の双方を含めた、健全な国内研修組織の設立を推奨すべきである。

(ii) 全ての関連課目に人権原則・基準を明示的に統合するために、全ての既存の着任前及び着任中の研修カリキュラムを見直し、加えて必要に応じて具体的人権研修コースを開発する。

(iii) 公務員単科大学、政府学校、警察・軍隊訓練学校に完全に統合された人権センターの創設を推奨する。

(iv) 可能であれば、各自の機関・組織・任務地に帰任した後に、人権研修を指導し、教材・知識の普及に努める指導者の研修を優先事項とする。このようにすると、研修プログラムの影響は拡大される。指導者の研修に関しては、研修プログラムは研修方法（上記を参照）及び企画（授業及び教材の双方）に関する講習も含める必要がある。

(v) 人権研修プログラムへの様々な専門家集団の参加を推奨するための、インセンティブの紹介の検討。

(vi) 各国の制度に沿った、制度化された人権研修に関する、評価・影響査定メカニズムの設立。

(e) 研修は、孤立した取組ではなく人権の能力開発戦略の一部であるため、専門に応じた政策及び規則が、人権基準に矛盾しないように、人権に対する専門家の貢献を特に促進

²⁵ 人権保護における法執行者の研修に関する第42回会期人種差別撤廃委員会（1993年）の一般意見 No. 13 の第3段落「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第7条の実施に関し、条約の基準及び法執行者の行動規範（1979年）の完全な実施のため、委員会は締結国に法執行者の研修の見直し及び改善を求める。」参照。

するように、見直されることが重要である。これらの政策には、公務員・法執行者・軍隊の候補者から人権原則を尊重しない者を排除する審査制度の設立；平等・無差別・尊重・尊厳・公平性・透明性という人権原則に一致した公務員・法執行者・軍隊の採用・評価・補償・規律のための政策；性差別及びセクシュアル・ハラスメントを禁止する政策；人権に特に影響を与える具体的専門業務のための規則（例えば、法執行の分野では、武力・武器の使用や女性に対する暴力事案に対する即時・効果的な対応に関する内部規定）が含まれうる。

（b）研修プロセス、ツール

4.4. 公務員・法執行者・軍隊等の成人対象者のための人権教育の効果を確保するための戦略には以下が含まれている。

（a）研修方法及び実践に関し、成人学習の研究及び経験に示されるように、以下を含む特定の方法原則²⁶に則った人権研修の発展。

（i）対象者の具体性

研修は、警察、ヘルスケアワーカー、外交官、軍隊、開発専門家等、特定の対象者を直接的対象とし、適切に実施されなければならない。諮問研修には、対象となる機関及び研修を受ける集団を含む査定が必要である。また、専門的義務・経験・期待・研修参加者の個人的背景及び願望・参加者の人権知識や技術の分析を行い、具体的な学習目的（参加者の知識・態度・行動・技術の、望まれる研修後の変化）を設定し、評価戦略（特に、学習目的の達成をいかに評定するか）を設定し、実施すべきその他の活動の査定を行うよう構成されるべきである。

（ii）関連する実務的内容

前回の基準と同様、研修内容は、研修者の日常生活に直接関連する人権基準及び履行に焦点をあてるべきである。専門家集団は、人権とは何かだけではなく、人権がどのように実生活面に適用されるかを知る必要がある。そのため、研修内容は、具体的専門家²⁷が直面しそうな人権問題に焦点をあてつつ、専門家集団の機能に関連し、人権をそれらの職務の実施にいかに関与させるかとの観点から構成される必要が有る。

（iii）参加型研修技術及び研修技術の鋭敏化

研修プログラムは、学習者の活動的関与を確保するために、ブレイン・ストーミング、ロールプレイング、グループワーク、ケーススタディ、パネルディスカッション及びフィールドワーク等の、できれば視聴覚機器を利用した、種々の創造的で一

²⁶ OHCHR の「人権研修—人権研修方法論のマニュアル」（2000年）参照。

²⁷ 例えば、人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容（ダーバンレビュー会議の成果文書第75段落参照）に対し鋭敏にするという観点から、各国は、法執行者・入国管理及び国境警備の職員・検察官・インターネットサービス業者の研修プログラムの策定及び実施を求められている。移民問題を取り扱う職員や移民労働者及びその家族の構成員と接触している職員はすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約の内容に精通している必要がある。

般参加型の成人研修技術を特徴とすべきである。よく企画された実習により、研修者の人権侵害行動への貢献（例えば、研修者自身の態度及び行動におけるジェンダー²⁸及び人種差別に対する研修者の認識の強化）、人権の促進及び保護という双方の研修者自身の能力を鋭敏にすることができる。

(iv) 同僚同士による学習

例えば警察や軍隊における、先生と学生という研修モデルではなく、同僚による研修という研修モデルによって特徴付けられる、同僚同士による学習のアプローチによって、より多くを達成することができる。このアプローチは、各対象者を取りまく特有の専門性に対する、指導者のアクセスを確保する。同時に、研修プロセスにおいて人権基準が完全にそして一貫して反映されるように、実務指導者は人権専門家の介添及び支援が必要である。同様に、国際研修活動及び国際交流が、同一専門家集団に属する個人間において促進されうる。

(v) 自尊心の役割

成人研修者は、既得であり、また、研修に資する、各自の専門知識・実務的経験を研修に盛り込むだろう。指導者は、知識及び経験の交換が促進され、研修者の専門知識が認識され、人権原則を反映する専門家としての誇りが強化されるような雰囲気

の確立を追求しなくてはならない。

(b) 研修内容に関し、異なる役割、責任、機関・組織的文化等を反映した公務員、法執行者及び軍隊のための個別の研修内容の策定。

(i) 公務員は、多様な専門家を含むが（上記第37段落（a）参照）、このカテゴリーの人権研修内容は大きく異なる。例えば、ソーシャルワーカーの人権研修は、児童・女性・高齢者・障害者・被拘禁者・難民・移民等の社会的弱者の保護に向けられているが、これは、ソーシャルワーカー²⁹が、公共の利益のための国家の行動がこれらの特定の個人あるいは集団の人権を脅かす時に、保護を保障する必要があるためである。地方自治体の職員の人権研修は、透明で、説明責任があり、公共の参加を促進する政治的・機関のプロセスを通じた職権行使等という良きガバナンス³⁰の観点から、人権基準に焦点をあてる。外交官の人権研修は、外交官は国際人権組織に対し自国のインプットを確保することが要求されるため、とりわけ、国際人権規約及びメカニズムに焦点をあてる。

(ii) 警察³¹の場合、人権研修は、警察捜査の手段、捜査押収、逮捕・審理前勾留、武力・

²⁸ 女性に対する暴力に関する一般意見 No. 19（1992年）、第24段落（b）によれば、女子に対する差別の撤廃に関する委員会²⁸が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の効果的な履行のためには、法執行者及びその他の役人のジェンダーに鋭敏な研修が必要不可欠であると勧告されていることは特筆すべきである。

²⁹ OHCHR「人権とソーシャルワーク：ソーシャルワークと社会福祉専門職」（国連出版 No. E.94.XIV.4）参照。

³⁰ OHCHR「人権の保護のための良きガバナンス実践」（国連出版 No. E.07.XIV.10）参照。

³¹ 以下の OHCHR の法執行者の人権研修パッケージ参照：「人権と法の執行：警察のための人権研修のマニユ

武器の使用，市民の無秩序・緊急事態・内部紛争における警察活動，法的群衆整理手段等の様々な警察機能に関連した人権基準を含む。青少年・女性・移民・難民・障害者等の特別な保護が必要とされる集団にも焦点をあてる。対象者によっては，警察の人権研修には，人権の視点を警察指揮に取り入れること，服務規程の発行を含めた管理統制，行動規範の策定，入隊及び着任中研修，公平で無差別な採用過程，新入隊員の選考過程，地域社会警察活動戦略，苦情処理制度の設立，人権侵害事案における迅速かつ公平な調査の義務が含まれる。

(iii) 刑務所職員のための人権研修³²は，研修者を刑務所での業務における人権基準を習熟させ，刑務所職員の職務の実施にとって人道的・効果的な技術及び民主主義社会における法的・司法的機能の検査を促進し，研修者にこの情報を日常業務に含めるよう訓練する。被拘禁者・被抑留者の施設，HIV/AIDSを含めた被拘禁者の身体的・精神的健康，青少年・女性・障害者・再被拘留者等の特別区分の被拘禁者・被抑留者の取扱い，刑務所の記録，刑務所運営・規律及び苦情手続き，実力の行使，罰則・償還手続き，適正手続及び不服申し立て，家族・弁護士・医療関係者等の外部交通，信教・崇拝の自由，刑務所労働（例えば労働条件，報酬），教育・余暇に関する人権基準も含まれる。

(iv) 軍隊は，紛争関係任務及び戦争遂行の一線を越える現代の職業軍人の義務に関係する国際人権規範・基準の下で訓練される必要がある。これらは，市民の治安維持活動，緊急事態における秩序・公安の維持，国際平和維持活動の任務という義務を段階的に含むようになった。これらの義務の効果的，専門的及び人道的な履行は，人権基準の知識と鋭敏化，それらを軍隊の日常業務に適用する技術が求められる。しかしながら，伝統的軍隊研修は多くの場合，1949年のジュネーブ条約及びその追加議定書等の国際紛争法（あるいは国際人道法）への言及のみを含んでいた。しかしながら，人権研修自体は明らかに不在であった。

(c) 研修ツールに関しては，上記方法を反映する研修手段を発展させる。既存の教科書及び手引きは，人権原則に一致し，特定の対象者に向けられたものであることを確保するため，見直し・改訂されるべきである。

(c) 学習及び就労環境

45. 人権研修は人権が実践されている環境下においてのみ行われる。この目的を達成するために，以下の戦略が実施される。

アル（国連出版 No. E.96.XIV.5）」，「人権と法の執行：警察のための人権研修指導者のためのガイド（国連出版 No. E.03.XIV.1）」，「警察のための人権基準と実践：警察のための人権に関する拡大ポケットブック（国連出版 No. E.03.XIV.7）」。

³² 以下の OHCHR の刑務所職員の研修パッケージ参照；「人権と刑務所—刑務所職員のための人権研修マニュアル（国連出版 No. E.04.XIV.1）」，「人権と刑務所—司法行政に関する国際人権規約集（国連出版 No. E.04.XIV.4）」，「人権と刑務所—刑務所職員のための人権研修指導者のガイド（国連出版 No. E.04.XIV.6）」，「人権と刑務所—刑務所職員のための国際人権基準ポケットブック（国連出版 No. E.04.XIV.5）」。

- (a) スタッフや職員の行動規範・職業倫理，職務の全領域において人権基準を明示的に取り入れた雇用者の履行規範，雇用者の権利・責任に関する憲章等の，明確で共有された政策声明の策定及び採用。
- (b) 人権イベント・競技会・賞・奨学金・褒賞を通じた人権達成の認識と賞賛の推奨。
- (c) 行動計画（例えば，人種主義・差別・ジェンダー暴力等の廃絶のための行動計画）の公的採用を含めた，法執行者・地方自治体・軍隊及び幅広い地域社会間における交流の推奨。

3. 主体

4 6. 行動計画の本章の実施については，主として，公務員・法執行者・軍隊に責任のある省庁（例えば，その国の組織配置によるが，総務省，内務省，法務省，防衛省など）が，政府の他の関係部署（例えば，財務省庁など）と協力して行う責任を負う。

4 7. 上記主体は以下を含む多くの国内機関・組織と緊密に業務を行う必要がある。

- (a) 公務員研修大学，政府学校及び警察・軍隊研修大学（存在する場合）。
- (b) 公務員，法執行者の組合。
- (c) 内部，防衛，人権議会委員会，諮問グループ等の関連立法機関。
- (d) 市町村自治体。特に，人種主義・差別に反対するユネスコ連盟都市等の，国家的及び地域的ネットワーク，及び組織に属するもの。
- (e) オンブズマン及び人権委員会等の国内人権機関。
- (f) 国及び地方の人権研修・資料センター。
- (g) NGO。

4 8. その他の関係者には以下が含まれる。

- (a) メディア。
- (b) 宗教集団。
- (c) コミュニティリーダー及び地域社会機関。
- (d) 先住民及び少数民族。
- (e) 法人組織。

E. 国内実施のプロセス

1. 実施のステップ

4 9. 行動計画の実施において，加盟国は，国の状況，優先順位及び能力に従い，従来の取組に基づく，現実的な目標及び手段を設立する必要がある。

50. 以下の4つのステップは、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊の人権研修の国内計画、実施及び評価のプロセスを促進する。そのようなプロセスは、可能な限り関係する全ての国内関係者（セクションC. 3及びD. 3を参照）の関与のもとで行われる必要がある。

ステップ1：高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊のための人権研修の現状の分析。

行動

セクションC, Dで言及された戦略を念頭に置く。

* 各分野（高等教育、公務員（可能であればカテゴリー一別に）、法執行者、軍隊³³）における国内基礎研究の準備のため、以下の項目についての情報収集及び分析を行う。

- ・ 既に取りられたイニシアチブ及びその欠点及び障害を含む、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊のための人権研修の現状。
- ・ 既存の政策及び法制度。
- ・ 地方、国家及び地域レベルに存在する良い実践例、資料及び手段。
- ・ これら分野において、人権教育・研修に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。
- ・ 現在関与している関係者（政府機関、国内の人権機関、研究機関、NGO、その他の市民社会関係者）。
- ・ 補足的取組（平和教育に関する総合大学プログラム、グローバル教育、異文化教育、国際理解のための教育、民主主義市民権及び価値教育、専門家のための倫理プログラム等）。

* いずれの人権教育イニシアチブが既に存在しているか、効果的な実践・プログラムはどれか特定する。

* 上記分野の利点、不利な点並びに機会及び制約を分析し決定することで、主要な特徴及び分野を特定する。

* 実施のレベルにおける結論への到達。

* 判明した利点及び教訓に基づいていかに構築するか並びに機会をいかに用いるか熟考するとともに、不利な点及び制約に対処するために必要な手段について熟考する。

アウトプット

* 国内基礎研究の準備及び国内実施戦略の取組を促進にするための、国内への結果の幅広い普及。

ステップ2：目的・優先順位を特定し、実施される活動を見越しつつ、優先順位の設定、国内実施戦略の作成、及び活動実施の予測（少なくとも2010-2014年の期間）。

³³ 各々の含まれる多くのターゲット分野及び主体の多様性を受け、ベースライン研究は政府調整部門で行われ、もしくは個別の研究は各々のターゲット分野で最も関わる主体によって行われうる。

行動

- * 各対象分野において実施のための基本的な目標を定める。
- * 行動計画を参照しつつ目標を定める。
- * 国の基礎研究成果を基に優先順位を設定する。これらの優先順位は最も危急なニーズ及び／又は利用機会を考慮に入れたものになるだろう。
- * 効果をもたらす仲介に焦点を合わせ、アドホックな活動に際し持続可能な変化を保障する手段を優先する。
- * 様々な主体間の同盟、及び相乗効果の構築の促進。
- * 以下のものを特定する。
 - ・ インプット：利用可能な資源の分担（人的、財政的、時間的）。
 - ・ 活動（任務、責任、時間軸、指標）。
 - ・ 国内実施戦略の調整のためのメカニズム。
 - ・ アウトプット：具体的な成果。法制度、行動規範、教材（新規及び改訂された手引き書）、研修プログラム、無差別政策等。
 - ・ 成果：達成される結果。

アウトプット

- * 国内実施戦略。

ステップ3：実施とモニタリング

行動

- * 関心部局及び関係者に対する国内実施戦略の普及及びそれらとの協力の下での計画された活動の実施。
- * 特定の指標に関し、実施についてモニタリングする。

アウトプット

- * 国内実施戦略に関連し、報告を進展させる。

ステップ4：評価

行動

- * 実施を見直すため、そして、活動を改善・強化する手段として、自己評価及び独立評価方法の採用。
- * 結果の達成を認め、普及し、留意する。

アウトプット

- * 国内実施戦略の成果に関する政府報告。
- * 学んだ課題に基づく、今後の行動についての勧告。

2. 調整

5 1. 行動計画実施の主たる責任は政府にあり、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングを調整する責任を負う中心となる関連部局を特定する、政府にある。調整部局は、関連ユニット、省庁、その他関係国内機関と協働する。調整部局は、また、本行動計画下における人権教育・研修の進捗状況が政府報告に含まれることを確保するため、国連の人権メカニズム（条約体³⁴、特別報告者、及び普遍的・定期的レビュー）への政府報告を策定する責任を負う国家機関と協力する。

5 2. 調整部局は、進捗状況に関する情報を共有することにより、また、第2フェーズの終了にあたり、政府最終評価報告の作成及び提出を確保することにより、国連人権高等弁務官事務所と連携する。

F. 国際協力と支援

5 3. 国際協力及び支援の目的は、国内実施戦略を促進する人権教育・研修の国家の能力を強化することであり、以下の主体により提供される。

- (a) 特別機関及び国連大学を含む国連システム。³⁵
- (b) 社会福祉、医療及び健康サービス、薬物と人身取引の防止、難民、移住・国境管理、犯罪手続き等に関与する国連関連の専門研修機関。
- (c) 国連平和大学（UNPEACE）。
- (d) その他の国際的政府間機関。
- (e) 地域的政府間組織。
- (f) 関連する国際的及び地域的専門ネットワーク。
- (g) 高等教育の国際的・地域的ネットワーク。
- (h) 国際的及び地域的NGO。
- (i) 国際的及び地域的人権資料及び文書センター。
- (j) 国際的及び地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）並びに二国間財政機関。
- (k) 多角的及び二国間開発機関。

5 4. 行動計画実施のためには、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するため、関係者の緊密な協力が不可欠である。

³⁴ 「共通コア文書及び条約特定目的文書を含む国際人権規約に基づいた報告に関する協調したガイドライン」（HRI/GEN/2/Rev.6）第43段落参照

(<http://www2.ohchr.org/english/bodies/icm-mc/docs/9th/HRI-GE-2-Rev6.doc>.)

³⁵ 国連人権メカニズムが、各国に対し、人権教育及び研修問題を恒常的に取り上げることが念頭に置くことは重要である。例えば、条約体が締約国からの政府報告の審査に、締約国の人権教育・研修実施の義務に重点を置き、その側面を最終見解に反映させるかもしれない；人権理事会のテーマ別・国別メカニズム（特別報告者、作業部会を含む）が、人権教育・研修の進捗状況を報告書に含めるかもしれない；人権教育・研修は普遍的・定期的レビューの関連において取り上げられるかもしれない。加えて、ユネスコの具体的メカニズムが1974年の人権及び基本的自由に関する国際理解・協力・平和・教育に関するユネスコ勧告の実施をモニタリングしている。

55. 上記の組織・機関は以下の行動を行う。

- (a) 国内実施戦略の作成，実施及びモニタリングにおいて政府を支援する。
- (b) とりわけ全国的及び地方のNGO，専門団体，高等教育機関，国際人権機関及びその他の市民社会組織といった，その他の国内関係者への支援を提供する。
- (c) 賞の授与等の良い実践例，利用可能な教材，機関，及びプログラムについての情報を特定，収集及び普及することで，あらゆるレベルでの情報共有を促進する。
- (d) 人権教育・研修における既存の関係者間のネットワークを支援し，あらゆるレベルにおける新たなネットワーク構築を促進する。

G. 第2フェーズの調整及び環境

56. 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は，国連システムの関係機関，特に高等教育に関してはユネスコ及びその他関係機関と協力して，世界計画第2フェーズの国際的な調整を確保する。OHCHRは関連する意識向上のイニシアチブを促進する。

57. 第2フェーズの終了にあたり，2015年の初旬に，特にセクションC, D, Eを考慮して，各国はこの行動計画の下で実施された行動の評価を行う。締約国は，最終的な政府評価報告をOHCHRに提出するよう求められる。OHCHRは，国別評価報告書に基づいた包括的な報告書を作成し，2015年の人権理事会に提出する。

総会

配布：一般

2014年8月4日

原文：英語

人権理事会

第27会期

議題項目2及び3

国連人権高等弁務官年次報告書及び高等弁務官事務所並びに事務総長報告書

発展の権利を含む、すべての人権、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の促進及び保護

人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015-2019）行動計画

国連人権高等弁務官事務所報告書

要旨

人権理事会決議 24/15 に従い、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、2014年第1四半期において、とりわけ、関連する国連文書、世界計画第1フェーズ（2005–2009）及び第2フェーズ（2010–2014）行動計画、並びに OHCHR 及びその他の国連が出版した資料に基づき、人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015–2019）行動計画案を作成した。

計画案は4月及び5月にレビューのため国家及び、国連教育科学文化機関（UNESCO）を含む関係政府間機関、国内人権機関、市民社会組織に提出された。7月4日現在、OHCHRには30通のコメント付きの回答が寄せられ、これらは最終文書、すなわち本報告書のII～Vにおいて考慮された。

目次

| | 頁 |
|---|----|
| I. イントロダクション | 3 |
| A. 人権教育の背景と定義 | 3 |
| B. 人権教育のための世界計画の目的..... | 4 |
| C. 人権教育活動の理念 | 5 |
| II. 人権教育のための世界計画第 3 フェーズ（2015–2019）：最初の 2 つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画..... | 5 |
| A. 範囲 | 5 |
| B. 個別目標 | 6 |
| C. 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する行動..... | 6 |
| D. メディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進する行動..... | 11 |
| III. 国内実施のプロセス | 19 |
| 実施のステップ | 19 |
| IV. 国内調整と評価 | 21 |
| V. 国際協力と支援 | 22 |

I. イントロダクション

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスをいっそう明確に示してきた。人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。
2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言（26条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（10条）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、児童の権利に関する条約（29条）、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（33条）、障害者の権利に関する条約（4条及び8条）、ウィーン宣言及び行動計画（第1部第33-34段落、第2部第78-82段落）、国際人口開発会議行動計画（第7.3段落及び第7.37段落）、ダーバン宣言及び行動計画（宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落）並びにダーバンレビュー会議の成果文書（第22段落及び第107段落）及び2005年に開催された世界サミットの成果文書（第131段落）を含む、多くの国際規約及び文書に盛り込まれている。
3. 2011年12月、国連総会は、人権教育及び研修に関する国連宣言を無投票で採択した。同宣言は、人権教育は、人々が自らの権利を享受及び行使すると共に、他者の権利を尊重し擁護できるよう、知識と技術を提供し、人々の姿勢及び言動を養うものであるとしている（第2条）。宣言では、国家、及び場合に応じて関係政府当局は、人権教育及び研修を促進し確保する第一義的な責任を負っており、市民社会組織及びその他の利害関係者が、これらのプロセスに関与するための、安全で可能な環境を創り出すべきであると明言している（第7条）。
4. 国際社会によって合意された人権教育の定義の諸要素が含まれている、これらの文書に従い、人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組みと定義され、以下が含まれる。
 - (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
 - (b) 人格及び尊厳の十分な発達。
 - (c) 全ての国民、先住民族及び少数者との多様性、ジェンダー平等及び友好への理解、寛容、及び尊重の促進。

- (d) すべての人々が、自由で民主的な法治社会に実際に参加することの実現。
 - (e) 平和の構築及び維持。
 - (f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。
5. 人権教育は以下の事項を含む。
- (a) 知識及び技術—人権及び人権の仕組みを学び、日常生活でそれらを実践的に用いる技術を身につける。
 - (b) 価値観、姿勢及び言動—人権尊重の価値観を進展させ、姿勢及び言動を強化する。
 - (c) 行動—人権を擁護し、促進する行動をとる。
6. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」(1988年—現在)、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995—2004)及び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001—2010)、「持続可能な開発のための教育の10年」(2005—2014)、「人権学習の国際年」(2008—2009)等、加盟国は、様々な具体的かつ国際的な行動枠組を採択した。とりわけ人権教育を推進するその他の枠組としては、「文化の和解のための国際10年」(2013—2022)、「万人のための教育」運動(2000—2015)、国連事務総長によるグローバル・エデュケーション・ファースト・イニシアチブ、ポスト2015年開発アジェンダ等がある。
7. 2004年12月10日、国連総会は、「人権教育のための世界計画」を宣言した。2005年1月1日から開始された世界計画は、あらゆる分野で人権教育計画の実施を促進することを目的としている。

B. 人権教育のための世界計画の目的

8. 人権教育のための世界計画の目的は、以下のとおりである。
- (a) 人権文化の発展を促進する。
 - (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
 - (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
 - (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集団的枠組を提供する。
 - (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
 - (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
 - (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

C. 人権教育活動の理念

9. 世界計画における教育活動は、以下のものである。
 - (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利を含む、人権の相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性を促進する。
 - (b) 多様性の尊重及び認識、並びに人種、性別、ジェンダー、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的又は社会的出自、障害、性的指向及びその他に基づく差別への反対を促進する。
 - (c) 人権の基準に一致した対応及び解決につながるものとして、政治、社会、経済、技術、環境分野における目まぐるしい発展を踏まえた、貧困、暴力紛争、差別を含む慢性的な及び新たに発生する人権問題の分析を奨励する。
 - (d) 自らの人権の権利部分を特定し、効果的に要請を行えるよう、コミュニティ及び個人を強化する。
 - (e) 義務履行者、特に政府官僚が、管轄下にある人々の人権を尊重し、保護し、履行する義務を果たす能力を開発する。
 - (f) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
 - (g) 地方、国家、地域の及び国際的な人権文書及び人権保護のメカニズムの知識、及びそれらを利用する技術の習得を促進する。
 - (h) 人権を推進する行動のための知識、批判的分析及び技術を含み、又、学習者の年齢及び文化特性を考慮した、参加型の教育法を活用する。
 - (i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導・学習環境を促進する。
 - (j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に、学習者を参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II. 人権教育のための世界計画第 3 フェーズ (2015–2019) : 最初の 2 つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画

A. 範囲

10. 世界計画第 1 フェーズ (2005–2009) は、初等中等教育への人権教育の統合に専念していた。その実施のための行動計画 (A/59/525/Rev.1) は、2005 年 7 月に国連総会において採択された。

11. 世界計画第 2 フェーズ（2010–2014）は、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊のための人権研修に焦点をあてていた。その実施のための行動計画（A/HRC/15/28）は、2010 年 9 月に人権理事会において採択された。
12. 決議 24/15 において、理事会は、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対し、最初の 2 つのフェーズの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進に専念する、世界計画の第 3 フェーズ（2015-2019）のためのこの行動計画を作成するよう要請した。

B. 個別目標

13. 人権教育のための世界計画の全体的な目的に鑑み（上記セクション I.B 参照）、この行動計画は以下の個別目標の達成を目的とする。
 - (a) 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する。
 - (b) メディア専門家及びジャーナリストに関して、
 - (i) 人権の促進及び保護における役割を強調する。
 - (ii) メディア専門家及びジャーナリスト向けの効果的な人権研修プログラム作成に関する指針を提供する。
 - (iii) 関連する持続可能な戦略の作成、採択及び実施を支援する。
 - (iv) メディア専門家及びジャーナリストの保護及び安全を保証する実現環境の重要性を強調する。
 - (v) 地方的、国家的、地域的、及び国際的な組織によるメディア専門家及びジャーナリストの人権研修に対する支援を促進する。
 - (vi) 地方、国家、地域の及び国際的な政府機関及び非政府機関・組織間のネットワーク構築及び協力を支援する。

C. 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する行動

1. 戦略

14. 本セクションでは、世界計画の第 1 及び第 2 フェーズで強調された対象分野における人権教育の実施を強化する戦略について検討する。対象分野とは初等中等教育、高等教育、教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊である。人権理事会が決議 24/15 で示した戦略は、以下のとおりである。

実施を促進し成果を統合する

15. 世界計画の最初の 2 つのフェーズで始められた取組みを促進し統合するには、最初の 2 つのフェーズで行われた計画策定、調整、実施、評価の各プロセス及び関連する国内実施計画を評価する必要がある。セクション III では、そうした分析をどのように行うかに関する指針を提供しており、進捗状況を判断するために、その分析は最初の 2 つのフェーズで収集された基本データと比較することが可能である。
16. 分析結果に応じて、現在の取組みを促進し統合するための戦略を開発し、世界計画第 3 フェーズの実行計画に組み込むことができる。これには以下に関する戦略が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - (a) 新たな又は改訂された法律及び政策。
 - (b) 研修カリキュラム等の様々な人権教育の要素と、指導及び学習の内容、実践及び政策との一貫性の強化。
 - (c) カリキュラム及び関連する研修における人権教育の拡大。
 - (d) 従来の人権教育プログラム作成の質及び効果の改善。
 - (e) 人的支援及び財政支援の増加。
 - (f) 人権教育の取組みに関する効果的かつ包括的なモニタリング及び査定プロセスの整備。これは適切な指標及びデータ収集のメカニズムに依存し、又、プログラム作成において進められている改善のための情報を提供するものである。
 - (g) 人権教育の取組みと、例えば多様性の尊重、平和の文化及び非暴力、市民教育、グローバル教育及び市民権教育を促進する取組み等、他の関連する取組みとの一貫性の強化。
 - (h) 上記の課題を達成することによって実現する質の高い持続的な人権教育及び研修。
17. 実施を促進し成果を統合するための戦略は、引き続き、以下のとおり、教育及び学習への人権に基づくアプローチを取り入れる必要がある。
 - (a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。
 - (b) 「教育における人権」：学習・就労環境において、全ての関係者の人権及び権利の実践が尊重されることを確保する。

公的及び非公的の教育・研修の教育者、特に児童や青少年を指導する教育者に、人権教育及び研修を提供する

18. 世界計画の第1フェーズ、第2フェーズでは共に、教育者のための人権教育及び研修の重要性が強調された。教育者とは、公的・私的・非公的な教育活動を計画、開発、実施、評価する人々を指す¹。第1、第2フェーズの行動計画では、教師、高等教育の指導者及びその他の教育関係者は、その職業的責任の遂行及びロールモデルとしての機能の両方において、人権の価値・技術・態度・動機・実践を伝達する主な役割及び責任を担っているという事実が強調された。従って、これらの専門家グループへの人権教育は、彼らの人権に関する知識、コミットメント及び動機を高めることを目的としており、公的教育制度における人権教育プログラム作成の重要な戦略となっている。この重要な戦略は、その他の場面で教育者の機能を果たす人々、特に非就学の児童及び青少年並びに親を指導する人々にもあてはまると類推される。
19. 教育者の人権教育・研修の戦略には、包括的な人権研修政策の採用、人権及び人権教育の原則及び基準の、研修カリキュラムへの導入、適切な方法論及び査定方法の使用及び強化、関連する資源の開発が含まれるだろう。
20. 教育者向けの包括的な人権研修政策の採用には、以下の要素が含まれる。
- (a) 知識を伝え、人権を促進・保護する技術、姿勢及び言動を培う強化プロセスとして、国際的に合意された人権教育及び研修の定義の明確化及び採用。
 - (b) 個々の文化、教育及び経験に合わせて、かつ研修ニーズの査定に基づいて、すべての教育者が受けられる着任前及び着任中の研修。
 - (c) 研修指導者、特に着任前及び着任中の研修を行う人々の研修。こうした指導者には、資格を有する、熟練した人権教育従事者があたるべきであり、又、学習者の多様性が反映されるべきである。
 - (d) 教育関係者の資格、認定、及びキャリア向上の基準としての人権教育の認識。
 - (e) 人権教育の研修活動を行う NGO 及びその他の市民社会セクターの承認、認定及び支援。
 - (f) 研修プログラム及びその実施を評価する基準の改善。
 - (g) 人権学習は、人権が実践されている場合にのみ効果的に行われうることに鑑み、教育者のためにそれを可能にする学習・就労環境を整備するという課題への取り組み。
21. 教育者のための人権研修カリキュラムには、以下の要素を含めるべきである。
- (a) 人権及び人権教育に関する知識、技術、姿勢、及び言動を網羅した学習目的。

¹ 第2フェーズ行動計画 (A/HRC/15/28) 第14段落参照。一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは成人教育や、地域的あるいは課外活動といった「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とは NGO の実施によるもの等、教育システムの外部で展開される活動を意味する (第1フェーズ行動計画別添、脚注3)。

- (b) 人権の原則及び基準、並びに教育者が活動しているコミュニティ内外で実施されている保護メカニズム。
 - (c) 教育者と学習者が暮らしているコミュニティにおいて、セキュリティ問題を含む人権問題に対処する際のそれぞれの権利及び寄与。
 - (d) セクション I.C で示した人権教育活動の理念。
 - (e) 参加型・学習者中心で、経験と行動を重視し、かつ文化的配慮を加えた、人権教育の適切な方法論。
 - (f) 民主的で人権の原則に沿った教育者のソーシャル・スキル及びリーダーシップ・スタイル。
 - (g) 情報通信技術を含む、既存の人権教育の指導・学習資源に関する情報。それらを検討し選択する能力を構築し、新たな資源を開発するためのもの。
 - (h) 公的、非公的の両方において、定期的に行われ、やる気を起こさせるような、学習者の査定。
22. 教育者を研修する場合の研修方法は、参加型・学習者中心で、経験と行動を重視したアプローチを含み、人権に敏感になり行動を起こすことにつながる動機、自尊心、情緒的発達といったものに働きかける必要がある。評価は、研修プロセス全体を通して導入されるべきである²。

関連する研究及びマッピングを行い、良い実践例及び学んだ教訓を共有し、すべての関係主体の間で情報を共有する

23. 既存の教材、プログラム及び方法論に関する研究、及び関連する結果の評価を実施又は拡大すべきである。集めた情報は、その後のプログラム作成を改善し、促すために、定期的に共有されるべきである。
24. 教育及び研修の資源及び教材、学んだ教訓及び方法論的に健全な実践の例は、地方及び全国で、さらに国際的に共有されるべきである。普及経路としては、電子的経路及びオンライン経路、リソースセンター、データベース、及び集会の開催等がある。

良い実践例に基づいており、継続的な評価によって査定された健全な教育方法を適用し、強化する

25. 健全な方法は、教育の取組みが成功するか失敗するかの鍵となる。効果的な人権教育は、参加型で経験に基づいており、学習者中心、行動重視で、文化的背景を考慮したものである。

² OHCHR「人権研修：人権研修方法論のマニュアル」(HR/P/PT/6) (ニューヨーク及びジュネーブ、国際連合、2000年)、OHCHR及びEquitas - 人権教育国際センター「人権研修を評価する：人権教育者のためのハンドブック」(HR/P/PT/18) (モントリオール、Equitas、2011年)

26. 評価は、あらゆる人権教育・研修活動に不可欠な要素である。人権教育において評価とは、効果、すなわち人権尊重の強化へとつながる学習者及びその組織並びにコミュニティのレベルでの変化の程度に関する情報を収集することを目的とした組織的な作業であり、教育活動に合理的に結び付けることができる。評価は、あらゆる人権教育プログラムで現在進められている改善のプロセスであり、その有効性を高める方法の決定を支援するものである。例えば、人権研修コースの評価は、最後に参加者にアンケートへの記入を求めればよいということではない。研修計画策定の段階から、徹底的なニーズの評価に始まり、研修コース自体が終了した後も続けられる必要がある³。

関係者間の対話、協力及びネットワーク作り、情報共有を強化する

27. 人権教育には、各種政府機関、国内人権機関、及び市民社会組織同士及びそれらの間の密接な協力及びパートナーシップが必要である。これは人権教育関係者を結び付けることを目的とした様々な行動によって強化することができる。すなわち意識向上キャンペーン、全国及び地域の集会、「実践コミュニティ」、ニュースレター、ウェブサイト及びオンライン・ディスカッション・グループ等のその他の電子プラットフォームのほか、知識や教訓、良い実践例を相互に共有することを目的としたスタッフ交流等である。持続的な学術交流を促進するために、専門家グループや雑誌の刊行を制度化することも考えられる。

学校・研修カリキュラムへの人権教育・研修への統合を推進する

28. 学校のカリキュラムに人権教育を組み込むための戦略は、世界計画第1フェーズの行動計画別添に示されている（第5段落(e)）。第3フェーズでは、この分野の進捗状況に応じて、以下における人権教育の位置付けを強化するため、さらなる取組みが必要だろう。
- (a) 全般的な国のカリキュラム及び教育基準。
 - (b) すべてのカリキュラム科目。人権教育を教科ごとにかつ／又は科目横断的に扱うか、必修とするか選択とするかを確認することを含む。
 - (c) 指導・学習プロセス。
 - (d) 教科書及び指導・学習教材。
 - (e) 学習環境。
 - (f) 職業教育・訓練。
29. 教育者、公務員、法執行者及び軍隊の研修カリキュラムに人権教育を組み込むための戦略は、世界計画第2フェーズの行動計画に示されている（第33段落(a)）。第3フェーズ

³ OHCHR/Equitas 「人権研修を評価する」 参照。

では、この分野の進捗状況に応じて、以下における人権教育の位置付けを強化するため、さらなる取組みが必要だろう。

- (a) 研修基準。
- (b) すべてのカリキュラム科目。人権教育を教科ごとにかつ／又は科目横断的に扱うか、必修とするか選択とするかを確認することを含む。
- (c) 指導・学習プロセス。
- (d) 指導・学習教材。
- (e) 全般的な学習・就労環境。

2. 主体

30. 第 3 フェーズで人権教育の実施を促進する主な責任を担う主体は、以下のとおりである。
- (a) 初等中等教育に関しては、教育省又はそれに相当する機関。
 - (b) 高等教育に関しては、教育省又は高等教育省あるいはそれに相当する機関、並びに高等教育機関及び関連研修単科大学。各機関の自治の程度に応じて様々なレベルの責任を負う。
 - (c) 公務員、法執行者、及び軍隊の研修に関しては、公務員・法執行者・軍隊に責任のある省庁。個々の国の組織配置によるが、総務省、内務省、法務省、防衛省等が考えられる。
31. すべての主体は、財務省等の他の関係政府省庁及び地方政府と連携し、かつ国内人権機関及び市民社会組織と緊密に協力すべきである。世界計画の最初の 2 つのフェーズで対象とされた各分野において関与すべき具体的な主体は、第 1 フェーズ行動計画（セクション D 第 28–30 段落）及び第 2 フェーズ行動計画（セクション C.3 第 34–36 段落及びセクション D.3 第 46–48 段落）にそれぞれ列挙されている。

D. メディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進する行動

1. 背景

32. 人権委員会は、ジャーナリズムを「職業的な専任記者及びアナリスト、並びに、印刷物、インターネット又はそれ以外で自己出版／発信の形態を取るブロガー及びその他の者を含む、様々な関係者によって共有される機能」と定義した⁴。国連総会によると、「ジャーナリズムは進化を続けており、意見及び表現の自由を行使して、オンライン又はオフラインで、あらゆる種類の情報及びアイデアを求め、受け取り、伝えるメディア

⁴ 第 19 条に関する人権理事会の一般意見 No.34 (2011 年)「意見及び表現の自由」第 44 段落参照。

組織、個人及び様々な組織からのインプットを含むようになってきている」⁵。これには、伝統的な手段によって、あるいはインターネット及びインターネット通信技術又はソーシャルメディアを通じて共有され、公共又は民間の報道機関、及び報道機関に正式に雇用されずにジャーナリズムの活動に従事する個人によって広められる情報が含まれる。

33. この行動計画の目的上、「メディア専門家」とは、報道機関の業務を支える個人を指し、記者及びアナリストのほか、技術者や管理者といった他のスタッフも含まれる。「ジャーナリスト」とは、上記第 32 段落で定義されたジャーナリズムの資料を相当量制作するメディア従事者及びソーシャルメディア・プロデューサーを指す。
34. メディア専門家及びジャーナリストの人権教育に関して、この行動計画では、以下を含む人権に関する国際規約及び文書で定められた原則及び枠組みを用いている。すなわち、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約および第 19 条に関する人権委員会の一般意見 No.34(2011)「意見および表現の自由」、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、ウィーン宣言及び行動計画、障害者の権利に関する条約、先住民族の権利に関する国連宣言、人権教育及び研修に関する国連宣言、平和及び国際理解の強化、人権の促進並びに人権差別主義、アパルトヘイト及び戦争の扇動への対抗に関するマスメディアの貢献についての基本的原則に関する宣言（以下、「ユネスコ宣言」）、大衆の文化生活への参加及び寄与を促進するユネスコ勧告、及び他のユネスコ文書。この行動計画は又、総会及び人権理事会の関連する決議の多くに依拠している。意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者も、テーマ別又は国別の定期的な報告書を作成しており、その中には関連する人権基準の分析及び解釈が含まれている。国連システム以外では、地域文書や地域メカニズムも関連する指針を提供している。
35. 総合すると、国際規約及び文書は、国連加盟国が強調したジャーナリズムに関連するいくつかの問題に焦点をあてている。最初の問題は、民主主義社会において、とりわけ人権、平和、民主主義及び開発の促進にメディアが果たす役割である。市民的及び政治的権利に関する国際規約（第 19 条）に定められているとおり、あらゆるメディアを通じて情報を求め、受け取り、伝える自由を含む、表現の自由は、人権の促進及び保護にとって必要不可欠である、参加、透明性及び説明責任を実現する上で必要な条件であり、又、自由に検閲及び妨害されないプレス又はその他のメディアは、あらゆる社会において表現の自由を確保するために必要不可欠である⁶。児童の権利に関する条約では、マスメディアが、少数者又は先住民族コミュニティに属する児童の言語上の必要性に十分配慮しながら、児童に社会的・文化的利益をもたらす情報及び資料を普及させる役割および責任が強調されている（第 17 条）。ユネスコ宣言は、マスメディアが人権教育、特に青少年の人権教育において必要不可欠な役割を担っており、「特に偏見および

⁵ 総会決議 68/163 前文第 9 段落

⁶ 人権委員会の一般意見 No. 34 第 3、13 段落参照。

無知によって生じる侵略戦争、人種差別、アパルトヘイト及びその他の人権侵害」の阻止に効果的に貢献することができるとしている（第 III 条(2)）。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約では、教育、指導、文化及び情報の各分野における効果的な措置によって、人種差別につながる偏見と闘うことができると認識されている（第 7 条）。

36. 国連加盟国は又、文化的権利の実現における様々なメディアの役割を認めている。大衆の文化生活への参加及び寄与を促進するユネスコ勧告は、マスメディアについて、一つには伝統的文化形態の保存及び普及に果たす役割ゆえの、又、「集団的伝達のための媒体となり、かつ、人々の直接の参加を促進することによる」、「文化向上の手段」としての役割を明記している。先住民族の権利に関する国連宣言は、先住民族が独自のメディアを自身の言語で設立する権利を認めている。国営メディアは先住民族の文化的多様性を正当に反映すべきであり、国家は、民間のメディアがそれを十分に反映することを奨励すべきである（第 16 条）。
37. 国連文書は、メディア専門家及びジャーナリストが、その機能を果たす際に、人権を尊重する責任についても明記している。国際人権法は、表現の自由の行使は、特別な義務及び責任を伴うものであり、例えば、セキュリティ及び名誉棄損を理由として、合法性、必要性及び公正さに関する厳格な検査を受けて、あるいはプライバシーの権利やヘイトスピーチの禁止といった他の基準との関連において、一定の制限を受ける場合があることを認めている。その他のメカニズムとしては、人権委員会が、これらの問題について、広範囲な法理論と信頼できる指針を提供している。
38. 国際社会にとっての主な懸念事項は、ジャーナリストの保護及び安全の問題である。超法規的、即決、恣意的処刑に関する特別報告者、及び意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者は共に、ジャーナリストが仕事をする際に、例えば路上での抗議やデモを取材したり、人権侵害等の政治的に慎重な扱いが求められる問題を報じたりする場合に直面する困難に特に言及してきた。人権擁護者の状況に関する特別報告者も、ジャーナリスト及びメディア従事者を含め、危険にさらされている擁護者グループをいくつか選び、それらに関連した分析及び勧告を行っている。安全保障理事会は、世界各地で発生している、武力紛争におけるジャーナリスト、メディア専門家および関連要員に対する暴力行為及び攻撃に対して深い懸念を表明し、非難してきた。安全保障理事会、国連総会、及び人権理事会は、数々の決議においてジャーナリストに対する暴力を非難し、加盟国に対して彼らの保護を確実に言い、不処罰を終わらせ、責任者を訴追するよう求めてきた。紛争地域においてジャーナリスト及びメディア専門家は、国際人道法上、特別な保護を受けるのである⁷。

⁷ 意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者の報告書（A/HRC/14/23）参照。

2. 戦略

39. 前述のとおり、メディア専門家及びジャーナリストは、人権の促進及び保護において根本的な役割を果たす。効果的な人権教育は、彼らの人権に関する知識、コミットメント及び動機を高める。人権の原則は、彼らの職務の遂行及び報道機関の業務に不可欠な指針を提供するが、これは、情報へのアクセス、表現の自由、及び安全が確保される環境でのみ実行可能である。
40. すべてのジャーナリストは、人権研修の機会を平等に与えられるべきである。人権に関する内容及び価値観は、状況による特異性を強調したうえで、公的研修、及び／又は認証に組み込まれるべきであり、又、継続的な専門能力向上の機会を通じて提供されるべきである。すべてのジャーナリストが、人権に関する基本的な知識を身に付けておくのは当然だが、人権報道に関するもの等、専門的なコースも彼らに提供すべきである。
41. メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の包括的なアプローチには、以下の3つの分野の行動が含まれる。

政策及び関係する実施手段

42. 研修が、職務の遂行に望ましい効果を与えるためのものであるならば、それは研修だけでなくその職業の仕事全般に適用される、政策及び規則によって明確に裏付けられ、それらと結び付いていなければならない。そのために、メディア専門家及びジャーナリストに関しては、以下の戦略を採用することが考えられるだろう。
- (a) 既存の教育・研修政策を見直し、人権研修が確実に組み込まれるようにする。
- (b) メディア専門家のための人権研修を強化する政策を採用する。これには以下の政策が含まれる。
- (i) 公的教育機関、並びに職務中のジャーナリストのためのオンライン及び／又はコミュニティベースの教育に、人権カリキュラムを含めることによる、着任前及び着任中のメディア専門家の研修。対象には編集者及び報道機関の意思決定を行う立場にあるその他の者も含まれる。
 - (ii) 資格、指導、キャリア開発の基準としての人権教育。
 - (iii) 人権研修活動を実施する市民社会組織、とりわけメディア協会の認定及び支援。
 - (iv) 人権研修プログラムの評価のための基準及びメカニズム。
- (c) メディア専門家のコミュニティ内でできるだけ広く効果が及ぶようにするため、特に脆弱な状況にあるグループに関する問題を扱うのに適した者を選定することを重視して、メディア専門家及びジャーナリストを、知識と技術を同業者に伝えること

ができる指導者として研修する。指導者研修プログラムは、パラ 44 において後述する、研修方法論のセッションや研修教材及び研修会の策定を含むべきである。

- (d) メディア専門家及びジャーナリスト、特に脆弱な状況にあるグループ出身の者に対し、人権研修プログラムへの自発的な参加を奨励するインセンティブを導入し、彼らの話を幅広い対象者に伝える。
- (e) 行動規範等の自主規制の枠組みの導入、及び、特に研修の問題及び基準について審議するメディア協議会等の機関の設立を支援する。
- (f) メディア及びジャーナリストの仕事に関する規制を再検討し、それらが人権基準と矛盾しておらず、この職業の人権に対する貢献を促進するものであることを確認する。

研修プロセス、ツール

43. メディア専門家及びジャーナリストのための人権教育カリキュラムに含まれるモジュールとしては、以下が考えられる。

- (a) 人権の基本概論。以下の情報を含む。
 - (i) 人権の促進及び保護におけるメディア専門家及びジャーナリストの役割。
 - (ii) 国際的な、及び地域、国家の人権文書及び基準。脆弱な状況にあるグループを保護するものを含む。
 - (iii) 国内人権機関等、人権を促進し保護する責任がある国際的、地域的な及び国家の政府機関及びその他の機関。
 - (iv) 国際、地域、国家レベルの人権擁護者及び市民社会組織。
- (b) メディア専門家及びジャーナリストの人権。以下の情報を含む。
 - (i) メディア専門家及びジャーナリストの表現の自由及び安全に関する国際的、地域的及び国内文書及び基準。
 - (ii) メディア専門家及びジャーナリストの表現の自由及び安全に関する国際的、地域的及び国内メカニズム及び手続き。
- (c) ジャーナリズムの実践における人権の尊重。以下を含む。
 - (i) ジャーナリズムにおける人権原則。平等及び非差別、尊厳の尊重、参加、透明性、説明責任等を含む。
 - (ii) 表現の自由の正当な制限に関する国際的、地域的及び国内的な人権文書及び基準。
 - (iii) ジェンダーへの配慮。

- (iv) バランスのとれたアプローチを確保するための多様な情報源の活用を含む、代表的ソーシング。
 - (v) 人権の問題、懸念及び侵害に関する情報の収集及び共有、並びに報道に関連する人権原則、特に「危害を与えない」原則、情報源及び侵害の被害者及び目撃者の守秘及び保護。
 - (vi) 脆弱な状況にある可能性があり、かつ／又はトラウマを経験している個人の扱い及びインタビューに関する人権基準及び関連技術。彼らの尊厳、プライバシー及び安全の尊重、並びに個人が特定できる情報を公開する前にインフォームド・コンセントが得られていることを確保する方法を含む。
 - (vii) ジャーナリスト活動における「フィクサー」、特約記者、フリーランサー、通訳、助手の利用に関する人権基準及び関連技術。彼らの安全確保を含む。
 - (viii) 極秘データの保護方法を含む、情報源及び内部告発者の保護に関する人権問題。
- (d) メディア専門家及びジャーナリストによる人権の促進。特に「固定概念及び暴力と闘い、多様性の尊重を強化し、寛容、文化間・宗教間の対話及び社会的包摂を促進し、あらゆる人権の普遍性、不可分性および相互関連性に対する一般の人々の意識を高めることを目的とした、平等および非差別」に関して、人権の保護及び促進に関する寄与及び影響を基準とした記事の選択及び評価を扱う⁸。
- (e) 有用な資源。以下を含む。
- (i) 上記のモジュールに関連する人権研修のための既存の資源に関する情報。指導者がそれらを検討して選択し、新規に開発する能力を構築するため。
 - (ii) ハンドブック、ガイド、ガイドライン、オンライン・プラットフォーム、人権用語集等、独学のための資料に関する情報。
44. 方法論的視点から、メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修プログラム及びコースの有効性を確保する戦略には、以下が含まれる⁹。
- (a) 対象者の特異性：研修は、メディア専門家を直接対象とし、彼らに適切に向けられなければならない。研修参加者の職業上の義務、経験、期待、個人的背景及び願望、並びに参加者の人権知識及び技術の分析を行い、研修後に望まれる参加者の知識、姿勢、行動、技術の変化を含め、具体的な学習目的を設定し、評価戦略、特に、学習目的の達成をいかに評定するかを設定し、実施すべきその他の活動の査定を行うために、協議による研修ニーズの評価を行うべきである。

⁸ 人権理事会決議 24/15 第 3 段落

⁹ OHCHR 「人権研修—人権研修方法論のマニュアル」参照。

- (b) 仲間同士による学習：先生と学生という研修モデルではなく、ジャーナリストが同業の仲間から研修を受けるというアプローチによって、より多くのことを達成することができる。このアプローチでは、指導者は、専門家である対象者を取りまく独特の職業的文化に確実にアクセスできる。同時に、指導者は、オンラインやマルチメディアを含む様々なメディアを使用するジャーナリスト、様々なグループに属するジャーナリストというように、学習者の多様性を反映すべきである。研修プロセスにおいて人権基準が完全にかつ一貫して反映されるように、メディア実務者である指導者には、人権専門家が同行し補助すべきである。
 - (c) 成人学習の方法論、特に、人権の認識及び人権を保護・促進する行動につながる動機、自尊心、情緒的発達に働きかける、参加型及び学習者中心のアプローチ。
 - (d) 研修中の報道機関の創設／利用や、参考用としての良い報道例及び不適切な報道例の使用等、ジャーナリストの研修に特有の経験的方法。
45. オンラインツールを含む教育・研修資源及び教材は、上述した方法論的原則を反映したものでなければならない。それらは、方法論的に健全な研修の実践例及び得られた教訓と共に、地方、国、地域で、及び国際的に共有されるべきである。普及経路としては、電子的経路、リソースセンター、データベース、集会の開催、その他の手段がある。
46. 研究及び評価の実施及び結果の共有は、実践と経験による学習に寄与するものであり、又、人権研修プログラム作成の改善を支援することになるだろう。
47. メディア専門家の中で、国際的な研修活動及び交流が促進される可能性もある。

実現環境

48. 人権学習は、人権が実践されている実現環境においてのみ可能である。従って、メディア専門家及びジャーナリストが、安全かつ効果的に、専門家としての役割を遂行できるよう確保することが、何よりも重要である。
49. その点に関して、以下の戦略の実施が考えられるだろう。
- (a) 情報の自由を確保し、表現及び意見の自由を保護する法律及び政策を制定し、実施する。
 - (b) ヘイトスピーチ及び嫌悪の扇動を阻止する法律及び執行機構を整備する。
 - (c) 公務員、とりわけ軍隊及び法執行者に対し、情報の自由、透明性、内部告発者及び報道情報源の保護、並びに、武力紛争を含むあらゆる状況におけるジャーナリストの保護に関する人権基準について、研修を行う。
 - (d) 資格のあるジャーナリストに対し、指導的な及び管理者の地位に就くことへの金銭的・組織的インセンティブを提供することによって、疎外されたグループ及び少数

者グループがジャーナリズムの世界に入ることができるようにし、又、定着するようになる方策を策定する。

- (e) コミュニティ放送局及び公共放送局が利用できるインフラ及び人材への資金援助を行い、とりわけ農村地域、少数者、及び先住民族に放送が確実に届くようにする。
- (f) ジャーナリズムにおける人権の達成に対する認識及び賞賛を促すため、コンテスト、表彰、奨学金、賞等を設ける。

3. 主体

50. メディア専門家及びジャーナリストのための適切な人権教育戦略及び活動を策定し、実行する責任は、研修システムが複雑で、状況も様々であるため、以下のような多くの主体が共有する。
 - (a) 学部又は大学院に相当する機関又は大学、並びに人権機関、及び人権教育に関するユネスコチェア。
 - (b) メディア専門家及びジャーナリストの組合、専門家組織、認定組織。
 - (c) 公共及び民間のメディア企業及びその幹部、特に会社取締役及び編集主幹。
 - (d) 人権及びその他の議会委員会、諮問グループ等の関係立法機関。
 - (e) オンブズパーソン、人権委員会等の国内人権機関。
 - (f) 全国的、地域的、国際的なメディアネットワーク。
 - (g) ジャーナリズムを扱う研究機関。
 - (h) 国及び地方の人権資源・研修センター。
 - (i) NGO 及びその他の市民社会関係者。
 - (j) 国際的及び地域的な政府間組織。
51. この行動計画の実施には、上記の主体間の緊密な連携が必要とされる。
52. その他の関係者としては、情報・福祉・労働・法務・女性青少年省等の関係省庁、政府の司法及び立法機関、文化・社会・宗教・コミュニティのリーダー、青少年組織、先住民族及び少数者グループ、実業界等がある。
53. 政府は、メディア専門家及びジャーナリストが法制度を通じて保護されること、及び、意見及び表現の自由、メディア専門家及びジャーナリストの保護と安全、情報及びメディアへのアクセス、マスメディア機関内部の非差別及び多様性に関する規範が実施され、強制されることを確保する一義的な責任を負う。

III. 国内実施のプロセス

54. 人権教育の初等中等教育及び高等教育への統合、及び、教育者、公務員、法執行者及び軍隊、並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修には、国内状況、優先順位、能力及び従来の取組みに基づいて策定された包括的な戦略が必要である。加盟国は、戦略の遂行に際し、幅広い関係者と緊密に協力することが必要である。政府機構内及びそれを超えて全国的な連携が構築されれば、資源の最大限の活用を促進し、取組みの重複を避けることができるだろう。
55. 人権教育のための世界計画第 1、第 2 フェーズの行動計画で提案された戦略に沿って、行動計画との関連で行動を計画、実施、評価するための 3 つのステップが提案される。

実施のステップ

56. 国内計画の策定、実施及び評価を促進するステップを以下に示す。こうしたプロセスは、関係するすべての国内関係者（セクション II C.2 及び D.3 参照）の関与のもとで実行される必要がある。
57. ステップ 1：国内計画の第 1¹⁰、第 2 フェーズでなされた進捗に関する評価研究、及びメディア専門家及びジャーナリストの人権研修に関する国内基礎研究を行う。これらの研究を政府の調整部門が行うケース、あるいは対象分野ごとに、最も深く関与している主体が個別の研究を行うケースが考えられる。研究については、全国に広く周知させるようにする。関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 世界計画第 1、第 2 フェーズの実施の現状の分析。
- (i) セクション II.C で言及した初等中等教育、高等教育、及び、教育者、公務員、法執行者及び軍隊の研修における人権教育に関する戦略を念頭に、以下の項目に関する情報収集及び分析を行う。
- 初等中等教育及び高等教育における人権教育、及び教育者、公務員、法執行者、軍隊のための人権研修の現状。特に、世界計画の第 1、第 2 フェーズの間に行われたイニシアチブ、及びそれらの不十分な点、並びにそれらの実施を妨げる障害。
 - 関与している関係者。
 - 既存の政策及び法制度。
 - 使用された資源及びツール。
 - 第 1、第 2 フェーズから得られた教訓。

¹⁰ 第 1 フェーズについては、OHCHR/UNESCO 「初等中等教育における人権教育：政府のための自己評価ガイド」(HR/PUB/12/8) (ニューヨーク及びジュネーブ、国際連合、2012 年) 参照。

収集・分析された情報は、進捗状況を判断するため、第 1、第 2 フェーズの間に収集された基礎データと対比することができる。

- (ii) 既存の人権教育のイニシアチブの妥当性及び有効性を査定し、良い実践例を特定する。
 - (iii) 良い実践例及び教訓を基にいかに関構築するか、及び、不十分な点や障害に対処するために必要な方策について、検討する。
- (b) メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の現状の分析。
- (i) セクション II.D で言及した戦略を念頭に、以下の項目についての情報収集及び分析を行う。
 - メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の現状。既存のイニシアチブ、及びそれらの不十分な点、それらの実施を妨げる障害を含む。
 - そのような研修に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。
 - 既存の政策及び法制度。
 - 地方、国家、地域、国際レベルで存在する経験、資源及びツール。
 - 現在関与している関係者。メディア協会、高等教育機関、政府機関、国内の人権機関、研究機関、NGO、その他の市民社会関係者等。
 - 補足的取組み。ジャーナリズムの倫理及び紛争地域での仕事に関する研修プログラムや大学教育等。

収集・分析された情報は、国の基礎データとして使用できる。

- (ii) 良い実践例及び得られた教訓を特定する。
 - (iii) 機会と制約を見極める。
 - (iv) 利点及び教訓を基にいかに関構築するか、及び機会をいかに利用するか検討するとともに、不十分な点や制約に対処するために必要な方策も検討する。
58. ステップ 2：世界計画の第 1、第 2 フェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修を促進する国内戦略を作成する。ステップ 1 を基に、関係者と緊密に協議し、その参加を求めつつ、取るべき関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 実施のための基本的な目標を定める。
 - (b) 行動計画を参照しつつ目標を定める。
 - (c) 最も危急なニーズ及び／又は利用可能な機会を考慮に入れて、研究成果を基に優先順位を設定する。

- (d) 効果をもたらす介入に焦点を合わせ、アドホックな活動に対して持続可能な変化を保障する方策を優先する。
 - (e) 様々な主体間の同盟及び相乗効果の構築を促す。
 - (f) 以下のものを特定する。
 - (i) インプット—利用可能な人的、財政的、時間的資源の配分。
 - (ii) 活動—任務、責任、時間枠、指標。
 - (iii) 国内戦略の調整のためのメカニズム。
 - (iv) アウトプット：法制度，行動規範，教材，研修プログラム，無差別政策等。
 - (v) 達成される成果。
59. ステップ 3：国内戦略を実施し、モニタリング及び評価を行う。関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 関係機関及び関係者に国内戦略を普及させ、彼らと協力して計画された活動を実施する。
 - (b) 特定された指標に関して、実施をモニタリングし、進捗状況報告書を発行する。
 - (c) 実施状況を調べるため、及び活動を改善・強化する手段として、自己評価及び参加型の独立した評価の方法及びメカニズムを採用する。
 - (d) 成果の達成を確認し、周知させ、留意する。

IV. 国内調整と評価

60. 国家レベルでは、政府は、関係省庁及びその他のすべての国内主体、とりわけ国内人権機関及び市民社会組織と緊密に連携しながら、国内戦略の策定、実施、モニタリング及び評価の調整にあたる関係部局を、フォーカルポイントとして特定する必要がある。政府が、世界計画の第 1 及び／又は第 2 フェーズのもとで人権教育イニシアチブ実施の調整を担当する政府機構内部のユニットを創設又は指定している場合は、第 3 フェーズの計画策定に際して考慮に入れるべきである。まだそうしていないすべての国は又、研究のほか、関連するイニシアチブ及び良い実践例や資料、資源等の情報の収集及び普及、並びに研修指導者の研修を担う、人権教育のためのリソースセンターを特定し、支援するよう奨励される。
61. 国内フォーカルポイントは、そのほか、条約体、特別手続き、及び普遍的定期的レビューのメカニズムを含む国連の人権メカニズム、及び、その他の国際的又は地域的な政府間組織¹¹に提出する国別報告書の作成を担当する国内機関と協力し、この行動計画

¹¹ 例えば、ユネスコの特定のメカニズムが 1974 年の人権及び基本的自由に関する国際理解・協力・平和・教育に関するユネスコ勧告の実施をモニタリングしている。

に基づく人権教育の進捗状況が、それらの報告書に盛り込まれることを確保する。さらに、OHCHR と連携し、国内の進捗状況に関する情報を共有する必要がある。

62. OHCHR は 2017 年に中間評価を実施する予定であり、そのために加盟国は行動計画に基づく進捗状況の評価し、関連する情報を OHCHR に提出することになっている。第 3 フェーズが終了した時点、即ち 2020 年の初めに、各国はその行動を評価し、最終的な国別報告書を OHCHR に提出する。それらの報告書を基に、OHCHR は 2020 年の人権理事会のための最終的な報告書を作成する。

V. 国際協力と支援

63. 国際協力及び援助は、国内戦略を支援して人権教育・研修に関する国家の能力を強化するために行われるものである。ジャーナリズムは、その性質上、国境をまたぐ場合があるため、こうした協力及び援助は、地域及び国際レベルで実施される取組みに対して行われる場合もある。
64. 国連の人権メカニズムは、それぞれの権限の範囲内で、行動計画に基づく国内の人権教育の取組みを支援すると思われる。国連の条約体が、締約国の報告書を吟味する際に、条約の人権教育に関連する規定の実施についてレビューし、助言することもあるだろう。人権理事会のテーマ別・国別の手続きにおいても、それぞれの権限の範囲内で、人権教育の進捗状況についてレビューし、助言する可能性がある。普遍的定期的レビューのメカニズムの中で、国内の人権教育の取組みについても、定期的にレビューされる可能性がある。
65. 国際協力及び援助は、以下によって提供される。
- (a) 特別機関及び国連大学を含む国連システム。
 - (b) 社会福祉、医療・健康サービス、薬物及び人身取引防止、難民・移住及び国境管理、紛争防止及び平和構築、刑事手続き等に関与する国連関連の専門研修機関。
 - (c) 国連平和大学。
 - (d) その他の国際的政府間機関。
 - (e) 地域的政府間組織。
 - (f) 関連する国際的及び地域的な専門職ネットワーク、専門職協会、労働組合。
 - (g) 高等教育機関の国際的・地域的ネットワーク。
 - (h) 国際的及び地域的 NGO。
 - (i) 国際的及び地域的な人権リソース・文書センター。
 - (j) 国際的及び地域的金融機関、及び二国間資金援助機関。

(k) 多国間及び二国間開発機関。

66. 行動計画の実施において、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するために、これらの関係者が緊密に協力することが不可欠である。

67. 上記の組織及び機関は、以下のことを行う。

(a) 国内戦略の作成、実施及びモニタリングにおいて政府を支援する。

(b) その他の国内関係者、とりわけ全国的な及び地方の NGO、専門職協会、高等教育機関、国内人権機関及びその他の市民社会組織に対し、支援を提供する。

(c) 良い実践例、利用可能な教材、関係機関、及びプログラムに関する情報について、例えば、良い実践例の場合はデータベースや賞の授与を通じて、特定、収集し、普及させることで、あらゆるレベルでの情報共有を促進する。

(d) 人権教育・研修関係者の既存のネットワークを支援し、あらゆるレベルにおける新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 効果的な人権研修、とりわけ教育者及び指導者のための人権研修、及び良い実践例に基づく関連教材の作成を支援する。



General Assembly

Distr.: General
26 July 2019

Original: English

人権教育のための世界計画 第4フェーズ(2020–2024)行動計画

Human Rights Council

Forty-second session

9–27 September 2019

Items 2 and 3 of the provisional agenda

Annual report of the United Nations High Commissioner for Human Rights and reports of the Office of the High Commissioner and the Secretary-General

Promotion and protection of all human rights,
civil, political, economic, social and cultural rights,
including the right to development

Draft plan of action for the fourth phase (2020–2024) of the World Programme for Human Rights Education

Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights*

Summary

In accordance with Human Rights Council resolution 39/3, the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) prepared a draft plan of action for the fourth phase (2020–2024) of the World Programme for Human Rights Education on the basis of, inter alia, relevant United Nations instruments and documents, the plans of action for the first (2005–2009), second (2010–2014) and third (2015–2019) phases, as well as materials published by OHCHR and other United Nations entities. On 10 and 11 April, OHCHR held a consultation, on the sidelines of the Economic and Social Council Youth Forum, on a preliminary draft, involving relevant international and regional intergovernmental and civil society organizations.

On 14 May, OHCHR submitted a draft text to Member States, United Nations entities and other intergovernmental organizations, national human rights institutions and civil society. As of 28 June, OHCHR had received 26 replies with comments, all of which have been taken into consideration in the present report.

* Agreement was reached to publish the present report after the standard publication date owing to circumstances beyond the submitter's control.

GE.19-12778(E)



Please recycle



目次

| | 頁 |
|---|----|
| I. イントロダクション | 3 |
| A. 人権教育の定義 | 3 |
| B. 人権教育のための世界計画及び関連イニシアチブ | 3 |
| C. 人権教育のための世界計画の目的 | 4 |
| D. 人権教育活動の原則 | 5 |
| II. 人権教育を通じた青少年の強化：人権教育のための世界計画第4フェーズ（2020—2024）の行動計画 | 5 |
| A. 範囲 | 5 |
| B. 背景 | 6 |
| C. 個別目標 | 8 |
| D. 構成要素 | 8 |
| E. 国内実施のプロセス | 16 |
| F. 国際協力 | 19 |

I. イントロダクション

A. 人権教育の定義

1. 国際社会は、人権教育が人権を実現することに対して本質的な貢献をなすものであること、及びこの点において一人一人が果たす責任についての共通の理解を発展させることについて、コンセンサスをますます強く表明してきている。人権教育は、暴力及び紛争の防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの参加に寄与するものであると認識されている。
2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言（26条）、国連教育科学文化機関（UNESCO）教育における差別待遇の防止に関する条約（5条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（10条）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、1989年の原住民及び種族民に関する国際労働機関（ILO）169号条約（30条及び31条）、児童の権利に関する条約（29条）、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（33条）、障害者の権利に関する条約（4条及び8条）、ウィーン宣言及び行動計画（第I部第33—34段落、第II部第78—82段落）、国際人口・開発会議行動計画（第7.3段落及び第7.37段落）、ダーバン宣言及び行動計画（宣言第95—97段落、行動計画第129—139段落）及びダーバン・レビュー会議の成果文書（第22段落及び第107段落）、並びに2005年世界サミット成果文書（第131段落）を含む、数々の国際規約及び文書に盛り込まれている。
3. 2011年12月、国連総会は、人権教育及び研修に関する国連宣言を採択した¹。同宣言は、人権教育及び研修は、人権という普遍的文化の構築及び促進に寄与できるよう、人々に知識、スキル及び理解をもたらし、人々の姿勢及び言動を養うものであるとしている（2条）。また同宣言は、「国家、及び場合に依りて関係政府当局は、人権教育及び研修を促進し確保する第一義的責任を負う」こと、また「国家は、市民社会、民間部門、及びその他の利害関係者が関与することのできる安全な環境を創り出すべきである」ことを明言している（7条）。国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関するユネスコ勧告（1974）は、人権教育に特化した国際文書として、人権教育及び研修に関する国連宣言より先に出されたものである。
4. 国際社会によって合意された人権教育の定義の諸要素が含まれている、これらの文書に従い、人権教育には、人権という普遍的文化の構築するために行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれる。
5. 人権教育とは、以下を育成する、生涯にわたるプロセスである。
 - (a) 知識及びスキル：人権について学び、日常生活で人権を行使するスキルを身に付ける。
 - (b) 姿勢：人権尊重の姿勢、価値観及び信念を進展又は強化させる。
 - (c) 行動：人権を擁護し、促進する行動をとる。

B. 人権教育のための世界計画及び関連イニシアチブ

¹ 国連総会決議 66/137、添付文書

6. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、加盟国は、様々な具体的かつ国際的な行動枠組を採択してきた。これらの行動枠組には、人権に関する参考資料の作成及び普及に重点を置いた「人権に関する世界広報キャンペーン」（1988）、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための精緻な戦略の策定及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」（1995—2004）及び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」（2001—2010）、「持続可能な開発のための教育の10年」（2005—2014）、並びに「人権学習の国際年」（2008—2009）などがある。

7. 人権教育を促進するその他の国際的枠組には、「文化の和解のための国際10年」（2013—2022）、「万人のための教育」運動（2000—2015）及び「2030年に向けた教育」行動枠組、国連事務総長によるグローバル・エデュケーション・ファースト・イニシアチブ（2012—2016）、及び「持続可能な開発のための2030アジェンダ」などがある。

8. 2004年12月10日、国連総会は「人権教育のための世界計画」を宣言した²。2005年1月1日に開始された人権教育のための世界計画は、あらゆる分野で人権教育計画の実施を促進することを目的とし、連続したフェーズで構成されている。第1フェーズ（2005—2009）は、初等中等教育における人権教育の統合に専念していた。同フェーズの実施のための改訂行動計画案（A/59/525/Rev.1）は、2005年7月の国連総会において採択された³。第2フェーズ（2010—2014）は、高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人を対象とした人権研修に焦点を合わせていた。同フェーズの行動計画案（A/HRC/15/28）は、2010年9月に、国連人権理事会において採択された⁴。第3フェーズ（2015—2019）は、第1及び第2フェーズの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進に焦点を合わせていた。同フェーズの行動計画（A/HRC/27/28 及び Corr.1）は、2014年9月に国連人権理事会において採択された⁵。

C. 人権教育のための世界計画の目的

9. 人権教育のための世界計画の目的は、以下のとおりである。
- (a) 人権文化の発展を促進すること。
 - (b) 国際文書に基づいた人権教育のための基本原則及び方法論への共通理解、並びに国家政策における人権教育の融合を促進すること。
 - (c) 国内、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保すること。
 - (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集合的枠組を提供すること。
 - (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化すること。
 - (f) 人権教育計画及びその他の人権を促進する教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させること。

² 国連総会決議 59/113 A。

³ 国連総会決議 59/113 B。

⁴ 国連総会決議 15/11。

⁵ 国連総会決議 27/12。

- (g) 「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進すること。

D. 人権教育活動の原則

10. 人権教育のための世界計画における教育及び研修活動は、以下のものである。
- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利を含む、人権の不可譲性、相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性を推進する。
- (b) 多様性の尊重及び評価、並びに人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、出身国、民族的又は社会的出自、財産、出生、居住地、障害、性的指向及び性自認、及びその他の理由に基づく差別への反対を促進する。
- (c) 人権の基準に一致し、社会的結束を促す対応及び解決策につながるものとして、政治、社会、経済、技術、環境の各分野における目まぐるしい発展を踏まえた、貧困、暴力紛争、差別を含む慢性的な及び新たに発生する人権問題の分析を奨励する。
- (d) 自らの人権の権利部分を特定し、効果的に要請を行えるよう、コミュニティ及び個人を強化する。
- (e) 義務履行者、特に政府官僚が、管轄下にある人々の人権を尊重し、保護し、履行する義務を果たす能力を開発する。
- (f) 異なる文化的背景に根付いた人権の原則を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
- (g) 地方、国内、地域の及び国際的な人権文書及び人権保護のメカニズムの知識、並びにそれらを利用するスキルの習得を促進する。
- (h) 人権を推進する個人・集団行動のための知識、批判的分析及びスキルを含み、また、学習者の年齢、文化特性及び背景を考慮した、参加型の方法論を活用する。
- (i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、安全な指導・学習環境を促進する。
- (j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に、学習者を参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II. 人権教育を通じた青少年の強化：人権教育のための世界計画第4フェーズ（2020—2024）の行動計画

A. 範囲

11. 国連人権理事会は、決議39/3において、国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対し、青少年に専念する世界計画第4フェーズ（2020—2024）の行動計画を作成するよう要請した。理事会は、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点を置いた。さらに、理事会は、第4フェーズが持続可能な開発のための2030アジェンダ、特に持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット4.7と足並みを揃えることを決定した。これは、同ターゲットで言及されている様々な概

念と教育法との相乗効果を考慮に入れたものである。

12. 理事会は、また、各国及び関係者に対し、第4フェーズの期間中にこれまでの3つのフェーズの実施を前進させるよう、取組の強化を奨励した。

13. この行動計画案は、国際的に合意された原則に基づき、各国の状況に適応させて、青少年に対する包括的な人権教育戦略を国家レベルで策定するための、指針を提供している。本計画案は、実施に向けた目標、構成要素、行動及び具体的なステップ、並びに想定される関係主体を明示している。

14. 本行動計画は、これまでの行動計画、特に第1フェーズの行動計画（初等中等教育における人権教育に重点を置いたもの）及び第2フェーズの行動計画（高等教育における人権教育に重点を置いたもの）に基づき策定するものである。また、公的及び非公的教育の教育者の研修に関しては、第3フェーズの行動計画にも基づいている⁶。

15. 青少年に関する国際的に合意された定義はない⁷。様々なアプローチには、青少年とは一定の年齢層を指すものではなく、進化し続けている能力を備えた個人で構成されている流動的で不均一なカテゴリーであるという事実が反映されている。他のアイデンティティの形態とは違い、青少年期とは人生の一時的な期間であり、その期間は社会文化的環境によって異なる。青少年には、年齢以外にも、帰属意識を抱く複数の横断的アイデンティティ（ジェンダー、民族、特定の少数者あるいは先住民族への帰属など）がある。

16. 従って、国連事務局は統計的な目的のため、「青少年」を15歳から24歳までの年齢層に属している者と定義していることを認識しつつも、この行動計画は、国連の諸機関及び組織並びに加盟国によって使用されているその他の定義も偏見なく認めている。

B. 背景

17. 加盟国は国連の設立当初から、国連の場で、青少年のための人権教育の重要性を強調してきた。例えば、1965年に採択された「平和という理想、人々の間の相互の尊重及び理解を青少年に促進することに関する宣言」⁸及び1968年にテヘランで開催の国際人権会議で採択された決議XX「人権及び基本的自由に関する青少年の教育」は、青少年のエネルギー、情熱及び創造性、並びに未来の形成に青少年が果たす役割を強調し、それゆえに青少年が人権及び平和を促進できるようにする人権教育の重要性を強く訴えた。

18. 人権及び教育に関するいくつかの国際規約及び文書に規定されているとおり、人権教育は、教育の権利を構成する不可欠な構成要素のひとつである⁹。このことは、持続可能な開発のための2030アジェンダでも繰り返し述べられている。同アジェンダ中の包摂的かつ公平な質の高い教育に関する目標4のターゲット4.7は、「持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持

⁶ 第3フェーズの行動計画（A/HRC/27/28 及び Corr.1）、第18—22段落。公的教育とは、「公的組織及び認定された民間組織を介し制度化され、意図的で計画された教育」をいい、非公的教育とは、「個人の生涯にわたる教育プロセスの中で、公的教育に追加、代替、補完するもの」として「制度化され、意図的で計画された教育」をいう。非公的教育には、市民社会組織が実施する教育活動が含まれる（ユネスコ用語集<http://uis.unesco.org/en/glossary>による）。

⁷ この問題に関する様々な見解の詳細については、A/HRC/39/33の第13—15段落を参照。

⁸ 国連総会決議 2037（XX）。

⁹ 第1フェーズの行動計画（A/59/525/Rev.1）第10—20段落、及び第2フェーズの行動計画（A/HRC/15/28）第18—20段落を参照。

続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」ことを掲げている。

19. 近年、青少年のための人権教育は、現在のグローバルな諸課題を防ぎ、取り組むための戦略のひとつであるとの認識がますます高まっている¹⁰。1995年の「社会・経済問題に対処し、国家的・国際的な法の支配及び市民参加を推進するために犯罪防止・刑事司法をより広い国際連合のアジェンダへ統合することに関するドーハ宣言」では、犯罪防止において好ましい変化の担い手となる青少年のために、人権の保護及び法の支配に重点を置いた教育計画を策定するというコミットメントを加盟国は表明した¹¹。国連安全保障理事会は、決議2250（2015）において、青年が紛争の予防及び解決に果たすことができる重要な役割を確認した上で、加盟国に対し、「公民としての体制及び包摂的な政治過程において積極的に関与する能力を青年に授ける質の高い平和教育を、適切な場合には、支援すること」を促した。国連事務総長は、「暴力的な過激主義を防止するための行動計画」の中で、関連する国別行動計画の要素として「人権の尊重と多様性を教えること、批判的思考を促進すること・・・平和共存と寛容に貢献できる行動に関する、または社会情緒的な技能を開発すること」を奨励している¹²。国連総長が2018年に立ち上げた国連ユース戦略「ユース2030：若者とともに、若者のために」では、「市民の意識と参加、ボランティアリズム及び平和と非暴力の文化を若者の間で促進するため、差別なく、若者向けの人権教育及び研修、並びに地球市民及び持続可能な開発に関する教育を推進する国連の取組を拡充すること」を約束している¹³。

20. 青少年の強化は、地域レベルにおいて各国が優先するコミットメントのひとつである。アフリカ連合の「アフリカ青年憲章」（2006）及び「アフリカの青年のための10年行動計画（2009—2018）」は、青少年の強化と参加のための国内及び地域の行動計画の策定を支援し、アフリカにおける協調的行動のための枠組を提供している。「若者の権利に関するイベロアメリカ条約」（2005）は、若者を権利主体及び戦略的開発を担う主体として認識し、若者の社会・政治参加を保証し、関連する計画や政策の採択を支持している。ラテンアメリカ及びカリブ諸国は、「人口及び開発に関するモンテビデオ合意」（2013）を採択し、「青年期及び若い人々が、とりわけ自分たちに直接影響を及ぼす事項」、並びに「寛容、多様性の価値の理解、相互尊重、及び人権、紛争解決及び平和の尊重を促進する教育を幼児期から提供するための」戦略に関する「公開討論、意思決定及びすべての政策・計画のフェーズに、いかなる形の差別も受けずに参加できること」を保証している。東南アジア諸国連合（ASEAN）は、「青少年開発指数」（2017）を導入することにより、域内の青少年により多くの注意を払い、それに応じた投資を行うというコミットメントを示した。EU各国の青年担当大臣によって採択された「欧州評議会アジェンダ2020」及びその「ユース戦略2030」案は、人権教育を、青少年政策の基本原則及び優先課題、とりわけ青少年の権利へのアクセスに関するものに関連付けている。「民主的シチズンシップと人権教育のための欧州評議会教育憲章」（2010）は、特に非公的教育において、青少年が人権教育の重要な主体として果たす独自の役割を認めている。「欧州連合（EU）青少年戦略」（2019—2027）は青少年の強化、包摂、及び民主的生活への参加を促進するものである。

21. 上記の文書及び枠組は、青少年が、人権の実現、持続可能な開発の達成、平和の確保、及び暴力と紛争の防止において、権利の保有者及び重要な主体であることを認めている。青少年に影響を与える政策又は将来影響を与えることにな

¹⁰ A/HRC/35/6を参照。

¹¹ 国連総会決議 70/174、添付文書、第10段落。

¹² A/70/674、第54段落。

¹³ 同戦略の第4優先課題は「若者と人権」である。

る政策の形成及び実施に青少年を包摂的に参加させることは必須である。人権教育は、青少年が積極的な市民としての自分たちの役割を理解、認識した上で、その役割を果たし、¹⁴行動を起こして自分たちや他の人々の人権を擁護し、そのような形で公的な問題や民主的意思決定の過程に参加できるよう青少年を強化する。人権教育は、平和で公正かつ持続可能な世界に向け、青少年の強化、開発及び関与を図るための鍵である。

C. 個別目標

22. 人権教育のための世界計画の全体的な目的に鑑み、この行動計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- (a) 人権教育のための世界計画のこれまでのフェーズの各期間中に達成された進展を基盤とし、差別なく包摂されたすべての青少年のために、青少年をリーダーの役割に配した人権教育に関する持続可能な国内戦略の作成、採択及び実施を奨励すること。
- (b) 公的及び非公的教育、並びに間接的に私的学習において、青少年のため、青少年とともに、青少年により行う人権教育を拡充し、¹⁵社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を優先すること¹⁶。
- (c) 公的及び非公的教育における青少年のための人権教育について、各国の進展を評価することができるよう、重要な構成要素及び行動に関する指針を提供すること。
- (d) 青少年のための人権教育プログラムの作成において、青少年の参加とリーダーシップを奨励し、支援すること。
- (e) 青少年のための人権教育を、青少年の人権の保護及び促進のためのその他の活動を補完する形で推進すること。
- (f) 青少年のための人権教育が、2030アジェンダに照らした持続可能な開発の達成及び現在のグローバルな諸課題の防止・取組にもたらす貢献を強調すること。
- (g) 人権、青少年、教育及び持続可能な開発に取り組んでいる地方、国内、地域の及び国際的な政府機関や市民社会組織間において、青少年のための人権教育のネットワーク構築及び協力を奨励すること。

D. 構成要素

23. 人権教育のための世界計画のこれまでの3つのフェーズでは、公的教育内で青少年を関与させて行う効果的な人権教育（第1及び第2フェーズ）並びに公的及び非公的教育の現場にいる青少年教育者のための人権研修（第3フェーズ）を構成する要素の特定が行われた。

24. これらの要素を基盤として、この行動計画では青少年のための効果的な人

¹⁴ 国連児童の権利委員会、思春期における児童の権利の実施に関する一般的意見20号（2016）、第24段落。

¹⁵ 私的学習とは、意図的あるいは計画的に行われるが、制度化されていない学習の形態をいう。公的教育や非公的教育ほど組織化も計画化もされておらず、家庭、職場、地元のコミュニティ及び日常生活において、自発的に、あるいは家庭や社会の指示により行われる学習活動を含む（ユネスコ用語集による）。

¹⁶ これらの青少年には、障害のある青少年、民族的、宗教的及びその他の少数者に属する青少年が含まれる場合がある。その他の少数者には、先住民、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスの青少年、不利な社会経済的状況にあるか、あるいは地理的に辺りな地域に居住している青少年、亡命希望者、難民及び国内避難民を含む移住者、及び帰国者、並びに親による保護がないか、法に抵触しているか、あるいは権利侵害若しくは虐待の被害者である青少年などが含まれる。

権教育について、以下の4つの構成要素を特定している¹⁷。各構成要素内の行動は、青少年を主要なパートナーとして、計画立案、策定、実施及びフォローアップ、並びに定期的モニタリング及び評価を含むすべての段階に関与させる形で行わねばならない。

1. 政策及び関連する実施方策

25. 青少年のための人権教育を促進する政策の作成、採択、実施及びモニタリングには以下の行動が含まれる。

- (a) 公的教育（中等教育、高等教育及び職業教育）における青少年のための人権教育に関して、以下をはじめとする方策により、重要なパートナーである青少年と共同で政策や法令を作成し、公的教育に人権及び人権教育が確実に包摂されるようにする。
 - (i) 既存の教育法及びカリキュラムに人権教育の内容を含める見直しを行うとともに、人権教育に関する法令を制定する。
 - (ii) すべての関係法令及び政策を、この行動計画及びその他の関連する国際文書に記載されている優れた実践例に基づき、人権教育の原則に合致したものとし、合致していない法令を改正する。
 - (iii) 青少年のための教育機関のガバナンス及び管理に関して、人権の原則と一致した方針及び規則を策定する。
 - (iv) すべての青少年、とりわけ社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年が、差別なく教育及び人権教育を受けられるようにするための政策を策定する。
 - (v) 教員及びその他の教育職員の選定、評価、報酬、規律及び昇進に関して、平等、非差別、尊重、公正性及び透明性という人権の原則を尊重した方針及び慣行を確立する。
 - (vi) 教員及びその他の教育職員並びにその他の関連する青少年相手の職業に関する国家免許又は資格の取得基準に人権研修を含めるよう検討する。
- (b) 青少年グループ及び青少年主導の組織をはじめとする市民社会組織が非公的に実施する青少年のための人権教育に関して、これらの組織の業務を円滑化するための政策及び関連方策を策定する。こうした方策の例としては、資格の認証、公共スペース及び財政支援（減税を含む）の提供、メンター制度及びその他の専門的支援（能力育成イニシアチブの企画・運営を含む）の提供、人権教育プログラム（オンラインのものを含む）の支援などを行い、青少年主導の組織及びメディア関係者を関与させるイニシアチブに特別な配慮を行うこと、また青少年の仕事を認めることなどがある。
- (c) 以下の諸分野などにおいて関係する政策、戦略及び行動計画の間の一貫性、関連性及び相乗効果を確保する：人権教育、青少年、教育、ジェンダー平等を含む人権、先住民の権利、グローバル・シチズンシップ、平和、安全保障並びに暴力的な過激主義、暴力及び紛争の防止、犯罪防止及び刑事司法並びに腐敗撲滅、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びその他の開発枠組における持続可能な開発、人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容行為との闘いなど。
- (d) 政策の実施及び評価に関する適切、明確かつ包括的な方策を作成し、採択する。これらの方策は、一貫性、モニタリング及び説明責任を確保す

¹⁷ これらの構成要素の詳細については、これまでのフェーズの各行動計画を参照。

るため、メカニズム、責任及びリソースを含め、全ての関係者を関与させる。

- (e) 青少年のための人権教育に関する国際的義務を以下により履行する。
 - (i) 青少年のための人権教育を網羅する国際文書の批准を促進する。
 - (ii) 国の政策及び実施方策を、人権教育及び青少年に関する地域及び国際文書に適合させる。
 - (iii) 条約体（特に、「児童の権利委員会」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」）などの関係する国際的なモニタリング機関に対する国別報告書、特別手続（特に、教育の権利に関する国連特別報告者）、並びに普遍的・定期的レビューに、青少年のための人権教育に関する情報を含める。
 - (iv) 上記の国別報告書の作成においては、青少年組織、国内人権機関、市民社会のその他のセクター及び人権教育専門家を含む非政府組織（NGO）と協力する。
 - (v) 国際的なモニタリング機関による関連勧告を実行する。

2. 教育及び学習のプロセスとツール

26. 青少年のための人権教育は、必ず状況に応じた形で、青少年の具体的な学習ニーズに対応し、年齢に合った方法で行われる必要があることを認識した上で、本セクションにおいて、この行動計画は、内容及び方法論、並びにツール及びリソースに関する全般的な指針を提示する¹⁸。

27. 内容については、「人権教育及び研修に関する国連宣言」に則し、人権教育は、青少年が自分たちの権利を行使し、他の人々の権利を尊重及び支持できるよう強化するための知識、スキル及び姿勢を育成するものとする。これらの領域の能力には以下のものが含まれる¹⁹。

- (a) 知識：青少年が以下を認識し、理解する。
 - (i) 人権の歴史、及び人権が自由、平等、公正及び尊厳を得るための人類の戦いと結びつき発展してきたこと、並びに人権の不可譲性、普遍性、不可分性、相互関連性及び相互依存性。
 - (ii) 人権、平和及び持続可能な開発（国連の3本柱）の間にある緊密な関係。
 - (iii) 参加及び包摂、平等及び非差別（ジェンダー平等を含む）、説明責任、及び暴力からの自由という人権の原則。
 - (iv) 青少年の個人レベル、コミュニティレベル及び社会レベルにおける日常生活と人権との関連性。
 - (v) 世界人権宣言、児童の権利に関する条約及びユース2030戦略のような人権に関連する国際文書に関して、地方及び国のレベルで青少年に特に大きな意味を持つ人権問題。
 - (vi) 人権に関する国家の義務、権利保有者及び義務履行者の定義、人権に関する法令、人権が地方、国内、地域及び国際レベルで侵害された際に利用できる保護メカニズム及び苦情申立手続き。

¹⁸ 詳細については、これまでのフェーズの各行動計画を参照。

¹⁹ このリストはすべての能力を網羅したものではなく、欧州安全保障協力機構が2012年に作成した中等教育制度における人権教育の手引きの「コア・コンピタンス（中核的能力）」のセクションから引用したものである。

- (vii) 武力紛争中の人権、国際人道法及び保護、戦争犯罪及び人道に対する犯罪の防止及び説明責任。
- (viii) 地球規模の重要な課題（貧困、気候変動など）及びこれらの課題と人権との関係、世界及び居住地域の双方における人権侵害及びその根本原因、並びに人権の支援又はまたは弱体化に寄与する要因（例：政治的、法的、文化的・社会的、宗教的及び経済的要因）。
- (ix) 青少年が属する国、地域及び世界における現在と過去の人権問題・運動、並びに人権という大義を前進させた個人及び集団（女性、青少年及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団を含む）。
- (b) スキル：青少年が以下を行うことができる。
- (i) 過去及び現代の政治的、法的、経済的、文化的及び社会的プロセスを、人権の観点から、人権に関する専門用語を用い分析する。
- (ii) 自分自身及び他の人々の人生の重要な領域（教育及び職業環境、家族及びコミュニティなど）に関連する重要な人権問題を見極める。
- (iii) 根本原因及び結果を含む人権侵害の特定及び分析を行い、人権の実現が個人又は集団にもたらす利益を特定する。
- (iv) 青少年の個人的、教育的及び職業的ニーズ・興味に関連する人権の情報及びリソースを、情報通信技術の利用などにより探し出し、情報リソース（メディア及び学習リソースを含む）を評価し、その見解、偏り及び信頼性を見分ける。
- (v) 対人関係上の葛藤の解決に人権の原則及び救済メカニズムを適用し、オンラインを含むあらゆる形態の差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメント及びジェンダーに基づく暴力に対抗するための戦略を見定め、適用する。
- (vi) 様々な政府レベルで青少年に影響を与える政策・計画の策定及び意思決定を導き、参加し、また影響を及ぼし、話し合いや議論（人権に対する青少年特有の障壁に関するものを含む）を導き、また参加し、物議を醸している人権に関するテーマに、配慮が行き届いた建設的な形で寄与する。
- (vii) 他の人々と連携・協力して人権を擁護し、社会的に排除された人々の声を広める。
- (viii) 人権に関する政策又は法令の改正を（例：教育環境、コミュニティ又は社会の状況に照らし）求める提案を作成及び擁護し、居住地域の内外において、人権基準を用い、合法的及び非暴力的な方法で義務履行者に対する権利を主張する。
- (ix) 私的及び公的な領域において、人権の促進及び保護のための活動（市民の意識啓発のための活動を含む）を準備・実行し、人権に関する組織づくり及びキャンペーンの取組（権利侵害の被害者のためのものを含む）を指揮し、適切な方法論を用いて人権教育活動を実施する。
- (x) オンライン及びオフラインのヘイト（憎悪）及び差別と闘い、メディア・リテラシーを育み、ソーシャルメディア上のリスク（獲物を狙っている者との接触を含む）、暴力的なコンテンツ、いじめ、ヘイトスピーチ、及び暴力的な過激主義者に対処する。
- (xi) 情報通信技術の進歩が人権の保護、尊重及び実現に与える影響（ソーシャルメディアに関連するリスク及び機会を含む）を特定及び分析する。

- (c) 姿勢：青少年が以下を行動で示す。
- (i) 万人の尊厳及び権利の認識、並びに青少年が有する人権を促進及び保護する責任についての理解に基づく、自分自身及び他の人々の尊重。
 - (ii) 多様性の尊重及びその価値の評価。これには、包摂的な言語及び態度を用いること、及び人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、出身国、民族的又は社会的出自、財産、出生、居住地、障害、性的指向及び性自認、並びにその他の理由による差別に反対することなどが含まれる。
 - (iii) 青少年が自ら持っている偏見や偏りに気付くなどの自己反省及び学びに対する開放性、並びに人権の原則に即して個人の行動を改善するよう、そうした偏見や偏りを克服することのコミットメント。
 - (iv) 人権及び正義に関連するテーマへの積極的な関心。
 - (v) 権利、責任、平等、多様性、非差別、社会的結束、並びに文化及び宗教の壁を超えた対話の間にある関連性の真価についての評価。
 - (vi) 人権を主張する自信、並びに義務履行者が人権を保護、尊重及び履行することに対する期待。
 - (vii) 人権侵害、不公正及び差別に苦しむ人々（特に、社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団）に対する共感と連帯。
 - (viii) 人権を保護し、傍観者にならないことへのコミットメント。
 - (ix) 各人が他の人々と協力することにより居住地域や世界で人権の推進に寄与できるという信念、人権のための協調した取組を、例えば、リーダー、仲介者若しくは活動家として行う意欲。
28. 青少年のための人権教育の適切な方法論は、青少年によって考案されるべきであり、それには以下を含めなければならない。
- (a) 青少年を強化し、青少年の積極的な参加を誘う、学習者中心で、ジェンダーに配慮し、状況に適した方法論及びアプローチ。自らが有する偏り、視点及び特権を疑い、批判的思考を促す活動、また様々な公的及び非公的環境に適合し、ニーズや能力が異なることに注意を払いながら、別の視点を探求すること。様々な青少年の意見、視点、文化及び経験が語られ、表現されるようにする包摂的なアプローチ。
 - (b) 青少年が人権の概念を自分たちの生活や経験に応用できるようにするための体験型の学習方法論。これには、コミュニティサービスや起業活動、居住地域若しくは世界の人権擁護活動への関与、コミュニティの組織づくり、政府代表者との会合、並びに人権に関する青少年及び地域住民の意識啓発によるものが含まれる。
 - (c) ピアラーニング。できれば成人による監督なしに、青少年がよく集まる安全な場所で行うことで、青少年の間に情緒的つながり、対話及び理解が生まれるようにし、青少年の参加者から情報を求めて、青少年の意見を中心に据え、青少年による社会運動、青少年の擁護者及びその他の指導者を紹介し、青少年主導の組織の取組を支援する。こうしたことにより、同じ青少年（ピア）で社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある者の関与を引き出し、青少年の経験の多様性に基づいた特別な学習の場となる。ピアラーニングアプローチに併せ、世代間の対話及び人権キャンペーンを行うことにより、世代間の連帯を強めることができる。
 - (d) 多様で魅力的な教育方法及び環境（スポーツ、映画、芸術、文化、

ゲーム、ストーリーテリング、劇及びロールプレイングなど)。これにより、あらゆる背景を持つ学習者を共同作業に引き込むことができ、知識やリーダーシップのスキルを身に付け、異文化対応能力を促進し、また女性や少女が参加し、女性のリーダーシップを推進するための安全な場所を提供するのに役立つ。こうした教育方法や環境は、社会的なジェンダーに関する通念に疑問を呈し、アイデンティティにかかわらず青少年の主導によりプログラムの作成を推進し、アイデンティティを超えた理解を促進することで、平和で包摂的かつ平等な社会を構築し、チームワーク、共感及び敬意を育むことができる。

29. 指導教材や学習教材、支援及びその他のリソースに関する行動には、以下が含まれる。

- (a) 教材の構成内容について、人権の原則が、関連する文化的状況及び地方の歴史や社会の発展の一部として組み込まれ、青少年向けに特別につくられた適切なものとする。
- (b) 既存の研修及びリソースセンターの新設又は強化を行うことにより、青少年のための持続可能な人権研修プログラムの整備又は強化及び質の確保を図り、人権教育の研究及び調査のための施設を提供し、また人権教育のための教材（国連が発行したものを含む）の収集、共有、翻訳及び改訂を行うこと。
- (c) ネットワーキング、適切な情報の交換及び討論のための新しい情報技術へのアクセスを促進し（例：国内・多国間ネットワークにより可能となる政策対話及び、優れた実践例及び得られた教訓、また研修の機会、方法論、評価ツール及びその他のリソースに関するものを含む各種計画や体験に関する情報交換 [] ）、既存又は新規の教育ポータル及びオンサイト・オンラインの実践コミュニティを活用し、オンラインとオフラインのネットワークを統合して青少年が利用できるようにし、人権教育コミュニティと組織内のリソース及び教材を結び付け、人権教育を全国規模で実施できるようにすること。
- (d) テクノロジーを活用して、ソーシャルメディアによる人権教育へのアクセス拡大を図り、ウェブサイトのリソースを開発し、またオンライン学習プログラム、電子フォーラム、大規模な公開型オンラインコース、ウェブ会議及び遠隔学習プログラム並びにモバイルアプリを開発し、促進すること。
- (e) 青少年のための人権教育を推進する手段として、奨学金や学生の交流・交換を奨励すること。
- (f) 人権教育のアクセスや提供を支援する青少年評議会及び地方の青少年組織を設立又は強化し、青少年があらゆるレベルの政策に影響を及ぼすためのプラットフォームを提供すること。
- (g) 利用しやすく魅力的な教材の作成においては、青少年、とりわけ社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を優先し、先住民の言語を含めるなど、言語及び障害に十分な配慮をすること。

3. 教育者の研修

30. 人権教育のための世界計画のこれまでの各フェーズでは、教育者のための適切な研修の重要性が強調されてきた。教育者とは、公務員か市民社会の代表者かにかかわらず、公的、非公的及び私的な環境において、人権に関する教育及び研修活動を計画、開発、実施及び評価する人々をいう。

31. 第1及び第2フェーズの行動計画では、教師、高等教育の指導者及びその他の教育職員は、その職業的責任の遂行及びロールモデルとしての双方において、人権に関する価値観、スキル、姿勢、意欲及び実践を伝授するという重要な役割と責任が強調されていた。従って、これらの専門家集団を対象とした人権研修及び人権教育の方法論は、人権に関する知識、コミットメント及び意欲を高めることを目的としており、公的教育制度におけるあらゆる人権教育プログラム作成の重要な構成要素のひとつとなっている。

32. この重要性は、非公的環境で青少年を指導する教育者にもあてはまると推測される。ピアラーニングの方法論に則し、同年代の青少年（ピア）を研修できる高いスキルを備えた青少年の人材プールを確保するためには、研修は、指導者、リーダー、青少年センター・組織の担当者、活動家及びボランティアの青少年を優先して行う必要がある。青少年教育者を対象とする研修の計画、実施及び評価には、青少年が参加しなければならない。

33. 教育者への適切な研修を確実に行うための戦略には、既存の実践の査定に基づく包括的な人権研修政策の採用、人権及び人権教育の原則及び基準、並びに青少年の人権擁護スキルの研修カリキュラムへの導入、適切な方法論及び査定手法の強化、関連するリソースの開発、並びに公的、非公的及び私的な教育環境間の連携を含めなければならない。こうした一連のすべての行動において、教育者の専門知識が重視され、尊重される必要があるが、若年の教育者及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある集団出身の教育者については特にその必要がある。

34. 教育者のための包括的な人権研修方針の採用には、以下の要素を含めるべきである。

- (a) 知識を伝授するとともに、人権を促進・保護するスキル、姿勢及び言動を培う強化プロセスとして、国際的に合意された人権教育及び研修の定義を採用すること。
- (b) 各教育者の個々の文化、教育及び経験に合わせ、研修ニーズの査定に基づいて、既存の研修に組み込む形で、全ての教育者に求められる着任前及び着任中の研修。
- (c) 研修指導者、特に着任前及び着任中の研修を行う人々の研修。こうした指導者には、資格を有する、熟練した人権教育の教育者があたるべきであり、また学習者の多様性が反映されるべきである。
- (d) 人権教育を教育職員の資格、認定及びキャリア開発のために要求し、公的教育の教員研修及びその他の青少年担当専門職（ソーシャルサービスや保健職など）の研修に人権教育を含めること。
- (e) 人権教育の研修活動を行うNGO及びその他の市民社会セクターを承認及び支援すること。
- (f) 研修プログラム及びその実施を評価するための基準を改善すること。
- (g) 人権学習は、人権が実践されている場合にのみ効果的に行うことができるので、教育者のためにそれを可能にする学習・就労環境を整備すること。
- (h) 特に、若年の教育者及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある集団出身の教育者については、継続した支援及びメンタリングを行うこと。

35. 教育者のための人権研修カリキュラムには、以下の要素を含めるべきである。

- (a) 人権及び人権教育に関する知識、スキル、姿勢、及び言動を網羅した学習目的。
- (b) セクションI. D「人権教育活動の原則」で示した諸原則。
- (c) 人権の原則及び基準、教育者が活動しているコミュニティ内外で実施されている人権保護メカニズム、並びに教育者と学習者が暮らしているコミュニティにおいて、人権問題に対処する際のそれぞれの権利及び寄与。
- (d) 参加型・学習者中心で、体験と行動を重視し、文化的な配慮を加え、青少年の参加を強化する、人権教育の適切な方法論。
- (e) 周囲の状況に関連した青少年特有の人権問題。例えば、青少年が複数の横断的アイデンティティにより、重複した形の差別をどのように受けるのか。
- (f) 教育者のソーシャルスキル、異文化間及び異教徒間の対話スキル、並びに民主的かつ人権の原則に沿ったリーダーシップ・スタイル。
- (g) 既存の人権教育の指導・学習リソース（情報通信技術やデジタル・ソーシャルメディアを含む）に関する情報。それらを検討・選択し、また新たなリソースを開発する能力を構築するためのもの。
- (h) 教育者がすでに教えている内容に人権教育を統合する例。
- (i) トラウマに対処し、トラウマを繰り返し受けることを回避し、社会・情緒的学習を組み込み、また被害を受けたコミュニティの意見を中心に据えるための戦略。
- (j) 教育者自身が持つ偏りや偏見への対処（青少年を指導する場合など）。
- (k) 公的及び非公的の両方における、青少年特有の能力について、定期的に行われ、意欲を引き出すような、学習者の査定。
- (l) ニーズの査定及び評価結果を、青少年の情報と共に教育活動に組み込むこと。
- (m) カリキュラムを、公的・非公的な教育環境及び周辺地域の状況や母集団に合わせて変更すること。

36. 教育者を研修する場合の研修の方法論は、参加型・学習者中心で、体験と行動を重視したアプローチを含み、人権に敏感になり行動を起こすことにつながる意欲、自尊心、情緒的発達といったものに働きかける必要がある。オンラインプラットフォームにより、自分のペースで進める学習、学習リソースの共有、様々な状況での学習、擁護活動や協調体制構築のための他の主体に関する認識、またデジタル・カリキュラムが可能となる。評価は、研修プロセス全体を通して導入されるべきである²⁰。

4. 実現環境

37. 青少年のための人権教育は、行われる場所が公的、非公的及び私的な環境のいずれであっても、家族（親、法定保護者及びその他の家族）や居住地のコミュニティを含む学習環境及びより広い周辺環境が、その教育プロセスに影響を及ぼすことは避けがたい。

²⁰ 以下を参照、OHCHR「プランニングからインパクトへ：人権研修方法論のマニュアル」（ニューヨーク及びジュネーブ、2019年）、OHCHR及びEquitas—人権教育国際センター「人権研修を評価する：人権教育者のためのハンドブック」（モントリオール、2011年）。

38. 人権教育活動については、組織化と参加を奨励する対策と同時に、組織者と参加者が報復を受けないようにするための対策を講じるべきである。説明責任メカニズムは、青少年の安全とアクセスが確保されたものでなければならない。人権教育は、政治的な影響力及び介入から独立していなければならない。

39. 青少年は、社会においてその権利が尊重されるようにするには、特有の課題に直面すること、また複数の横断的アイデンティティにより、重複した形の差別を受ける場合もある²¹。青少年のための人権教育に関する国内戦略は、青少年の人権の保護及び実現を拡充するための対策（青少年が利用できる救済メカニズムの開発を含む）を伴っていなければならない。

E. 国内実施のプロセス

40. 青少年のための人権教育について、この行動計画に即し、一貫性があり、調整された国内戦略には、加盟国の大きなコミットメントが必要となる。同戦略は、人権教育のための世界計画のこれまでの各フェーズ期間中に国のレベルで達成された進展を基盤とするべきだが、ニーズの査定、開発、実施、モニタリング及び評価の支援を行うためには、適切な人材及び財源が必要となる。国の調整機関がこのプロセスを指揮するべきである。この行動計画では、実施のための3つのステップが提案されている。

1. 主体及び調整

41. 加盟国は出発点として、関係省庁及び市民社会が関与し、重要な参加者として青少年の代表者を擁し、国内の各地域の青少年と相談することを責務とする国の調整機関を設立するため、イニシアチブをとるか、その他の者のイニシアチブについて対応または支援する責任を負う関連部局をフォーカルポイントとして指定しなければならない。この調整機関は、既存の組織でも既存の組織を土台に発展させたものでも構わないが、協調、情報共有及びリソースの最大化がなされるよう手配し、取組の重複を避けるものとする。加盟国はすべての関係主体の参加の機会を促進し、国の調整機関の職員は自国の青少年集団の多様性（社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を含む）を反映させる必要がある。

42. 国の調整機関には、国内の以下の主体を含める必要がある。

- (a) 関係省庁（教育、青少年、法務など）及び関係自治体組織。
- (b) 国内人権機関。
- (c) 青少年の代表者（青少年主導の組織、ネットワーク評議会及びボランティアグループ）で、青少年の人権擁護者及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を代表する者を含む。
- (d) 人権及び人権教育、教育、青少年、平和及び持続可能な開発に取り組んでいる市民社会組織及びネットワーク。
- (e) 中等教育、高等教育及び職業教育機関（教員養成機関及び研究機関を含む）並びに教員の団体及び組合の代表者。

43. 想定されるその他の主体として、ソーシャルサービス提供者、メディア関係者、コミュニティ及び宗教の指導者、学内保護者委員会、PTA、民間部門、篤志家、医療及びメンタルヘルス従事者、ソーシャルメディアのインフルエンサー

²¹ 国連人権高等弁務官は、報告書「青少年と人権」（A/HRC/39/33）で、青少年が自分たちの権利へのアクセスを獲得しようとする中で遭遇する課題及び差別について述べている。

及び必要に応じたその他の主体。

44. 国連及び国内のその他の政府間組織の代表者は、国の調整機関の会合に参加することができる。

45. 国の調整機関は、国連の人権メカニズム（条約体、特別手続き及び普遍的・定期的レビューを含む）、及びその他の国際的又は地域的な政府間組織²²に提出する国別報告書の作成を担当する国内機関と協力し、この行動計画に基づく人権教育の進捗状況が、確実にそれらの報告書に盛り込まれるようにしなければならない。さらに、OHCHRと連携し、国内の進捗状況に関する情報を共有する必要がある。

2. 実施のステップ

46. 国の調整機関は、青少年のための人権教育に関する国内戦略を指揮・監督する責任を負う。これには、ニーズの査定、開発、実施、モニタリング及び評価が含まれる。このための3つのステップを以下に示す。

47. 国内戦略のあらゆるステップに、青少年を重要なパートナーとして参加させることが不可欠である。様々な活動で先導的な役割を担えるよう、青少年を強化しなければならない。人権教育に関する青少年諮問機関又は青少年ワーキンググループの設立などにより、青少年の参加を可能にする手段を構築又は強化しなければならない。さらに、青少年を常にカウンターパートとして扱い、可能であれば、例えば、人気のソーシャルメディアプラットフォームを活用し、オンラインとオフラインの組み合わせによる全国投票アンケートなどを通して、青少年の考えを聞くべきである。青少年の意見の多様性を確保する必要がある。

ステップ1—青少年のための人権教育に関する国内基礎研究を行う

48. ステップ1には以下の行動が必要である。

- (a) 広範な協議を通して、管轄機関に全国的な評価研究の実施を指令し、完了後、結果を発表し、国民の間に広く周知する。研究では以下の分析を行う必要がある。
 - (i) 青少年のための人権教育について、セクションII. D「構成要素」（政策及び関連する実施方策、教育及び学習のプロセスとツール、教育者の研修、実現環境）で強調された4つの領域における現在の国内状況。これには、既存のイニシアチブ、優れた実践例、不十分な点や障害などを含め、特に青少年が立ち上げたイニシアチブ及びプロジェクトに注目する。
 - (ii) 青少年の知識、スキル、姿勢及び行動に関する調査に基づいた、青少年の人権学習ニーズ。
 - (iii) 青少年のための人権教育に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。例えば、青少年の人権状況、青少年の関与や参加を妨げる障害など。
 - (iv) 準地域、地域及び国際的レベルで存在している有用な経験、方法論、リソース及びツール。
 - (v) 公的、非公的及び私的教育の内部における様々な主体の関与。
 - (vi) 関係するタイプの教育で国内に存在すると思われるもの（持続可能な開発のための教育、平和教育、グローバル教育、シチズンシップ教育）の役割、内容及び方法論。

²² 例えば、ユネスコの特設メカニズムが、1974年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関するユネスコ勧告」の実施をモニタリングしている。

(b) セクションII. Dで示されている4つの構成要素の行動のうち、すでに実施されている行動とその程度を調べる。

(c) 既存のイニシアチブ、優れた実践例及び得られた教訓を基にいかに関構築するか、機会をいかに活用するか、また不十分な点や障害に対処するために必要な方策も検討する。

49. ステップ1には以下のアウトプットが含まれる。

(a) 青少年のための人権教育に関する国内基礎研究。

(b) 同基礎研究について、例えば、オンラインや従来型の出版物及び広報資料、会議及び公開討論などを通じた全国的な普及キャンペーン。研究結果の周知は、特に青少年向けスペースを中心に行うべきである。

ステップ2—青少年のための人権教育を推進するため、国内戦略を策定する

50. ステップ2には以下の行動が必要である。

(a) 国内基礎研究を基盤に、この行動計画を参考として活用し、国内戦略のための目標（2020—2024又はそれ以降）を策定する。

(b) 基礎研究から得られた知見に基づき、最も危急なニーズ及び／又は利用可能な機会を考慮に入れて、アドホックな活動ではなく、持続可能な変化を確保する影響力の大きな介入に焦点を合わせ、社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年に特に配慮しながら、優先課題を設定する。

(c) 以下のものを特定した国内戦略を策定する。

(i) インプット：必要な人的、財政的及び時間的リソース

(ii) 活動：課題、責任及び時間枠。

(iii) 調整のためのメカニズム。

(iv) 法令、教材又は研修プログラムのようなアウトプット

(v) この戦略に寄与しうるか、あるいは実現環境を支援するために改正が必要な既存の法律、政策及び計画。

(vi) 達成すべき成果、並びにモニタリング及び評価の枠組の一部としての関連する定量的・定性的指標。

51. ステップ2のアウトプットは、青少年のための人権教育に関する国内戦略である。この国内戦略は、青少年が読みやすい言語で書かれ、2020年～2024年又はそれ以降の目標、優先課題及びアウトプットを特定し、諸機関及び関係者、特に青少年の間に広く周知するべきである。

ステップ3—国内戦略を実施し、モニタリング及び評価を行う

52. ステップ3には以下の行動が必要である。

(a) 計画された活動を実施する。

(b) 実施状況をモニタリングし、評価を行って、国内戦略の実施をさらに改善する。

(c) 戦略の実施に関する進捗状況及び課題について、情報を確認し、周知する。

53. 国の調整機関は、この国内戦略を評価し、評価報告書を公開しなければならない。評価は包括的かつ透明性があり、人権の価値を反映したものでなけれ

ばならず、セクションII. D「構成要素」で特定された青少年のための人権教育の4つの領域及び以下に取り組みなければならない。

- (a) 国内戦略における青少年の関与及びリーダーシップ。
- (b) 国内戦略が実施されている地理的広さ。
- (c) 社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年の戦略への包摂状況。
- (d) 教育部門を超えた部門横断型協働。

54. ステップ3のアウトプットは、国内戦略で特定されているアウトプットである。

F. 国際協力

1. 国連人権理事会への報告

55. 加盟国は2022年に、国別進捗中間報告書をOHCHRに提出し、OHCHRは受領したすべての情報を、国連人権理事会への報告書としてまとめる。2025年の初めに、各国は最終的な国別報告書をOHCHRに提出し、OHCHRは、第4フェーズの実施に関する最終報告書を作成し、2025年末までに人権理事会に提出する。進捗状況のレビュー会合は、関係者を参加させ、国連人権理事会の適切な会期中に開催されるはずである。

2. 国際支援

56. 国際社会は国内戦略の実施、並びに地域及び国際レベルで行われる関連する取組に対し、支援を提供しなければならない。

57. 国連の人権メカニズムは、それぞれの権限の範囲内で、行動計画に基づく各国の取組を支援することができる。国連の条約体が、締約国の報告書を吟味する際に、青少年のための人権教育に関連する規定の実施についてレビューし、助言することもあるだろう。人権理事会のテーマ別・国別の特別手続きにおいても、それぞれの権限の範囲内で、関連する進捗状況についてレビューし、助言する可能性がある。青少年のための人権教育の国内の取組については、普遍的・定期的レビューの中で、定期的にレビューされる必要がある。

58. 国際協力及び援助は、以下によって提供される。

- (a) 特別機関、国連大学及び国連が運営する平和大学を含む国連システム。
- (b) 社会福祉、医療・健康サービス、薬物及び人身取引の防止、難民・移住、紛争防止及び平和構築、並びに刑事手続き等に関与する国連関連の専門研修機関。
- (c) その他の国際的・地域的政府間組織。
- (d) 関連する国際的、地域的及び国内的な専門職ネットワーク、専門職協会及び労働組合。
- (e) 高等教育機関、国内人権機関及び／又はNGOの国際的、地域的及び国内的なネットワーク。
- (f) 国際的及び地域的な人権リソース・文書センター。
- (g) 国際的及び地域的金融機関、及び二国間資金援助機関。
- (h) 多国間及び二国間開発機関。

(i) 多国籍企業とそのネットワーク。

59. リソースを最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するために、これらの関係者が緊密に協力することが不可欠である。

60. 上記の組織及び機関は、以下のことを行う。

(a) 国内戦略の作成、実施、モニタリング及び評価において、加盟国及び国の調整機関を支援する。

(b) その他の国内及び地方の関係者、とりわけNGO、専門職協会、高等教育機関、国内人権機関及びその他の市民社会組織を支援する。

(c) 優れた実践例、利用可能な教材、関係機関、及びプログラムに関する情報について、例えば、優れた実践例の場合はデータベースや賞の授与を通して、特定、収集し、普及させることで、あらゆるレベルでの情報共有を促進する。

(d) 青少年のための能力構築プログラム、とりわけ青少年指導者のための人権研修、並びに関連イベントへの青少年の参加及び優れた実践例に基づく教材の作成を、支援及び／又は作成する。

(e) 青少年のための人権教育・研修関係者の既存のネットワークを支援し、あらゆるレベルにおける新たなネットワークの構築を促進する。

(f) 財政支援及びリソース（青少年及び青少年組織に対するものを含む）を提供する。

仮訳

我々の世界を変革する：

持続可能な開発のための2030アジェンダ

前文

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求ものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標（MDGs）を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう15年間にわたり、行動を促進するものになる。

人間

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育んでいくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

持続可能な開発目標の相互関連性及び統合された性質は、この新たなアジェンダ（以後「新アジェンダ」と呼称）の目的が実現されることを確保する上で極めて重要である。もし我々がこのアジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。

宣言（注：各パラ冒頭のカッコ書きは仮訳用に便宜上付したもの）

導入部

1. 我々、国家元首、政府の長その他の代表は、国連が70周年を迎えるにあたり、2015年9月25日から27日までニューヨークの国連本部で会合し、今日、新たな地球規模の持続可能な開発目標を決定した。

2. (総論) 我々の国民に代わり、我々は、包括的、遠大かつ人間中心な一連の普遍的かつ変革的な目標とターゲットにつき、歴史的な決定を行った。我々は、このアジェンダを2030年までに完全に実施するために休みなく取り組むことにコミットする。我々は、極端な貧

困を含む、あらゆる形態と様相の貧困を撲滅することが最も大きな地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。我々は、持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている。我々はまた、ミレニアム開発目標の達成を基にして、その未完の課題に取り組むことを追求する。

3. (取り組むべき課題) 我々は、2030年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒の能力強化を進めること。地球と天然資源の永続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、各国の発展段階の違い及び能力の違いを考慮に入れた上で、作り出すことを決意する。

4. (誰一人取り残さない) この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。

5. (新アジェンダの特徴) このアジェンダは前例のない範囲と重要性を持つものである。このアジェンダは、各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先度を尊重しつつ、すべての国に受け入れられ、すべての国に適用されるものである。これらは、先進国、開発途上国も同様に含む世界全体の普遍的な目標とターゲットである。これらは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面をバランスするものである。

6. (これまでの経緯) 最も貧しく最も脆弱なところからの声に特別な注意を払いながら市民社会及びその他のステークホルダーとの間で行われた2年以上にわたる公開のコンサルテーション及び関与の結果、この目標とターゲットができた。このコンサルテーションは、持続可能な開発に関する公開作業部会及び国連による重要な作業を含むものであり、事務総長は2014年12月に統合報告書を提出している。

我々のビジョン

7. (目指すべき世界像) これらの目標とターゲットにおいて、我々は最高に野心的かつ変革的なビジョンを設定している。我々は、すべての人生が栄える、貧困、飢餓、病気及び欠乏から自由な世界を思い描く。我々は、恐怖と暴力から自由な世界を思い描く。すべての人が読み書きできる世界。すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保

護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。安全な飲料水と衛生に関する人権を再確認し、衛生状態が改善している世界。十分に、安全で、購入可能、また、栄養のある食料がある世界。住居が安全、強靱（レジリエント）かつ持続可能である世界。そして安価な、信頼でき、持続可能なエネルギーに誰もがアクセスできる世界。

8.（目指すべき世界像）我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。

9.（目指すべき世界像）我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。消費と生産パターン、そして空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といったすべての天然資源の利用が持続可能である世界。民主主義、グッド・ガバナンス、法の支配、そしてまたそれらを可能にする国内・国際環境が、持続的で包摂的な経済成長、社会開発、環境保護及び貧困・飢餓撲滅を含めた、持続可能な開発にとってきわめて重要である世界。技術開発とその応用が気候変動に配慮しており、生物多様性を尊重し、強靱（レジリエント）なものである世界。人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界。

我々の共有する原則と約束

10.（主要原則）新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言、国際人権諸条約、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書にも基礎を置く。また、「発展の権利に関する宣言」などその他の合意も参照される。

11.（関連する主要国連会議）我々は、持続可能な開発のための確固たる基礎を築き、この新アジェンダを形作るのを助けたすべての主要な国連会議及びサミットの成果を再確認する。これらは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」、「世界社会開発サミット」、「国際人口・開発会議（ICPD）行動計画」、「北京行動綱領」（第4回世界女性会議）、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」を含む。我々はまた、「第4回後発開発途上国（LDCs）会議」、「第3回小島嶼開発途上国（SIDS）会議」、「第2回内陸開発途上国（LLDCs）会議」及び「第3回国連防災世界会議」を含め、これらの会議のフォローアップを再確認する。

12. (共通だが差異のある責任) 我々は、「環境と開発に関するリオ宣言」のすべての原則、とりわけ、その第7原則にあるように共通だが差異ある責任の原則を再確認する。

13. (統合されたアプローチの重要性) これらの主要な会議及びサミットの課題並びにコミットメントは、相互に関連しており、統合された解決が必要である。これらに効果的に対処するために、新たなアプローチが必要である。持続可能な開発が意味するところでは、すべての形態及び側面の貧困撲滅、国内的・国際的不平等との戦い、地球の維持、持続的・包摂的・持続可能な経済成長を作り出すこと、並びに社会的包摂性を生み出すことは、お互いに関連し合っており、相互に依存している。

今日の世界

14. (直面する課題) 我々は、持続可能な開発に対する大きな課題に直面している。依然として数十億人の人々が貧困のうちに生活し、尊厳のある生活を送れずにいる。国内的、国際的な不平等は増加している。機会、富及び権力の不均衡は甚だしい。ジェンダー平等は依然として鍵となる課題である。失業、とりわけ若年層の失業は主たる懸念である。地球規模の健康の脅威、より頻繁かつ甚大な自然災害、悪化する紛争、暴力的過激主義、テロリズムと関連する人道危機及び人々の強制的な移動は、過去数十年の開発の進展の多くを後戻りさせる恐れがある。天然資源の減少並びに、砂漠化、干ばつ、土壌悪化、淡水の欠乏及び生物多様性の喪失を含む環境の悪化による影響は、人類が直面する課題を増加し、悪化させる。我々の時代において、気候変動は最大の課題の一つであり、すべての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす。世界的な気温の上昇、海面上昇、海洋の酸性化及びその他の気候変動の結果は、多くの後発開発途上国、小島嶼開発途上国を含む沿岸地帯及び低地帯の国々に深刻な影響を与えている。多くの国の存続と地球の生物維持システムが存続の危機に瀕している。

15. (チャンス) しかしながら、大きな機会の時でもある。多くの開発の課題に対応するために重要な進展があった。過去の世代において、数百万人の人が極度の貧困から脱した。教育へのアクセスは少年少女いずれに対しても大きく増加した。ICTと地球規模の接続性は人間の進歩を加速化させ、デジタルデバイドを埋め、知識社会を発展させる大きな潜在力があり、医学やエネルギーのように多様な幅広い分野において科学技術イノベーションが持つ潜在力もまた同様である。

16. (MDGsで残された課題への対応) およそ15年前、ミレニアム開発目標(MDGs)が合意された。これらは、開発のための重要な枠組みを与え、多くの分野で重要な進展が見られた。しかしながら、進展にはばらつきがあり、それはアフリカ、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国で特にそうである。いくつかの目標、特に母子保健及び性と生殖に関する健康の目標は依然として達成に向けての軌道に乗っていない。我々は、こ

のような外れた目標を含めて、すべての MDGs の完全な達成に向けて、とりわけ後発開発途上国など重視すべき国に対して焦点をあてて拡大した支援を、適切な支援プログラムに沿って供与することを再度約束する。新アジェンダはミレニアム開発目標を基礎として、ミレニアム開発目標が達成できなかったもの、とりわけ最も脆弱な部分に取り組むことにより、これを完遂することを目指す。

17. (MDGs を超える課題への対応) 我々が今日発表する枠組みは、そのスコープにおいてミレニアム開発目標を遙かに越えるものである。貧困撲滅、保健、教育及び食料安全保障と栄養といった継続的な開発分野の優先項目に加えて、この枠組みは、幅広い経済・社会・環境の目的を提示している。また、より平和かつ包摂的な社会も約束している。さらに重要なことは、実施手段も提示している。我々が決定した統合的なアプローチを反映して、新たな目標とターゲットには、深い相互関連性とクロスカッティングな要素がある。

新アジェンダ

18. (総論) 本日、我々が発表する 17 の持続可能な開発目標と 169 の関連づけられたターゲットは、統合され不可分のものである。このような広範でユニバーサルな政策目標について、世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった。持続可能な開発に向けた道を進むにあたって、すべての国や地域に進展をもたらすウィン・ウィンの協力と地球規模の開発のために我々が一つとなって身を費やすことを決めた。すべての国はその固有の財産、自然資源及び経済活動に対して恒久の主権を有しており、またその権利を自由に行使することを確認する。我々は現在及び将来の世代の益のためのこのアジェンダを実施する。そのために、我々は国際法に対するコミットメントを確認するとともに、新たな開発目標は、国際法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認する。

19. (人権) 我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する。

20. (ジェンダー) ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女兒は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享受するべきである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいて

ジェンダー平等と女性の能力強化を推進する組織への支援を強化する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である。

21. (差別化) 新たな目標とターゲットは2016年1月から効力を持ち、向こう15年間における我々の決定をガイドする。我々は、各国の各々の現実、能力、開発段階、政策、優先課題を考慮に入れながら、国、地域、グローバル・レベルで新目標を実施する。我々は、関連する国際規範やコミットメントと整合性を維持しつつ、持続的で包摂的かつ持続可能な経済開発を目指していくための各国の政策余地を尊重する。また、我々は持続可能な開発における、地域の側面、地域経済統合及び連結性の重要性をも認識する。地域レベルでの枠組みは、国レベルで持続可能な開発政策の具体的な実施を後押しすることにつながる。

22. (特別な課題を持つ国々) 各々の国は、持続可能な開発を実現していく上で特有の課題に直面している。最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国は、紛争下や紛争後国と同様に特別な配慮を必要としている。同様に、多くの中所得国にも深刻な課題を抱えている。

23. (脆弱な人々) 脆弱な人々は能力強化がされなければならない。新アジェンダに反映されている脆弱な人々とは、子供、若者、障害者（その内80%以上が貧困下にある）、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民を含む。また、我々は複合的な人道危機の影響を受けた地域に住む人々及びテロの影響を受けた人々が直面する困難や苦難を取り除き、脆弱な人々の特別なニーズに対する支援を強化すべく、国際法に照らしながら、更なる有効な措置及び行動をとる。

24. (食料安全保障) 我々は、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含む、すべての形態の貧困の終結にコミットする。すべての人々は社会保護制度を通じてすべての人が基礎的な生活水準を享受するべきである。また我々は、優先事項として飢餓を撲滅し、食料安全保障を実現するとともに、あらゆる形態の栄養不良を解消することを決意する。この観点から、我々は世界食料安全保障委員会の重要な役割と包摂的な性格を再確認するとともに「栄養に関するローマ宣言」及び「行動枠組」を歓迎する。我々は開発途上国、特に後発開発途上国における小自作農や女性の農民、遊牧民、漁業民への支援を通じて農村開発及び持続可能な農業・漁業発展のために資源を注ぎ込む。

25. (教育) 我々は就学前から初等、中等、高等、技術、職業訓練等のすべてのレベルにおける包摂的で公正な質の高い教育を提供することにコミットする。性、年齢、人種、民族、に関係なくすべての人々が、また障害者、移民、先住民、子供、青年、脆弱な状況下

にある人々が社会への十全な参加の機会を確保するために必要とされる技能や知識を獲得するための生涯学習の機会を有するべきである。安全な学校及び結束力のある地域社会や家族等を通じ、国が人口ボーナスを享受できるようにすることにより、我々は、子供や若者に彼らの権利と能力を完全に実現するための育成環境を提供するよう努める。

26. (保健 UHC) 身体的及び精神的な健康と福祉の増進並びにすべての人々の寿命の延長のために、我々はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) と質の高い保健医療へのアクセスを達成しなければならない。誰一人として取り残されてはならない。我々は、2030 年までにこのような防ぐことのできる死をなくすことによって、新生児、子供、妊産婦の死亡を削減するために今日までに実現した進歩を加速することを約束する。家族計画、情報、教育を含む、性と生殖に関するサービスへの普遍的なアクセスを確保することに全力で取り組む。我々は、開発途上国においてはびこる薬剤耐性や対応されていない病気に関する問題への取組を含め、マラリア、HIV/エイズ、結核、肝炎、エボラ出血熱及びその他の感染症や伝染病に対して示された進歩の速度を等しく加速する。我々は、持続可能な開発に対する大きな挑戦の一つとなっている行動・発達・神経学的障害を含む非感染性疾患の予防や治療に取り組む。

27. (経済基盤) 我々は、すべての国のために強固な経済基盤を構築するよう努める。包摂的で持続可能な経済成長の継続は、繁栄のために不可欠である。これは、富の共有や不平等な収入への対処を通じて可能となる。我々は、すべての人々のための働きがいのある人間らしい仕事をはじめとして若者の雇用促進、女性の経済的能力強化の促進を通じダイナミックかつ持続可能な革新、人間中心の経済構築を目指す。我々は、強制労働や人身取引及びすべての形態の児童労働を根絶する。すべての国々は、生産性と職務を達成するために必要とされる知識や技能、社会に参入できる能力を備えた、健全で優れた教育を受けた労働人口を有する立場にある。我々は、後発開発途上国のあらゆるセクターにおける生産性向上のために構造改革を含む取組を行う。我々は、生産能力・生産性・生産雇用の増大、金融包摂、持続可能な農業・畜産・漁業開発、持続可能な工業開発、手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギー供給へのユニバーサルなアクセス、持続可能な輸送システム、質の高い強靱 (レジリエント) なインフラにおいて、生産能力、生産性、生産雇を増大させる政策を採用する。

28. (持続可能な消費・生産) 我々は、社会における生産や消費、サービスのあり方について根本的な変革をすることにコミットする。政府、国際機関、企業、その他の非政府主体や個人は、開発途上国における持続可能な消費と生産を促進するための科学、技術、革新能力を獲得するための財政的、技術的支援等を通じてより持続可能な消費・生産パターンへの移行に貢献しなければならない。我々は、「持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み」の実施を促進する。開発途上国の発展と能力を踏まえつつ、先進国がリードの

下で、すべての国々が実行をする。

29. (移民)我々は、包括的成長と持続可能な開発に対する移民の積極的な貢献を認識している。また、他国への移住は、送出、通過、目的地となる各々の国の発展に大きく関連している多面的な実態の現実であり、首尾一貫した包括的な対応を必要とするということを確認する。我々は、移民に対し、その地位、難民及び避難民を問わず、人権の尊重や人道的な扱いを含む安全で秩序だった正規の移住のための協力を国際的に行う。このような協力は、特に開発途上国において難民を受け入れているコミュニティの強靱性（レジリエンス）を強化することにも注力すべきである。我々は、移民が市民権のある国へ帰国するための移民の権利を強調し、国家は帰国する自国民が正当に受け入れられることを保証しなければならないということを想起する。

30. (一方的経済措置の禁止) 各国は、特に開発途上国において経済及び社会の発展を阻害し、国際法と国連憲章に合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求められている。

31. (気候変動)我々は、気候変動枠組条約が、気候変動に対する地球規模の対応を交渉するための主要な国際的、政府間フォーラムであるということを確認する。我々は、気候変動や環境破壊によって引き起こされた脅威に対し断固として取り組む決意である。地球規模の気候変動の特徴を踏まえ、世界の温室効果ガス排出削減を加速し、気候変動による負の影響に対する適応を促進するための可能な限り広い国際協力が求められる。我々は、2020年までの世界の年間温室効果ガス排出に関する締約国の緩和約束の総体的効果と、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2又は1.5°C以内に抑える可能性が高い総体的な排出の道筋との間に大きな隔りがあることについて深刻な懸念をもって留意する。

32. (気候変動)12月のパリにおける第21回締約国会合を見据え、我々は、野心的で世界共通の気候合意にむけて取り組むというすべての国のコミットメントを強調する。我々は、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、他の法的文書又は法的効力を有する合意成果は、均衡のとれた態様、とりわけ、緩和、適応、資金、技術開発・移転、能力構築、行動と支援に関する透明性等を扱うものとするを再度確認する。

33. (天然資源、海洋、生物多様性等)我々は、社会的・経済的発展の鍵は、地球の天然資源の持続可能な管理にあると認識している。よって我々は、大洋、海、湖の他、森林や山、陸地を保存し、持続的に使用すること及び生物多様性、生態系、野生動物を保護することを決意する。また、我々は、持続可能な観光事業、水不足・水質汚染への取組を促進し、砂漠化、砂塵嵐、浸食作用、干ばつ対策を強化し、強靱性（レジリエンス）の構築と災害のリスク削減にむけた取組を強化する。この観点から我々は、2016年にメキシコで開

催される生物多様性条約第 13 回締約国会議に期待を寄せている。

34. (都市発展、化学物質等)我々は、持続可能な都市開発とその管理は、我々の国民の生活の質を確保する上で欠くことができないことであることを認識する。我々は、地域社会のつながりと安全の確保の他、イノベーションと雇用を促進するための都市や人間の居住地の更新、計画を実施するために地方政府やコミュニティと協働する。我々は、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、水とエネルギーのより有効な活用等を通じ、都市活動や人の健康と環境に有害な化学物質の負のインパクトを減らす。こうして、我々は、地球気候システムに対する都市の影響を最小化するよう努力する。また、我々は、国家・農村・都市の開発計画を策定する際に、人口動態と将来推計を踏まえて検討を行う。我々は、エクアドルの首都キトで開催が予定されている「人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議」に期待している。

35. (平和と安全)持続可能な開発は、平和と安全なくしては実現できない。同時に、平和と安全は、持続可能な開発なくしては危機に瀕するだろう。新アジェンダは、司法への平等なアクセスを提供し、(発展の権利を含む)人権の尊重、効果的な法の支配及び全てのレベルでのグッド・ガバナンス並びに透明、効果的かつ責任ある制度に基礎をおいた平和で、公正かつ、包摂的な社会を構築する必要性を認める。新アジェンダにおいては、不平等さ、腐敗、貧弱な統治、不正な資金や武器の取引といった暴力、不安及び不正義を引き起こす要因に焦点が当てられている。我々は、平和構築及び国家建設において女性が役割を担うことを確保することも含めて紛争の解決又は予防、及び紛争後の国々の支援のための努力を倍加しなければならない。我々は、経済的・社会的発展及び環境の面でも悪影響を及ぼし続けている植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、国際法に合致する更なる効果的な手段と行動を求める。

36. (文化)我々は、文化間の理解、寛容、相互尊重、グローバル・シチズンシップとしての倫理、共同の責任を促進することを約束する。我々は、世界の自然と文化の多様性を認め、すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵であると認識する。

37. (スポーツ)スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。

38. (領土保全及び政治的独立)我々は、国連憲章に従って、国の領土保全及び政治的独立が尊重される必要があることを再確認する。

実施手段

39. 新アジェンダの規模と野心は、その実施を確保するために活性化された「グローバル・パートナーシップ」を必要とする。我々は、全面的にこれにコミットする。このパートナーシップは、世界的連帯、特に、貧しい人々や脆弱な状況下にある人々に対する連帯の精神の下で機能する。それは、政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して全ての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する。

40. (実施手段、アディスアベバ行動目標との関係) 目標 17 とそれぞれの SDG 下における実施手段は、我々のアジェンダを実現する鍵であり、その他の目標とターゲットの重要性に匹敵する。SDGs を含むアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みの下で実現され、2015 年 7 月 13~16 日、アディスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議成果文書に記載されている具体的な政策と行動によって支えられる。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの不可欠な部分であるアディスアベバ行動目標が国連総会においてエンドースされたことを歓迎する。我々は、アディスアベバ行動目標の十分な実施は、持続可能な開発の目標とターゲットの実現に不可欠であることを認める。

41. (国家、民間セクターの役割) 我々は、それぞれの国が自国の経済・社会発展のための第一義的な責任を有するということを認識する。新アジェンダは、その目標とターゲットの実施に必要とされる手段も含んでいる。これらの実施手段は財政的なリソースの動員をはじめとして、相互に同意された譲許的優遇的な条件で開発途上国に対し行われる環境に優しい技術の移転、能力構築を含むものであることを認める。国内及び国際社会による公的資金は、不可欠なサービスと公共財の供給及び他の資金源を呼び込む上できわめて重要な役割を果たす。我々は、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐にわたる民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する。

42. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェイ (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。

43. (ODA の役割、コミットメントの再確認) 我々は、国際的な公的資金が、国内、とりわけ限られた国内資源しかない最貧国や脆弱な国において、公的資源を国内的に動員する

ための取組を補完する上で重要な役割を果たすということを強調する。ODA を含む国際的な公的資金の重要な活用は、公的及び民間の他の資源からの追加的な資源を動員する触媒となるものである。ODA 供与国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.2%にするという目標を達成するとの多くの先進国によるコミットメントを含め、それぞれのコミットメントを改めて確認する。

44. (国際金融機関の役割) 我々は、国際金融機関が、特に開発途上国に対し、それぞれのマנדート及び各々の国の政策スペースに従って支援を行う重要性を認める。我々は、国際的な経済上の決定や国際的な経済面のガバナンスや規範に関する意思決定において、アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国も含む開発途上国の声と参入を普及し強化することにコミットする。

45. (国会議員、政府、公的機関の役割) 我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している。また、政府と公共団体は、地方政府、地域組織、国際機関、学究組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。

46. (経社理、国連開発システム) 我々は、SDGs と持続可能な開発の達成を支援するために、十分に資源に恵まれ、適切に、首尾一貫した、有効で効果的な国連システムが有する重要な役割を強調する。国レベルでのより強化されたオーナーシップ及びリーダーシップの重要性を強調する一方で、我々は、本アジェンダの文脈における経済社会理事会での「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を支持する。

フォローアップとレビュー

47. 次の15年に向けた目標とターゲットを実行する進捗に関し、各国政府が、国、地域、世界レベルでのフォローアップとレビューの第一義的な責任を有する。国民への説明責任を果たすため、我々は、本アジェンダ及びアディスマベバ行動目標に記されているとおりの様々なレベルにおける体系的なフォローアップとレビューを行う。また、国連総会及び経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」が、世界レベルのフォローアップとレビューを監督する主要な役割を持つ。

48. (本件アジェンダを達成するための) 指標は、こうした(フォローアップ)活動を支援するために整備される。誰一人も取り残さないよう進捗を測定するためには、高品質で、アクセス可能、時宜を得た細分化されたデータが必要である。このようなデータは、政策決定の鍵となる。現存する報告メカニズムからのデータと情報は、可能な限り活用されるべきである。アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国

得国をはじめとする開発途上国における、統計能力の強化のための努力を強化することに我々は合意する。我々は進捗を測定するために、GDP 指標を補完する、より包括的な手法を開発することにコミットする。

我々の世界を変える行動の呼びかけ

49. (国連とそれを支える価値観) 70 年前、以前の世代の指導者たちが集まり、国際連合を作った。彼らは、戦争の灰と分裂から、国連とそれを支える価値、すなわち平和、対話と国際協力を作り上げた。これらの価値の最高の具体化が国連憲章である。

50. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々もまた、偉大な歴史的な重要性を持つ決定をする。我々は、すべての人々のためによりよい未来を作る決意である。人間らしい尊厳を持ち報われる生活を送り、潜在力を発揮するための機会が否定されている数百万という人々を含む全ての人々を対象とした決意である。我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかも知れない。我々がこの目的に成功するのであれば 2030 年の世界はよりよい場所になるであろう。

51. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々が宣言するものは、向こう 15 年間の地球規模の行動のアジェンダであるが、これは 21 世紀における人間と地球の憲章である。子供たち、若人たちは、変化のための重要な主体であり、彼らはこの目標に、行動のための無限の能力を、また、よりよい世界の創設にむける土台を見いだすであろう。

52. (人々を中心に据えたアジェンダ) 「われら人民は」というのは国連憲章の冒頭の言葉である。今日 2030 年への道を歩き出すのはこの「われら人民」である。我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、地方政府、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。数百万の人々がすでにこのアジェンダに関与し、我が物としている。これは、人々の、人々による、人々のためのアジェンダであり、そのことこそが、このアジェンダを成功に導くと信じる。

53. (結語) 人類と地球の未来は我々の手の中にある。そしてまた、それは未来の世代にたいまつを受け渡す今日の若い世代の手の中にもある。持続可能な開発への道を我々は記した。その道のりが成功し、その収穫が後戻りしないことを確かなものにするには、我々すべてのためになるのである。

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

54. (SDGs 公開作業部会報告書) 包摂的な政府間交渉プロセスを経て、且つ持続可能な開発に関する公開作業部会の提案、その中には同提案の背景を説明するシャポー¹を含む、を踏まえ、下記の事項が、我々が合意した目標とターゲットである。

55. (各国の状況を踏まえた差別化) 持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲットは、各国の置かれたそれぞれの現状、能力、発展段階、政策や優先課題を踏まえつつ、一体のもので分割できないものである。また、地球規模且つすべての国に対応が求められる性質のものである。ターゲットは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものとなる。また、各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが想定されている。持続可能な開発が経済、社会、環境分野の進行中のプロセスとリンクしていることをよく踏まえておくことが重要である。

56. (特別な課題を持つ国々) これらの目標とターゲットを決定するに当たって、我々は各国が持続可能な開発を達成するために特有の課題に直面していることを認識し、最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面している特別な課題とともに、中所得国が直面している特有の課題を強調する。また、紛争下にある国々も特別な配慮を必要としている。

57. (データ収集のための能力構築) 我々は、いくつかのターゲットについては、基準データが入手困難であるということ認識し、まだ確立されていない国及び地球規模レベルの基準データを整備するための加盟国レベルでの能力構築及びデータ収集強化の支援を強く求める。我々は、以下のターゲットの内、特に明確な数値目標が掲げられていないものについて、その進捗をよりの確に把握するために適切な対応をとることにコミットする。

58. (他のプロセスとの関係) 我々のアジェンダの実施の妨げとなり得る課題に関する他のフォーラムでの各国の取組を歓迎する、また一方で、それらのプロセスの独自性も尊重する。我々は、本アジェンダ及びその実施が、他のプロセスやそこでの決定に対しこれに貢献することはあっても侵害することのないようにする。

59. (各国の差別化) 我々は、持続可能な開発の達成に向け、それぞれの国が置かれた状況及び優先事項に基づき各々に違ったアプローチ、ビジョン、モデルや利用可能な手段が変わってくることを認識する。そして、我々は、地球という惑星及びその生態系が我々の

¹ A68/970 ‘Report of the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals’ を参照 (同じく A 68/970 Add. 1 も参照ありたい)

故郷であり、「母なる地球」が多く の国及び地域において共通した表現であるということ を再確認する。

※公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに編集

持続可能な開発目標

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
 - 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
 - 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
 - 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
 - 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
-
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
 - 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バ

ンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

- 2. a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2. b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2. c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3. a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

- 3. b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3. c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3. d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4 . すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4. 1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4. 2 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4. 3 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4. 4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4. 5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4. 6 2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4. 7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4. a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4. b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界

で大幅に増加させる。

- 4. c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

目標 5 . ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5. a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5. b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5. c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減

小さくする。

- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導

の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

- 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめ

めとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

- 9. a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9. b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9. c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10. 1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10. 2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10. 3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10. 4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10. 5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10. 6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10. 7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10. a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10. b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10. c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あら

ゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のpara 158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

² 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。

- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位

置及びその他各国事情に関連する特性格の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

実施手段とグローバル・パートナーシップ

60. (グローバル・パートナーシップ)我々は、この新アジェンダの完全な実施のための強いコミットメントを再確認する。我々は、活性化され強化されたグローバル・パートナーシップ及び同程度に野心的な実施手段無しには、この野心的な目標とターゲットは達成できないということを認識する。活性化されたグローバル・パートナーシップは、政府、市民社会、民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させるとともに、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援するための全世界の強い関与を促進する。

61. (実施手段)アジェンダの目標とターゲットは、我々の集合的な野心を実現するために必要な実施手段も取り上げている。それぞれの SDG のターゲット及び目標 17 で取り上げられている実施手段は、上述したように我々のアジェンダを実現するための鍵であり、その他の目標とターゲット同様に重要である。(これらの実施手段関連目標・ターゲットは)その他の目標の実施努力と、これらの進捗をモニターする枠組みの双方において同等のプライオリティーをもって扱う。

62. (アディスアベバ行動目標との関係)SDGs を含むこのアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みにおいて実現されるものであり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可欠な部分を成すアディスアベバ行動目標の具体的な政策と行動によってサポートされるものである。アディスアベバ行動目標は、2030 アジェンダのターゲットの実施手段を具体的な文脈に置くとともに、それを補足する助けとなるものである。これらは、国内のリソース、国内外の民間資金、国際開発協力、開発の牽引力としての国際貿易、負債及び債務持続性、体制的な課題、科学技術イノベーション、能力構築、データ、モニタリング及びフォローアップのすべてに関連してくるものである。

63. (各国と国際社会の役割)統合的な国家財政の枠組みによって支えられた国家の持続可能な開発戦略は、我々の取組の要となる。我々は、各国が自国の経済・社会開発に対して第一義的な責任があること、国家政策と開発戦略の役割は過小評価できないことを改めて表明したい。我々は、関連の国際的なルール及びコミットメントと合致する限りにおいて、各国がそれぞれの貧困撲滅や持続可能な開発のための政策を実施するための政策スペ

ースやリーダーシップを尊重する。同時に、一国の開発努力はそれを可能とする国際的な経済環境によって支援されなければならない、そうした環境とは、首尾一貫した、互恵的な国際貿易、通貨・金融システム及びより発達した地球規模の経済ガバナンスである。また、能力構築だけでなく、地球規模での適切な知識と技術の利用可能性を高め、促進するプロセスの構築が重要である。我々は、あらゆるレベルにおけるすべての主体によって、持続可能な開発のための政策一貫性及び環境整備の追求及び持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを再活性化することにコミットする。

64. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェイ (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。

65. (中所得国の課題) 我々は、中所得国も持続可能な開発を達成するために困難な課題に直面していることを認識する。今日までに達成された努力の成果を持続させるためには、様々な経験の共有、よりよい調整、国連開発システム、国際金融機関、地域機関及びその他のステークホルダーによる支援を通じてこれらの課題への取組を強化するべきである。

66. (国内資金の動員、各国のオーナーシップ) 我々は、すべての国にとって、ナショナル・オーナーシップの原則の下で強調されている公共政策及び国内リソースの動員と有効な活用は、SDGs の達成を含む持続可能な開発に向けた我々の取組の中心に置かれるものであるということを強調する。我々は、国内リソースは、あらゆるレベルでの整備された環境の下、経済成長によって生み出されるということを認識する。

67. (民間企業活動) 民間企業の活動・投資・イノベーションは、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な鍵である。我々は、小企業から協同組合、多国籍企業までを包含する民間セクターの多様性を認める。我々は、こうした民間セクターに対し、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求める。「ビジネスと人権に関する指導原則と国際労働機関の労働基準」、「児童の権利条約」及び主要な多国間環境関連協定等の締約国において、これらの取り決めに従い労働者の権利や環境、保健基準を遵守しつつ、ダイナミックかつ十分に機能する民間セクターの活動を促進する。

68. 国際貿易は、包摂的な経済成長や貧困削減のための牽引車であり、持続可能な開発の促進に貢献する。我々は、世界貿易機関 (WTO) の下、普遍的でルールに基づいた、開かれ

て、透明性があり予測可能性がある公平・無差別で包摂的な多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。我々は、すべての世界貿易機関（WTO）加盟国に対し、ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求める。我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国に対し、地域経済の統合と相互接続性の促進を含む貿易関連の能力構築を促進するための支援の重要性を強調する。

69. (債務)我々は、開発途上国が長期的な債務持続性を有することができるように、債権金融、債務救済、債務リストラ及びその他の債務管理等を適切に組み合わせて取り組む必要性を認識する。多くの国々は債務危機に対して脆弱であり、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国の他、幾つかの先進国も危機の渦中にある。我々は改めて、債務国と債権国が、持続不可能な債務を防ぎ、この解決に取り組まなければならないということを確認する。持続可能な債務のレベルを維持するのは、借入国の責任である。しかしながら、我々は、貸し手にも、一国の債務持続性を損なわない形で貸し出すという責任があるということを確認する。我々は、債務救済を受け、持続可能な債務を達成した国々の債務持続性の管理を支援する。

70. (技術促進メカニズム)我々は、持続可能な開発目標を支持するために、アディスアベバ行動目標で合意された技術促進メカニズム（TFM）を立ち上げる。TFMは、加盟国や市民社会、民間セクター、科学団体、国連やその他のマルチ・ステークホルダー間の協力に基づいている。また、その構成は、SDGsのための科学技術イノベーションに関する国連機関間タスクチーム（以下、国連機関間タスクチーム）、オンライン・プラットフォーム、SDGsのための科学技術イノベーションに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラム（以下、マルチ・ステークホルダー・フォーラム）から成っている。

- ・ 国連機関間タスクチームは、能力構築取組分野におけるシナジーと効率性を高め、科学技術イノベーションにおける国連システム間の協力、一貫性、調整力を高めることが期待されている。タスクチームは、現存資源を活用しながら、マルチ・ステークホルダー・フォーラムやオンライン・プラットフォームのモダリティーに関するプロポーザルの作成からこれらの運用・実施の準備のために、市民社会、民間セクター、科学者の各分野から構成される10人の代表者と協力してこれを行う。10人の代表者は、2年の任期で、国連事務総長によって任命される。タスクチームは、国連のすべての機関、基金、プログラムの他、経済社会理事会の下に設けられている機能委員会のいずれも参加できるが、最初のメンバーはTFMに関する非公式作業部会に関わってきた機関、すなわち、国連経済社会局（UNDESA）、国連環境計画（UNEP）、国連工業開発機関（UNIDO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際電気通信連合（ITU）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界銀行から構成される。

- ・ オンライン・プラットフォームは、国連内外にある既存の科学技術イノベーション関連メカニズム、プログラムのマッピング及びこれら情報・サービスへのゲートウェイの構築を行う。同プラットフォームは、科学、技術及びイノベーションに関する各種情報、成功例や教訓等へのアクセスを促進する他、公開されている科学情報の普及に貢献する。同プラットフォームの開発にあたっては、既存の科学技術イノベーション・プラットフォームへのアクセスや情報等を提供し、重複を避け相乗効果を強化するために、国連の内外で蓄積されてきた教訓も踏まえつつ、独立した技術的な調査を行い開発するものとする。
- ・ マルチ・ステークホルダー・フォーラムは、年1回、2日間の会期で様々なステークホルダーを招集し、持続可能な開発の実施を巡る科学技術イノベーション協力に関するテーマ別の議論を行う。このフォーラムでは、科学技術イノベーション協力及び能力構築に関するものを含め、技術ニーズとギャップを埋めるための様々なマッチメイキング、協力、能力構築等の機会が提供される。フォーラムは経済社会理事会議長によって招集され、経済社会理事会による年次「ハイレベル政治フォーラム」会合の前に開催されるか、テーマ等の関連性があれば他のフォーラム、会議等に関連づけて開催することができる。このフォーラムは2つの国連加盟国からなる共同議長の下で開催される。そして、その成果はポスト2015年開発アジェンダ実施のフォローアップ・レビューの観点から経済社会理事会「ハイレベル政治フォーラム」へのインプットがなされる。
- ・ 「ハイレベル政治フォーラム」の会議では、マルチ・ステークホルダー・フォーラムの成果がインプットされる。また、その翌年のフォーラムのテーマについては、上記国連機関間タスクチームの専門的インプットを得て決定される。

71. (普遍性、不可分性、関連性) 我々は、実施手段を含む本アジェンダ及び持続可能な開発目標とターゲットは、普遍的で、不可分、相互に関連していることを再度強調する。

フォローアップとレビュー

72. (フォローアップ・レビュー)我々は、次の15年に向けた本アジェンダの実施に関する組織的なフォローアップ・レビューへの関与にコミットする。力強く、自発的、効果的、参加型、透明かつ統合的なフォローアップ・レビューの枠組みは、実施への貢献に不可欠である。また、こうしたフォローアップ・レビューは、各国が誰一人も取り残さない進展を図るために、本アジェンダの実施を最大化し、その進捗をしっかりと把握することを支援する。

73. (各レベルでの必要性)国内、地域的、全世界の各レベルでの活動にあたっては、この枠組みが国民への説明責任を促進し、本アジェンダを達成するための効果的な国際協力を支援し、成功例の交換や相互学習を促進する。また、共通の課題や新たに対応が必要とされる課題への対処のための支援を動員する。本アジェンダはユニバーサルであるが故に、すべての国家間の相互信頼と理解は重要である。

74. (基本原則)すべてのレベルにおけるフォローアップとレビュー(FUR)のプロセスは、次の原則によって導かれる。

- a. これらのプロセスは、自主的で、国主導であり、多様な国の現実、能力、開発レベルを考慮し、政策スペースと優先事項を尊重する。国家のオーナーシップは、持続可能な開発を達成するための鍵である。よって、グローバル・レビューが各国の公的データ・ソースを基に行われることを踏まえると、国家レベルのプロセスによる成果は、地域及び全世界レベルでのレビューのための土台となるものである。
- b. これらは、ユニバーサルで、統合され、相互に関連しており、且つ3つの側面を有する持続可能な開発の性質を尊重した方法で、すべての国において、実施手段を含むユニバーサルな目標とターゲットを実施し、その進捗を計る。
- c. これらは、各国がしっかりとした情報に基づく政策を選択できるよう、長期的な方向性、達成度合い、課題、ギャップ、死活的に重要な成功の要素を見出し、各国への支援を行う。また、必要な実施手段とパートナーシップを動員し、解決策や成功例を導き出すとともに、国際開発システムの連携と有効性を高める。
- d. これらは、すべての人々にとって開かれて、包摂的で、参加型の、透明性を持ち、すべてのステークホルダーによる報告をサポートする。
- e. これらは、人間中心で、ジェンダーに配慮し、人権を尊重し、特に、貧困で脆弱な最も取り残された人々に焦点を当てたものとする。
- f. これらは、既存のプラットフォーム及びプロセスを活用し重複を避けて行われる。また、各国の状況、能力、必要性、優先事項に対応したものとする。新たな問題や新しい方法論の開発を考慮して改良を加えるとともに、各国の行政府における報告の負担を最小限

にする。

- g. これらは、各国の主導で行われる評価やデータに基づく正確で根拠のあるものである。各国が行う評価やデータは、高品質で、アクセス可能、時宜を得た、細分化されたデータに基づくものであり、具体的には、収入、性別、年齢、人種、民族的属性、移住者の法律上の地位、障害、地理的属性及びその他各々の国内での状況に関連のある特徴等を踏まえたデータである。
- h. これらは、特に、アフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国、中所得国等の開発途上国における国家資料システム及び評価事業の強化を含む能力開発の拡大を必要とする。
- i. これらは、国連システムと多国間機関による積極的な支援によって支えられる。

75. (指標)目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである。国連統計委員会の下に設けられた「SDG 指標に関する機関間専門家グループ (IAEG)」が策定するグローバル指標の枠組みは、2016年3月に国連統計委員会で合意され、既存のマンデートに基づき国連経済社会理事会及び総会で採択される。この枠組みは、実施手段を含むすべての目標とターゲットに対応したもので、SDGs に込められた政治的なバランス、野心のレベルを適切に反映したシンプルでありながらも妥協のないものである。

76. (能力開発)我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、高品質で、時宜を得た、細分化されたデータへのアクセスを確実にするため、統計局及びデータ・システムの能力強化のための支援を行う。我々は、地球観測や地理空間情報等を含む幅広いデータの活用を追求するために、各国のオーナーシップを前提としつつ、支援と進捗管理における透明性と説明責任を明確にした形での官民連携の拡大を促進する。

77. (各レベルでのレビュー)我々は、地方、国、地域、全世界レベルでの定期的且つ包括的なレビューの実施に取り組むことにコミットする。我々は、既存のフォローアップ・レビューの機関及びメカニズムを最大限活用する。国レベルの報告は、地域及び全世界レベルでの進捗と課題を特定することを可能とする。地域レベルの対話と全世界レベルでのレビューと併せ、様々なレベルにおけるフォローアップのための勧告を提供する。

国内レベル

78. (各国の対応)我々は、すべての国連加盟国が本アジェンダ全体の実施に関する実務的で野心的な対応に早急に着手するよう促す。これらは、既存の国家開発、持続可能な開発戦略等をふまえて、SDGs の移行を支援するものとする。

79. (国内での実施)また我々は、加盟国が、国及び地域レベルにおいて、各々の国のイニシアティブで行われる定期的で包摂的な進捗に関するレビューを行うことを促す。かかるレビューは、各国の現状や政策、優先課題を踏まえつつ、先住民、市民社会、民間セクター及び他のステークホルダーからの貢献を得つつ行われるべきである。また、国会やその他の機関もこうしたプロセスを支援する。

地域レベル

80. (役割)地域レベルでのフォローアップ・レビューは、自発的なレビューを含む相互の学び、共通のターゲットに関する成功例と議論を共有する有益な機会となり得る。この観点からは、地域委員会及び地域組織の協力を歓迎する。包摂的な地域プロセスは、「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」を含む、全世界レベルでのフォローアップとレビューに貢献するものである。

81. (適切な地域フォーラムの特定)既存の地域レベルでのフォローアップ・レビュー・メカニズムを踏まえたものとするために、我々はすべての加盟国に対し最も適切な地域フォーラムを特定することを求める。国連地域委員会は、この観点から加盟国への支援を継続することが期待されている。

全世界レベル

82. (ハイレベル政治フォーラム)「ハイレベル政治フォーラム (HLPF)」は、そのマンデートの定めるところに従い、総会、経済社会理事会、その他関連機関及びフォーラムとの一貫性を確保しつつ、全世界レベルでのフォローアップ・レビュー・プロセス・ネットワークの監督において中心的な役割を果たす。同フォーラムは、成功、課題、教訓を含む経験の共有を促進し、フォローアップのための政治的リーダーシップ、指導、助言を提供し、持続可能な開発政策に関するシステム全体としての一貫性と調整を促進する。また、本アジェンダ自体がその意義を失わず野心的なものであり続けるようにし、その進捗や、先進国及び開発途上国が直面している課題に焦点をあてなければならない。さらに、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に関するものを含む、関連する全ての国連の会合フォローアップ・レビュー活動との効果的なリンケージが構築される。

83. (事務総長報告書)「ハイレベル政治フォーラム」におけるフォローアップ・レビューにおいては、国連システムの協力の下、グローバルな指標枠組み及び各国の統計・情報システムによって作成されたデータに基づき、事務総長が毎年作成する「年次 SDG 進捗報告(annual SDG Progress Report)」が提出される。またこの他に、「グローバル持続可能開発報告(Global Sustainable Development Report)も活用されることになっており、この報告は、各国の政策立案者が科学的な裏付けをもって貧困撲滅及び持続可能な開発を促進し

ていけるようにするために科学と政策間の橋渡しを強化することを目指している。我々は、経済社会理事会議長に対し、「グローバル持続可能開発報告」について、そのスコープ、方法論、作成の頻度及び「年次 SDG 進捗報告」との関係あり方についての協議プロセスを招集し、そのプロセスの結果を、2016 年の「ハイレベル政治フォーラム」会期での閣僚宣言に反映する。

84. (ステークホルダーの関与) 経済社会理事会主催による「ハイレベル政治フォーラム」では、国連総会決議 67/290 を踏まえて定期的なレビューを実施する。同フォーラムでのレビューは、先進国、開発途上国の他、関連する国連機関、市民社会・民間セクターなどのステークホルダーに対し報告を促しているが、あくまで自発的な性格のものである。レビューは、閣僚やその他のハイレベル参加者が関与した国家主導のプロセスである。レビューは、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーの参加を通して、パートナーシップのためのプラットフォームを提供する。

85. (テーマ別レビュー) さらに、「ハイレベル政治フォーラム」では持続可能な開発目標の進捗に関するテーマ別レビューも開催する。こうしたテーマ別レビューは、各目標間の相互関連性を踏まえつつ、経済社会理事会の各種機能委員会及びその他政府間機関、フォーラム等によるサポートを受ける。こうしたテーマ別レビューはすべてのステークホルダーを関与しつつ、「ハイレベル政治フォーラム」の実施サイクルに統合されていく。

86. (アディスアベバ行動目標との関係) アディスアベバ行動目標にて言及されており、我々は、開発資金（会議）の成果に対するフォローアップ・レビューと本アジェンダのフォローアップ・レビューの枠組みに統合されている SDGs の全ての実施手段を歓迎する。開発資金に関する年次経済社会理事会フォーラムにおいて政府間合意の下で得られた結論及び提言については、「ハイレベル政治フォーラム」における本アジェンダ実施に関する全体のフォローアップ・レビューに役立てられる。

87. (総会主催 HLPF) 総会主催の下で 4 年に 1 回行われる「ハイレベル政治フォーラム」は、本アジェンダの実施、進捗及び課題の特定、さらなる実施促進のための動員を行う上でハイレベルでの政治的ガイダンスを与えるものである。国連総会の下で開催される次回ハイレベル政治フォーラムは 2019 年に開催され、以降、「四ヶ年包括政策レビュー (QCPR)」プロセスとの一貫性を最大化するために開催時期を調整することにする。

88. (国連開発システム) また、我々は、国連開発システムによる新たなアジェンダの実施に対して首尾一貫した集約された支援を確実にするために、システム全体で整合性のとれた戦略計画、実施、報告体制の重要性を強調する。関連する統治組織は、実施支援のレビュー及び進捗と支障を報告しなければならない。(こうした各々の国連開発システムの)

監督機関は、そうした支援の内容についてレビューを行いその進捗と障害について報告を行わなければならない。我々は経済社会理事会における「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を歓迎し、適切な対応が取られることを期待する。

89. (メジャー・グループ)「ハイレベル政治フォーラム」は、国連総会決議 67/290 に沿って、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーによるフォローアップ・レビューのプロセスへの参加を支持する。我々は、これらの関係者に対し、アジェンダの実施に対する彼らの貢献について報告することを呼びかける。

90. (HLPF に向けた事務総長報告書) 2016 年に開催される「ハイレベル政治フォーラム」の準備に向けて、我々は事務局長に対し第 70 回国連総会での検討に付するための報告書の作成を求める。具体的には、全世界レベルでの首尾一貫した、効率的で、包摂的なフォローアップ・レビューに向けた重要なマイルストーンを示す内容の報告書を求める。この報告書は、経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」における各国によるレビューのための組織アレンジに関する提言を含むものとする。また、同報告は組織の責任を明確にし、各年テーマ、テーマ別レビューの結果、「ハイレベル政治フォーラム」に関する定期的レビューについてガイダンスを示すものとする。

91. (結語) 2030 年までに、より良い世界へと変えるため、本アジェンダを十分活用し、達成するための揺るぎないコミットメントを、我々は改めて確認する。

「児童の権利に関する条約」

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又

は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者

の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第 10 条

- 1 前条 1 の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条 1 の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第 11 条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第 12 条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 13 条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1 の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第 14 条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が 1 の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第 15 条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第 16 条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第 20 条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第 22 条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児

童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際

協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって收容された児童に対する処遇及びその收容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第 26 条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機會の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する

機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及び

レクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童

を保護する。

第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において

行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった行為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定

すること。

- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第 2 部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
(※1995 年 12 月 21 日、「10 人」を「18 人」に改める改正が採択され、2002 年 11 月 18 日に同改正は発効した。)
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出する

よう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 48 条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 49 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

第 50 条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第 51 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

人権教育を巡る新たな論点:「ビジネスと人権」に関する行動計画について

「ビジネスと人権」に関する行動計画 (概要)

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、**国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。**
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。**企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。**
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る**一貫性の確保**
- **日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上**
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (3) 社会全体の人権に関する**理解促進と意識向上**
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセス**(※)を導入することを期待。

(※ 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。)

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

人権教育を巡る新たな課題

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

- | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|
| <p>ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ディーセント・ワークの促進 ● ハラスメント対策の強化 ● 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等） | <p>イ. 子どもの権利の保護・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献 ● 児童買春に関する啓発 ● 子どもに対する暴力への取組 ● スポーツ原則・ビジネス原則の周知 ● インターネット利用環境整備 ● 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施 | <p>ウ. 新しい技術の発展に伴う人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応 ● AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進 | <p>エ. 消費者の権利・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エシカル消費の普及・啓発 ● 消費者志向経営の推進 ● 消費者教育の推進 | <p>オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザイン等の推進 ● 障害者雇用の促進 ● 女性活躍の推進 ● 性的指向・性自認への理解・受容の促進 ● 雇用分野における平等な取扱い ● 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い | <p>カ. 外国人材の受入れ・共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進 |
|--|---|--|---|---|---|

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

- ア. 公共調達**
- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール of 徹底
- イ. 開発協力・開発金融**
- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施
- ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大**
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
 - 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
 - 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
 - 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
 - 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話
- エ. 人権教育・啓発**
- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
 - 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
 - 中小企業向けの啓発セミナーの継続
 - 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
 - 教育機関等に対する、行動計画等の周知
 - 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

- ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進**
- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
 - 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
 - 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
 - 「価値協創ガイダンス」の普及
 - 女性活躍推進法の着実な実施
 - 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
 - 海外における国際機関の活動への支援
- イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援**
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
 - 中小企業を対象としたセミナーの実施
 - 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

- 司法的救済及び非司法的救済**
- 民事裁判手続のIT化
 - 警察官、検察官等に対する人権研修
 - 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
 - 人権相談の継続
 - 人権侵害の予防、被害の救済
 - 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
 - 裁判外紛争解決手続の利用促進
 - 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進